

結婚・出産・子育て支援の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続して行いました。
- イ 産後安心して子育てできるよう、周産期の親子を支える医療機関、産後ケア事業所等関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりに努め、母子支援事業の拡充に向け取り組みました。
- ウ 疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳幼児健診、二次乳幼児健診、育児教室や相談を実施しました。
- エ 国の「妊婦のための支援給付交付金・妊婦等包括相談支援事業」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円を給付する経済的支援を一体的に実施しました。
- オ 生後1か月児の発育及び健康状態把握のため、費用の一部を公費負担し、1か月児健診事業を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、関係機関と連携し父親も含めた妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の強化を図ります。
- イ 次世代の健康保持増進や妊娠前の健康管理の取組と、不妊治療の助成を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
26年度	不育症治療費助成事業開始
27年度	産後ケア事業開始
28年度	子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置
30年度	母乳・育児相談事業開始
令和元年度	産婦健診事業開始
2年度	オンライン離乳食教室・1歳児教室、オンライン子育て相談開始
4年度	出産・子育て応援事業開始。オンライン離乳食教室を、年度後半から対面で同時に行うハイブリット方式で実施
5年度	新生児聴覚検査事業開始・低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業開始
6年度	産後ケア事業の減免支援開始。1歳児教室を、地域での育児支援事業に移行
7年度	1か月児健診事業開始

イ 統計資料

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	121	304	186	246
産後ケア事業	72	81	150	240
母乳・育児相談事業	531	427	460	442
産婦健診事業	2,991	2,691	2,718	2,467
離乳食教室（初期）	年18回 延170人	年12回 延224人	年18回 延232人	年18回 延238人
離乳食教室（中期）	年18回 延80人	年12回 延109人	年12回 延114人	年12回 延125人
オンライン1歳児教室	年18回 延79人	年12回 延114人	-	-

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援の充実

こども若者部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 令和7年度の取組みと成果

令和7年5月から、市公式LINEを活用したこどもプラザの入退館管理システムを導入しました。これにより、利用者はスマートフォンから事前登録や入退館手続きを行うことができ、受付の簡素化と利便性の向上を図ることができました。

また、施設の混雑状況をリアルタイムで確認することも可能となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の子育て施策が市民に浸透していない傾向が伺えることから、子育てガイドブックホームページを見やすくするなど、情報提供の改善を進めます。

イ 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携を強化していきます。

ウ 不登校児童・生徒の居場所として、教育委員会と連携しながら、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度 筑摩こどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始

17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始

20年度 相澤病院内で病児保育開始（以降、平成23年度に梓川診療所（4月）、平成30年度に丸の内病院（4月）、まつもと医療センター（7月）、4カ所で病児保育を実施）

25年度 子どもの居場所として、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を開設

令和元年度 こどもプラザ4館全てに「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュを1名ずつ配置

4年度 学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の運営場所を移転

5年度 多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」としてイオンタウン松本村井内に5館目の芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）を開設

明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合し明善児童センター（つどいの広場）を新設

イ 統計資料

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
こどもプラザ延べ利用者数（5館）	73,673人	76,699人	68,835人
つどいの広場延べ利用者数（20カ所）	64,664人	59,921人	48,279人
子ども子育て安心ルーム相談件数	4,376件	4,812件	5,182件
病児保育延べ利用者数 / 病後児保育延べ利用者数	1,995人 / 191人	2,157人 / 130人	1,981人 / 110人
ファミリー・サポート・センター活動回数	3,257回	2,980回	2,621回
子育てサポーター訪問事業延べ利用者数	2,997人	2,564人	2,586人
はぐルッポ延べ利用者数	2,975人	3,343人	3,340人

結婚・出産・子育て支援の充実

3 放課後等の居場所対策

こども若者部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が安心・安全に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（26館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（28か所）で実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12か所）へ運営補助をしています。
- ウ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を市内5か所で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加や、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化した木造児童館の改築を検討するとともに、利用児童の増加により狭隘化した施設の改築や遊戯室へのエアコン設置、トイレの洋式化、照明のLED化を計画的に進めます。
- ウ 子ども・子育て支援事業計画に基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び放課後児童クラブと一体的または、連携した事業実施を模索します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・児童センターを整備）
61年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大 山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
22年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
23年度	高宮児童館を児童センターとして改築
24年度	島内児童館を児童センターとして改築
26年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築 子ども・子育て支援事業計画を策定
28年度	松本市放課後子ども総合プラン施行
30年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
令和2年度	波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置
5年度	寿台児童館・内田児童館を統合し、明善小学校敷地内に明善児童センターを新設
6年度	大野川小中学校に放課後子ども教室を開設

イ 統計資料

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
児童館・児童センター他延べ利用者数（31館）	608,161人	641,096人	645,204人
放課後児童健全育成事業登録児童数（28館）	3,156人	3,356人	3,502人
放課後子ども教室延べ利用者数（5か所）	4,131人	5,007人	8,063人

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども若者部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 保育士採用試験に係る社会人枠の受験年齢の上限の引上げ（35歳→40歳）
- イ 公立保育園・幼稚園におけるICT端末の更新及び増配による事務負担軽減の促進
- ウ 保育士確保に向けた保育士養成校への訪問及び潜在保育士の掘起し

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 全国的に保育士が不足する中、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。
- イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面を始めとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成29年度	嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
30年度	保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
令和2年度	正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施
3年度	正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化
4年度	会計年度任用保育士及び幼稚園教諭の月額報酬加算（令和4年2月から開始）
5年度	幼稚園業務ICT化
6年度	保育士採用試験制度の見直し、在園児の継続意向調査等の電子化による園の事務負担軽減、保育士養成校での保育士業務等の周知、潜在保育士相談会参加
7年度	保育士採用試験制度の見直し（社会人枠の受験年齢上限を35歳から40歳に引上げ）

イ 統計資料

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
正規保育士配置数A	271人	279人	276人	277人	276人	285人
正規休暇者数B	32人	38人	33人	43人	40人	36人
正規勤務数C=A-B	239人	241人	243人	234人	236人	249人
会計年度任用保育士数D	205人	214人	205人	209人	199人	204人
会計年度任用保育士休暇者数E	8人	3人	6人	5人	8人	3人
会計年度任用保育士勤務数F	177人	187人	189人	201人	187人	197人
会計年度任用保育士欠員数G=D-E-F	20人	24人	10人	3人	4人	4人

個性と多様性を尊重する学校教育

1 学都松本の推進

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年6月に策定した第3次教育振興基本計画では「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念に掲げています。子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 豊かな自然環境と少人数を活かした教育を展開する学校に市全域から就学を可能にする小規模特認校制度を活用し、利用者は安曇小中学校中で20人、中山小学校で11人となり、一定の成果を挙げました。
- イ 学校や家庭以外の居場所で、子どもの豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業を実施しました。学習支援と生活相談を行う14か所の事業に交付金を交付し、学びの機会の多様化を推進しました。
- ウ 松本市と他都市の2つの学校で教育を受けることができる区域外就学制度「松本デュアルスクール」を運用し、大野川小中学校及び奈川小中学校での積極的な活用を推進しました。
- エ 市民の日常の学びの充実を図るため、部局連携による学都松本推進事業を開催し、12講座に約3,800名が参加しました。また、令和6年度末をもって学都松本推進協議会を廃止し、令和7年度以降、学都松本推進事業全般への提言といった役割は社会教育委員が担うこととなりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 小規模特認校制度では、小規模環境の維持と制度利用者の増加の適正なバランスについて注視します。
- イ 子どもの学びを地域で支える取組みを一層推進するため、学習支援団体の拡大を図るとともに、学習支援者リストの今後のあり方について研究します。
- ウ 大野川小中学校及び奈川小中学校でのデュアルスクールの積極的な活用のため、住宅支援等を関係課と連携して進めます。
- エ 第3次教育振興基本計画で掲げた「松本まると学都構想」の実現に向け、部局横断的な取組みを進めるとともに、効果的・効率的な事業手法を検討します。また4次計画の令和9年度策定に向けた準備を進めます。

(4) 現在までの経過

- | | |
|--------|--|
| 平成23年度 | 松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定 |
| 24年度 | 第1回学都松本フォーラムの開催 |
| 25年度 | 学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置 |
| 29年度 | 第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け |
| 令和2年度 | 第9回学都松本フォーラム中止 |
| 3年度 | 松本市教育大綱を新たに策定 |
| 4年度 | 安曇小中学校へ小規模特認校制度を導入
学都松本寺子屋事業を開始
第3次教育振興基本計画を策定 |
| 5年度 | 部局連携・信大連携による学都松本推進事業を開催
松本デュアルスクールを導入し、大野川小中学校等で体験入学者を受入れ |
| 6年度 | 中山小学校へ小規模特認校制度を導入
学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議を廃止（6年度末） |

個性と多様性を尊重する学校教育

2 学校教育情報化推進事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのＩＣＴによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図るものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 学習用1人1台端末（令和3年3月から5年間の賃貸借で使用）について、令和7年度に国補助事業を活用した端末更新を行いました（「Chromebook」の更新配備）。
- イ ＩＣＴ支援員の配置及びユーザーアカウント管理について、業務委託による長期的かつ安定した校内における学習のＩＣＴ支援を実施しました。
- ウ 平成31年6月から5年間賃貸借をしていた中学校8校の学習用と校務用ＩＣＴ機器（サーバー、教室用大型提示装置（プロジェクター等）、印刷機器類）について、効率的かつ効果的に運用していくため令和7年9月に契約更新を行いました。
- エ 上記のほか、学習や校務の情報化に向けたシステムの試験導入と検証を行いました（中学生が世界の多様な大人の生き方や価値観に触れグローバルな視点を養うことが出来る授業支援サービスやデジタル採点ソフト等）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国の「全国学力・学習状況調査」の結果では、学校や子どもたちの学習用一人一台端末の活用度は年を追う毎に向上していますが、「毎日活用」等は全国平均と比較して低調であるなどの傾向があります。
- イ ＩＣＴ機器の調達については、世界情勢や物価の変化と価格上昇に伴い、契約額が増加傾向です。引続き、契約の統廃合や更なる調達機器の精査を検討していく必要があります。
- ウ ＩＣＴ支援員の配置は令和9年7月まで3年間の業務委託契約となっており、今後の人的配置等について検討を進める必要性があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度 学習用1人1台端末や校内の無線LAN環境、このほか教育用クラウドサービスを用いた授業等のＩＣＴ活用を開始【学習関連】
統合型校務支援システムを全校で運用開始【校務関連】
- 4年度 「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」を全校で運用開始【校務関連】
- 6年度 ＩＣＴ支援員配置及びアカウント管理業務の契約更新（3年間）【学習関連】
学校のインターネット接続回線の拡充（接続方式の変更と大規模校の回線増設）【学習関連】
- 7年度 県市町村共同調達による児童生徒及び職員の1人1台端末の更新

イ 統計資料

小中学校端末配備台数（令和8年3月31日現在）

	学習用端末（児童生徒及び教職員）		校務用端末（教職員用）	図書館端末	備 考
	総数	（うちGIGAスクール）			
小学校	13,406 台	（13,374 台）	1,116 台	56 台	
中学校	7,430 台	（6,898 台）	594 台	60 台	
計	20,836 台	（20,272 台）※	1,710 台	116 台	※ 左記以外（学校教育課等（支援用））に49台配備

個性と多様性を尊重する学校教育

3 インクルーシブ教育の推進

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

全ての子どもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会を実現するため、こども若者部や関係機関と連携して、医療的又は教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、切れ目のない支援を行います。

また、小中学校等において、その時点での教育的ニーズに対して、最も適切で、かつ、連続性のある支援を受けられるよう、多様な学びの場の整備に努め、インクルーシブ教育を推進します。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 学校の支援力向上のため、こども若者部をはじめ関係機関と連携を図りました。
- イ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う児童生徒の交流が活発になるように校長会にて周知を図りました。
- ウ 特別支援学校設置について、学校教育課内に新設した設置準備室を中心に準備を進め、令和7年5月に、有識者や保護者等で構成する設立準備委員会を立ち上げて、学校設置の基本方針等について議論を行うとともに、教育委員会において設置場所を源池小学校、清水中学校に決定しました。令和8年2月には源池小学校に併置する小学部について、施設整備の設計業務に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市インクルーシブセンターが開設から2年経過しました。専門職や他機関との連携には改善の余地があり、さらに効果的な連携の形を模索しています。
- イ 副学籍制度について、子ども一人ひとりに寄り添った交流となるよう求められています。在籍校および副学籍校と連携し、より充実した交流となるようさらなる工夫を考えていきます。
- ウ 特別支援学校設置について、令和9年4月の寿台支援学校源池分教室設置及び令和11年の開校準備を着実に進めるとともに、進捗について地域や保護者等へ積極的な情報提供を行い、機運醸成を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども若者部と教育委員会が連携し、令和6年4月に松本市インクルーシブセンターを開設しました。

また、令和5年度の知事と市長の意見交換以降、市立特別支援学校の設置検討を開始し、市立小中学校に併置する形での学校設置準備を進めています。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計 令和7年度まで）

年度	診断数	1校当平均
R 3	1,415 件	30.1 人
R 4	1,463 件	31.1 人
R 5	1,538 件	32.7 人
R 6	1,590 件	33.1 人
R 7	1,639 件	34.9 人

個性と多様性を尊重する学校教育

4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒の支援に取り組みます。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 9月と2月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、令和7年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、いじめ重大事態に関する調査内容について共有し、いじめの未然防止の及び再発防止に向けた取組みについて協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーと指導主事が学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校職員とともに検討しました。
- ウ 不登校支援関係者懇談会を開催し、学校、関係機関等との情報共有と連携強化を図ることで、不登校児童生徒への支援体制の強化を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 不登校による欠席30日以上の子どもの数は、令和6年度と比較して、小学校・中学校ともに増加しました。多様な学びの場をより一層充実させることにより、誰ひとり取り残さない学びの保障に努めることが必要となっています。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めるとともに、子どもがSOSを出しやすい仕組みづくりが必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和5年度 市独自の「SSW」を1名増員し、4名配置しました。また、校外の「中間教室」の名称を「教育支援センター」と改変するとともに、市南部に「寿教育支援センター」を新設しました。さらに、各教育支援センターを利用する児童生徒から愛称を募集し、鎌田教育支援センターを「みらい」、山辺教育支援センターを「どんぐり」、波田教育支援センターを「あかり」、寿教育支援センターを「よつば」としました。
- 6年度 市独自の「SSW」を1名増員し、5名配置しました。また、10月には山辺の教育文化センター内に「オンライン教育支援センター」を新設しました。愛称は、児童生徒から仮想空間やメールを通じて募集し、投票の末「まつとも」に決定しました。
- 7年度 民間のフリースクール等の施設を利用する際の、保護者にかかる利用料の負担を軽減することを目的に、「フリースクール等利用児童生徒支援補助金」の交付を開始しました。

イ 統計資料

不登校児童生徒の推移 ※月例調査による

	年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	不登校児童数(人)	224人	308人	404人	381人	419人
	前年度増減(人)	3人	84人	96人	△23人	38人
	在籍率(%)	1.9%	2.6%	3.3%	3.4%	3.8%
中学校	不登校生徒数(人)	304人	372人	371人	369人	435人
	前年度増減(人)	68人	68人	△1人	△2人	66人
	在籍率(%)	5.2%	6.3%	6.5%	6.5%	7.8%

個性と多様性を尊重する学校教育

5 豊かな学びの実現

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

松本市独自の教職員研修の充実と、学びの改革にチャレンジする小中学校を支援するリーディングスクール Matsumoto サポート事業により、多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 教職員研修の実施

中核市として市独自に策定した教職員研修計画に基づき、教職員研修を実施しました。

(ア) 職務別研修、専門研修、課題別研修、特別研修、市費教職員研修など、様々な職域やニーズに応じた75の多様な講座を開設し、全国的に活躍する有識者など多彩な講師を招き、現代的な教育課題に対応した研修を実施しました。

(イ) 長野県教育委員会と連携し、県が実施する研修にも松本市の教職員が参加しました。

(ウ) 7月25日に全教職員研修「まつもと学びの日」を開催し、松本市の全教職員が、学校や授業の目指す姿を共有しました。

(エ) 松本市における教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、次年度に向けた教職員研修計画を策定しました。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業の実施

学びの改革にチャレンジする8校をリーディングスクールに指定し、人的・財政的支援等により学校づくりの取組みを推進することで、松本市全体で学校改革・授業改善を目指す機運の拡大を図りました。

(ア) 中山小、岡田小、旭町小、開明小、並柳小、梓川小、旭町中、菅野中の8校が、リーディングスクールとして設定したテーマの実現に向け、先進校への視察研修と外部講師を活用しながら学校改革に取り組みました。うち4校では学びの改革推進支援員を配置し、取組体制の強化を図りました。

(イ) 新たに学びの改革に取り組む学校8校をリーディングスクール・アソシエイト校とし、リーディングスクール8校と一体的に支援を行いました。

(ウ) リーディング校の取組みを市内の全学校で共有する「リーディングスクール・フェス」を1月30日に開催しました。各校の実践発表と意見交換会により、市全体で学校改革と授業改善に向けた機運を高めることができました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 研修の本格実施3年目となった令和7年度には、前年度を大きく上回る研修への参加があり、教職員自身の「学びの意識」が定着してきました。引き続き、魅力的・効果的な研修の実施に向け、研修のあり方を検討していきます。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業では、令和5年度以降、延べ26校が人的・財政的支援を受けて先進的な実践を行うとともに、他の学校がそれを視察し取り入れようとする動きも見られました。引き続き、リーディング校の取組みの先鋭化とともに、市内全校への横展開を意識して事業を展開していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年4月	松本市が中核市に移行 県費負担教職員の研修権限が県から移譲
4年4月	松本市教育研修センター設置
5年2月	定例教育委員会にて松本市教職員研修計画を策定
4月	教職員研修を本格スタート、リーディングスクール Matsumoto サポート事業を開始
7年3月	県教育委員会、長野市教育委員会、松本市教育委員会が教職員研修に関する連携協定を締結

イ 統計資料

(ア) 教職員研修

年度	研修数(回)	参加人数(人)
R5	60	1,774
R6	70	3,544
R7	70	3,590

(イ) リーディングスクール Matsumoto サポート事業

年度	リーディングスクール校(校)	アソシエイト校(校)	改革推進支援員配置(人)
R5	8	9	4
R6	8	6	4
R7	8	8	4

個性と多様性を尊重する学校教育

6 小中学校施設整備事

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の機能性向上を図り、延命化を行うための長寿命化事業を計画的に進めるとともに、照明のLED化、設備機器の更新、トイレの改修工事を行い、学校施設の環境整備を目的としています。

また、学校施設は、避難所施設としての役割もあるため、誰もが使いやすい施設整備を目指します。

(2) 令和7年度の取組みと成果

ア 長寿命化改良事業

(ア) 菅野小、梓川小の第3期工事、波田小、高綱中の第1期工事、高綱中の第3期工事の実施設計を完了

(イ) 波田小、高綱中の第2期工事、波田小の第3期工事の実施設計に着手

イ 公募型プロポーザルで決定した業者により、丸ノ内中学校改築事業の基本計画・基本設計を完了

ウ 開成中のトイレ洋式化・乾式化、増設工事（共用多目的トイレ整備工事含む）、小学校4校、中学校1校の共用多目的トイレ整備工事を完了

エ 中学校9校の校舎のLED化、大野川小中学校LED化の実施設計を完了

(3) 現状の分析と今後の課題

昭和40年代から50年代の人口急増に対応するため建設された学校が多く、その多くが老朽化し現在建替えの時期を迎えています。また、少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級は増加しています。今後は、子どもたちの個性を尊重し、多様な教育内容に柔軟に対応できる学校施設にするとともに、教職員の働き方改革につながる施設整備を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度	松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定
30年度	学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を完了
令和2年度	劣化状況調査業務委託の結果を基に松本市学校施設長寿命化計画を策定
3年度	清水中学校にエレベーターを設置
4年度	清水小にエレベーター及びいす式階段昇降機を設置 筑摩野中のグラウンド改修工事を完了

イ 統計資料

(ア) 長寿命化改良事業、改築事業

学校名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
菅野小	[完了]基本設計及び第1期工事実施設計	[完了]第2期工事実施設計	[完了]第1期工事、第3期工事実施設計	[完了]第2期工事 [着手]第3期工事	[完了]第3期工事
梓川小		[着手]第1期工事	[着手]第2期工事		
波田小	—	[完了]基本設計及び第1期工事実施設計	[完了]第2期工事実施設計 [着手]第1期工事	第1期工事中	[完了]第1期工事 [着手]第2期工事、第3期工事実施設計
高綱中	—	—	[完了]基本設計及び第1期工事実施設計	[完了]第2期工事実施設計 [着手]第1期工事	[完了]第1期工事、第3期工事実施設計 [着手]第2期工事
今井小	—	—	[完了]劣化度調査		
岡田小	—	—	[完了]劣化度調査		
丸ノ内中	[完了]耐力度調査	—	—	[着手]基本計画・設計	[完了]基本計画・設計
開成中	[完了]耐力度調査	—	—	—	—
本郷小	—	[完了]耐力度調査	—	—	—

(イ) トイレ改修事業

工事内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
洋式化改修	小学校2校	小学校6校、中学校6校	小学校9校、中学校2校	—	—
多目的トイレ設置	—	—	小学校1校、中学校3校	—	小学校4校、中学校1校
大規模改修（洋式、多目的）	—	—	—	菅野中	開成中

(ウ) 照明器具LED化事業

R6年度	R7年度
[屋内運動場、柔剣道場]小学校13校、中学校10校	[校舎]中学校9校、[実施設計]大野川小中学校

個性と多様性を尊重する学校教育

7 トライやるエコスクール事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成22年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和7年度の実施と成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動を通して環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、地域を題材とした探究的な学びを取り入れた教育実践が広がっています。今後も地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組むと共に松本市ゼロカーボンプランと結び付け、さらなる活用を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度 「トライやるスクール事業」として小学校3校、中学校2校のモデル校を対象に実施
12年度 全校に実施を拡大
22年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和7年度 トライやるエコスクール事業費

区分	実施校	事業費	1校当たり平均額	備 考
小学校	27校	7,230千円	267千円	大野川小、筑摩小及び四賀小は国型コミュニティスクール事業へ移行し、両予算を統合
中学校	19校	8,460千円	445千円	会田中及び大野川中は国型コミュニティスクール事業へ移行し、両予算を統合

トライやるエコスクール事業の活動例

区分	内 容
総合	・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1人1鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか
エコ	・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか

個性と多様性を尊重する学校教育

8 コミュニティ・スクール事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

地域住民・保護者・学校等が、子どもや地域に対する思い等を共有しながら学校運営に積極的に参画し、地域全体で子どもたちの豊かな学びを支え、特色のある「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 地域と学校が連携した事業の実施状況調査（令和6年度実績）では、326件の多様な取組みが報告され、地域の力を活かした教育活動により、体験的な学びの充実、地域理解の深化、世代間交流の促進、学校と地域の信頼関係の強化が図られており、「地域とともにある学校づくり」が着実に推進されています。一方で、ボランティア人材の確保・高齢化や、関係機関との調整に係る教職員の負担が大きいことが明らかとなりました。
- イ 松本らしい公教育の充実に向け、多様な体験を通じた子どもの成長や、地域ネットワークの広がりへつなげるため、令和5年度から大野川小・中学校（モデル校）に加え、令和7年度から四賀小・会田中学校、筑摩小学校において国型制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）を横展開しました。
- ウ 校長会、公民館長会、公民館主事会で研修会を実施し、コミュニティ・スクールについて更なる理解と意識の醸成を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国型モデル校では、推進員の効果的なコーディネートにより、ボランティア人材の確保や教職員の負担軽減等の課題が解決され、「地域とともにある学校づくり」の推進が加速しました。
- イ 松本版から国型へ移行するには、適した推進員の確保や効果的な配置等の課題があるため、学校や地域関係者、関係課などで議論を進める必要があります。

(4) 現在までの経過

- | | |
|--------|--|
| 平成20年度 | 地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9地区） |
| 23年度 | 事業の実施地区を市内35全地区に拡大（～継続） |
| 30年度 | 学校サポート事業とコミュニティ・スクール事業を一体化し、松本版コミュニティ・スクールとして事業開始 |
| 令和3年度 | 学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施
コミュニティ・スクール事業のあり方検討会を立上げ |
| 4年度 | コミュニティ・スクール事業のあり方検討会等で国の制度導入などについて検討 |
| 5年度 | 大野川小・中学校で国型を導入したモデル校事業を開始 |
| 7年度 | 四賀小・会田中学校、筑摩小学校で国型を導入したモデル校事業を開始 |

子どもにやさしいまちづくり

1 子どもの権利推進事業

こども若者部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 松本市子どもの権利に関する条例について、子どもを性被害から守る条文の追加や子どもの権利擁護委員の増員に係る改正を行いました。
- イ 「松本市子どもの権利の日」市民フォーラムは、戦後80年の節目に平和活動報告会との共同事業として、戦時下から現在までの子どもの権利の成り立ちについて学ぶ機会を設けたほか、まつもと子ども未来委員会からの市への提言、高校生によるパフォーマンス等を行いました。
- ウ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談（延454件）に対応しました。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配布しました。
- エ 子どもの意見表明や社会参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題に関する学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました（委員34人、委員会13回）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自己肯定感の高い子どもの割合は約7割弱にとどまっています。子ども自身の自己肯定感を高めるため、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みの拡充を進めます。
- イ すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画踏まえて、子どもの権利を尊重した施策を行うとともに、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	松本市子どもの権利に関する条例を施行 子どもにやさしいまちづくり委員会を設置 子どもの権利擁護委員を配置、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
26年度	まつもと子ども未来委員会を設置 子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
令和元年度	第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
3年度	まつもと子どもの権利ウィークを創設
6年度	第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
7年度	松本市子どもの権利に関する条例を一部改正（子どもを性被害から守る条文追加等）

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査（3年ごとに実施）

区 分	H30年度	R3年度	R6年度
自己肯定感の高い子どもの割合	60.7%	64.3%	69.5%
松本市子どもの権利に関する条例の認知度	57.4%	66.4%	50.1%

1 こども家庭センターによる支援体制整備

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。

松本市自立支援協議会・松本児童家庭支援センターあいくを新たに構成団体に加え、障がいのある児童への相談・支援の強化を図りました。

イ 「こんにちは赤ちゃん事業」について、民生委員・児童委員及び主任児童委員への研修を実施し、乳児家庭の孤立を防ぐため事業の継続を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 多様化・複雑化する相談ニーズのなかには、司法に関する相談もあるため、要保護児童対策地域協議会の構成団体に家庭裁判所など司法関係の機関を加えることを検討します。

イ 令和6年度に実施した「ヤングケアラー実態把握調査」結果から「ヤングケアラー」という言葉の認知度が、まだまだ低いということが分かったため、令和8年度に再度実施する同一の調査で認知度が高められるように、周知・啓発活動の強化に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	児童虐待の防止等に関する法律施行
17年度	子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
18年度	要保護児童対策地域協議会を設置
21年度	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
令和元年度	松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
2年度	松本市子ども家庭総合支援拠点設置
6年度	松本市子ども家庭総合支援拠点の仕組み等を変え、松本市こども家庭センターを設置

イ 統計資料

	家庭児童相談	子育てショートステイ事業	こんにちは赤ちゃん事業
R5年度	681件（内、虐待45件）	39人（延べ165泊）	1,040件（内、支援対象59人）
R6年度	684件（内、虐待37件）	65人（延べ176泊）	1,244件（内、支援対象61人）
R7年度	743件（内、虐待48件）	94人（延べ185泊）	1,144件（内、支援対象46人）

2 インクルーシブセンター事業

(1) 目標

発達障がいや発達に心配のある子どもと、医療的ケアが必要な子ども及び小児慢性特定疾病の子どもとその保護者を継続して総合的に支援します。さらにインクルーシブ教育を推進し、すべての子どもたちが健やかに育ち、共に遊び学ぶインクルーシブな共生社会を目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 速やかな支援開始のため、医療・保健・保育・福祉・教育の専門支援チームが連携して対応し、必要に応じて対象の児童生徒の検査・アセスメントを行いました。
- イ インクルーシブ教育推進員が小中学校を訪問し、学校現場の支援力向上を図りました。
- ウ 関係機関と連携し、医療的ケア児の個別避難計画の作成に取り組みしました。
- エ 発達に関する診療連携体制の構築に向けて、市内及び近隣市の医療機関との情報交換等を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

受診待機期間中から速やかに支援が始められるように、学校や医療機関等と連携して対応しています。学齢期の相談割合が多く、学校への行き渋りや不登校、読み書き困難などの学習の困難さ等、相談内容は多岐にわたっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 22 年度	あるぶキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
27 年度	なんぶくプラザ内に「あるぶキッズ支援室」を整備
令和 2 年度	松本市発達障害児支援基本指針を策定
6 年度	松本市発達障がい児等の支援に関する条例の施行 松本市インクルーシブセンター開設

イ 統計資料

区 分	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
発達相談	－	1,178 人	－	1,804 人	－	1,608 人
巡回支援	231 回	632 人	162 回	442 人	176 回	457 人
まつもとふたばネットワーク (電子@連絡帳)	－	－	－	利用者数 181 人	－	利用者数 314 人
あそびの教室	340 回	2,584 人	347 回	2,465 人	343 回	2,310 人
ペアレントトレーニング	42 回	223 人	42 回	220 人	42 回	238 人

3 子どもの居場所づくり推進事業

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 地域における子どもの居場所づくりを推進し、安全、安心で温かな地域社会を創造することを目的に、概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付しました。令和7年度は29会場（24団体）の交付を決定しました。
- イ 未設置校区のある地区にアンケートを実施し、地区のニーズの把握を行いました。
- ウ 松本地域のプラットフォームを活用し、広域間での情報を共有しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小中学校区に1カ所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和6年度と比較して新規実施が4会場に増え、事業が浸透しつつありますが、支援者の高齢化や物価高騰等により、今後の事業継続に課題を抱えている既存団体もあります。
- ウ プラットフォームなどを通じて情報交換を行い、より新たに取り組むやすく、持続可能な事業にしていく必要があります。
- エ 様々な事情を抱えた子どもたちが、参加しやすくなるよう事業を行っていく必要があります。
- オ 市の公式ホームページなどによる周知やアンケート調査を行い、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	「子ども貧困対策の推進に関する法律」施行
27年度	子どもの貧困対策に関する調整会議を設置 市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施
28年度	松本市ひとり親家庭実態調査 保育園・幼稚園における在園時調査を実施
29年度	松本市子どもの未来応援指針の策定 子どもの居場所づくり推進事業の開始

イ 統計資料

実施状況の推移

年度	会場数	団体数	実施地区
令和2年度	13会場	11団体	8地区（第一、第三、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
令和3年度	13会場	11団体	9地区（第一、第三、庄内、島内、島立、寿、寿台、里山辺、波田）
令和4年度	16会場	13団体	10地区（第一、第三、庄内、島内、島立、新村、寿、寿台、里山辺、波田）
令和5年度	18会場	15団体	13地区（第一、第三、城北、庄内、島内、中山、新村、神林、芳川、寿、寿台、里山辺、波田）
令和6年度	25会場	21団体	18地区（第一、第三、城北、城東、白板、庄内、松南、島内、島立、新村、神林、芳川、寿、寿台、岡田、里山辺、今井、波田）
令和7年度	29会場	24団体	21地区（第一、第三、中央、城北、安原、城東、白板、庄内、松南、島内、島立、新村、神林、笹賀、芳川、寿、寿台、岡田、里山辺、今井、波田）

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども若者部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所(研修施設、体育施設)を7か所で開設しています。
- イ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しています。
- ウ 活動の発表の場や市に直接意見を表明できる機会として、市政への提言や市長・教育長と学生が直接対談する場を、年に1度、青少年健全育成市民大会の中で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、リーダーの育成のため講習会等を実施していきます。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、多くの情報の中から正しい情報を選択する力を身に付けるため、教育委員会等と連携しながら講座を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
20年度	市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始
22年度	市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始
23年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
26年度	あがた児童センター2階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置
29年度	Mウイング2階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設
令和5年度	勤労者福祉センター3階図書室に、「青少年の居場所」スペースを設置

イ 統計資料

区 分			R5年度	R6年度	R7年度
青少年の居場所	延べ利用人数	体育施設	960人	962人	774人
		研修施設	648人	885人	842人
メディア・リテラシー講座	実施校数		35校	40校	39校
	受講者数	児童・生徒	5,426人	7,774人	8,096人
薬物乱用防止啓発講座	実施校数		38校	44校	44校
	受講者数	児童・生徒	3,647人	4,528人	4,494人
まちかど保健室	延べ相談件数		52件	49件	11件

2 青少年ホーム事業

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和7年度の取組みと成果

- ア コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを7回開催しました。また、信濃むつみ高校の先生がコーディネーターとなり、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。
- イ ヤングスクールは、夏期は13講座、秋期は12講座、冬期は9講座を開催しました。
- ウ こどもプレイパークは、「子どもたちが楽しく遊べるまちなかの遊び場」をテーマに若者が主体となって実施しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 令和5年度から、ひきこもりの若者を支援するため、ひきこもりの現状を理解しながら、当事者の対応に寄与することを目的とした研修会を開催し、令和7年度は4回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が運安心して過ごすことができる居場所づくりの推進と情報発信を行います。
- イ 自らの意見を表明し、多様な活動に挑戦できる機会としてヤングスクールの充実を図ります。
- ウ 若者が積極的にまちづくりに参加することができるためのイベントや活動を周知します。
- エ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- オ ひきこもりの若者を支援するための研修会の開催や支援団体、居場所の周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始
- 7年度 青少年ホーム業務を「生涯学習課」から「若者参画課」へ移管

イ 統計資料

青少年ホーム登録者数推移

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
登録者数（人）	178	167	185	162	151

3 地区公民館のフリースペース開放事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

地区公民館に学習・活動をするためのフリースペースを開設し、放課後や休日の学生の居場所を創出します。また、フリースペースを切り口に、若者と公民館の接点を生み出し、住民等とも交流するなかで、多世代が参画する公民館・地域へつなげます。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 7地区公民館（第三地区・城東・白板地区・島内・芳川・寿・庄内地区）で、若者のフリースペースを開設し、5,186人が勉強や読書、ゲーム等で利用しました。常連で利用する学生や、地域イベントと一緒に手伝える若者の姿が見られるなど、「ほど良い距離感」のなかでつながりが生まれはじめています。
- イ 庄内地区公民館では、フリースペースを利用する高校生が、地域振興団体の企画するゴジラ製作に参加するなど、地区行事への若者参画が進みました。また、第三地区公民館では、毎日開放したことで、高校生を中心に利用が定着しました。
- ウ 利用者の定着化へ向け、若者のニーズの把握や、開放日時をテスト期間前に集中させるなど、利用促進に向けた取り組みを進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フリースペースに利用者が集まる要件として、小学生は「自宅の近くにあり、勉強よりも遊べる場所であること」、中学生は「学校と自宅との動線上にあること」、高校生は「学校に近い場所であること」、全世代共通としては「一定の開放頻度と、適度な距離感で人間関係を作れる大人の存在が必要であること」等がわかりました。
- イ 利用者の定着や、公民館職員等の大人との「ゆるやかな関係性」の構築が進んだ公民館がある一方で、利用者数等に地区差がありました。定着に必要な要件や年代別のニーズが見えてきたことから、今後は各館の実態を把握し、状況に応じた開放・運営を検討することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和4年11月19日 多事争論会で、若者から公民館を居場所とすることに係る提案
- 5年6月～ 市内の高校生に、学習スペース利用に関するアンケートを実施
- 9月～ 若者フリースペースの開設について、地区公民館と調整
- 6年8月1日 市内7地区公民館（第三地区・庄内地区・白板地区・芳川・寿・島内・城東）に、学習に限定しないフリースペースを開設
- 7年4月～ フリースペースの開放時間等を一部変更

イ 統計資料

フリースペース7館の利用者数

年度	R 6 (R 6. 8～R 7. 3)	R 7	合計	増減
利用者数	2,306 人	5,186 人	7,492 人	+2,880 人

ニーズに応じた生涯学習の実現

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

教育委員会 生涯学習課

～第41回公民館研究集会・令和7年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

各地で取組みを展開する住民・職員が一堂に会し、身近な地域や生活・暮らしの課題について共に考え、互いに学びあうことで、「気づき」や「つながり」を持ち帰り、再び地域の実践に生かしていくことを目的として開催します。

(2) 令和7年度の実践と成果

ア 大会概要

- (ア) 期日 令和8年2月15日（日）
- (イ) 会場 中央公民館（Mウイング）他
- (ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会
- (エ) 主管 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」実行委員会
- (オ) 内容

【基調講演】

- ・演題 「多様性×協働＝新しい価値」
- ・講師 早坂 淳（長野大学社会福祉学部教授）

【分科会】

各地区で展開される地域づくり等の実践事例を調査し、自治活動、地域福祉、若者の地域参画、地域基盤づくり、地域資源の活用などをキーワードに、5分科会を設定

イ 参加者数 延べ250名

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 分科会では実践事例の報告に留まらず、事例から課題の本質や背景を共有し議論の場としたことで、多様な主体的参画と新たな気づき、つながりを得られました。
- イ オンライン（ZOOM）を活用し、旭町中学校とサンプロ・アルウィンにサテライト会場を設置することで、分科会テーマに即した立地での開催へつなげました。
- ウ 分科会へ多様な主体が参加するためには、社会教育や公民館、地域づくりに精通する公民館職員が、多角的な視点から分科会をコーディネートする必要があるため、職員研修の充実や社会教育主事有資格者を増やすなどの取組みが求められます。

(4) 現在までの経過

- 昭和61年 3月 第1回松本市公民館研究集会 開催
- 平成19年 10月 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催
- 29年 1月 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会 開催
- 30年 2月 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催

ニーズに応じた生涯学習の実現

2 教育文化センター再整備事業

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

建築後 40 年を経過した教育文化センターの経年劣化に対応し、空調設備を中心とした改修工事を実施するとともに、令和 4 年度に実施したアドバイザー会議の意見を踏まえ、教育文化センターを、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと大人、教職員が共に育つ「(仮称)学都ラボ」として再整備することを目指すものです。

(2) 令和 7 年度の取組みと成果

- ア 実施設計業務を完了し、工法・工程等具体的な工事内容を決定しました。
- イ 工事期間中の事務室等仮設先に情報創造館庁舎を選定し、スケジュール等調整を行いました。また、山辺教育支援センター等教育文化センター内の関連機関とも仮設に向けた協議を進めました。
- ウ 工事及び工事に伴う臨時休館について周知するとともに、休館前最後の記念イベントを開催し、プラネタリウムには約 280 人が来場し、設立以来、記録的な集客数となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和 10 年 5 月の本体工事竣工に向け着実な工事監理を行うとともに、工事中の講座等事業の実施や「(仮称)学都ラボ」に向けた事業の見直し等について、運営委員会や利用者の意見を踏まえ検討します。
- イ 科学展示室の展示構成、プラネタリウム投映番組の制作及び新規講座の開拓等リニューアルオープンに向けた準備に着手します。

(4) 現在までの経過

- 令和 元 年 8 月 新科学館建設検討委員会を設置
- 12 月 教育民生委員協議会において基本計画（素案）を承認
- 2 年 4 月～ 事業棚卸による事業の見直し
- 11 月 見直し方針決定（宇宙に特化した展示内容見直し、情報通信分野再検討等）
- 3 年 11 月 教育民生委員協議会において棚卸結果について報告
- 12 月 市議会 12 月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明
- 4 年 2 月 経済文教委員協議会において再整備方針について承認
- 4 月～ アドバイザー会議において、再整備内容、施設・事業の方向性等につき協議
- 5 年 9 月 経済文教委員協議会において、アドバイザー会議の検討結果、「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性を報告
- 10 月～ 「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性について教育文化センター運営委員会で意見交換及び再整備の方向性・スケジュール・ゾーニングイメージ等について検討
- 6 年 6 月 経済文教委員会において、再整備の方向性・スケジュール・ゾーニング等について承認
- 9 月 教育文化センター再整備工事実施設計着手
- 8 年 1 月 経済文教委員協議会において工事内容、全体計画、臨時休館について承認
- 2 月 教育文化センター再整備工事実施設計完了

ニーズに応じた生涯学習の実現

3 公民館等の改修、整備

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

ア 公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング（中央公民館）第4期工事を行い、7年度で中間改修工事が終了しました。また、島立公民館の屋根・外壁の補修及び照明・トイレ他、各種設備の更新を行うため、実施設計を行うとともに、奈川公民館については、奈川文化センター夢の森への移転が完了したため、旧奈川公民館の解体に着手（8年度終了予定）しました。

イ Mウイング2階 若者居場所整備事業

若者が学習・交流する環境を提供して若者の居場所づくりを促進するため、Mウイング2階のふれあいロビーに若者の居場所を整備しましたが、7年度はさらに拡充を図り、休憩や談話等のスペースを追加整備しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。

イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

年度	大規模改修	移転整備等	中間改修
H 16	入山辺公民館	—	—
H 20	安曇公民館	—	—
H 22	梓川公民館	—	—
H 24	神林公民館	—	—
H 26	鎌田地区公民館	—	—
H 27	今井公民館	—	—
H 28	内田公民館	—	—
H 29	笹賀公民館	波田公民館（移転）	—
H 30	和田公民館	—	—
R 3	—	里山辺公民館（移転新築）	—
R 4	—	奈川文化センター夢の森 （奈川公民館を移転）	Mウイング第1期
R 5	—	—	Mウイング第2期 松南地区公民館
R 6	—	—	Mウイング第3期
R 7	—	新村公民館（増築） 奈川公民館（解体 R 7～8）	Mウイング第4期

イ 統計資料

公民館等の経過（築後）年数

経過年数	施設数①	内、整備済み	割合 （①/40*100）
～20年	8館	2館	20.0%
21年～30年	14館	1館	35.0%
31年～40年	12館	7館	30.0%
41年～	9館	6館	15.0%

整備状況

項目	施設数等
生涯学習施設	40館
新築・移転・大規模改修済み	11館
中間補修実施済み	2館
整備割合（中間補修を除く）	22.5%

（統計の数値はR8年3月現在）

ニーズに応じた生涯学習の実現

4 図書館利用環境の充実

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民が図書館の「学ぶ」基盤を通して、さらに新しいつながりや交流を持つことができるような、松本らしい生涯学習の拠点として、市民が主役の図書館サービスの充実を図るため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年度に策定した「松本市図書館未来プラン」に定める図書館基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を実現する取組みを積極的に行い、プランの推進を図りました。

イ 子どもの読書活動の推進

ブックスタート・セカンドブック、サードブック事業の実施、読み聞かせボランティア養成講座などの人材育成事業の実施、令和8年度更新のサードブックのリストの見直しを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 図書館利用環境の充実

市民のさらなる図書館利用促進を図るため、「松本市図書館未来プラン」に沿った図書館サービスの充実に努めます。

開館から34年が経過した中央図書館の長寿命化改修工事の実施設計を行うとともに、改修工事中の機能維持について検討します。

イ 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・学校等各団体との連携体制づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成31年2月 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
令和元年5月 「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
2年7月 「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出
4年10月 「松本市図書館未来プラン」策定
6年10月 村井駅サービスポイントを開設
11月 四賀公民館図書室サービスポイントを開設
7年6月～8年3月 中央図書館長寿命化改修工事基本設計実施

イ 統計資料

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市民1人当たり図書館貸出冊数	6.6冊	6.5冊	6.4冊	6.5冊	6.6冊
市民の図書館利用カード登録割合	20.7%	20.2%	22.3%	20.1%	19.6%

※ 令和4年3/25～4/6耐震対策工事に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和4年6/20～6/24LED照明更新工事のため波田図書館が閉館、令和5年9/22～9/26図書館システム更新のため全館閉館、9/18～10/3松南地区公民館改修工事のため南部図書館が閉館、令和6年3/15～3/29耐震対策工事終了に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和8年2/23～2/27IC機器設置工事のため閉館

ニーズに応じた生涯学習の実現

5 図書館資料・情報の収集、提供

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 令和7年度は、適正な蔵書内容の点検・維持に努め、書庫の狭隘の解消を図りました。
- イ オンラインデータベース導入数が11件に増加しました。
- ウ 長野県と県内市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」、視覚に障害がある方のためのアクセシブルライブラリーを継続実施、「きこえない・きこえにくい方」向けの体験会を実施し利用促進を図りました。
- エ 利用者登録及び「デジとしょ信州」の電子申請を継続実施し856件の申請を受付しました。
- オ 全館の資料にICタグを貼付し、セルフ貸出機等のIC機器を導入し利用者サービスの向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状
社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図っています。また、時間や空間の制約を受けず誰でも気軽に情報にアクセスできる電子図書館サービスの普及に努めています。
- イ 今後の課題
地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方、中央図書館の改修に伴う休館中の機能維持、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方の検討、また、市民の利便性向上のため導入したIC機器の利用促進のため、サービスポイントを含めて利用者に対して継続して周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年6月	信濃毎日新聞データベースの提供開始
	以降令和6年度までに全10件のデータベースを順次導入
28年3月	宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管
30年3月	宗教館文庫の全てを博物館へ移管
令和6年10月	村井駅サービスポイントを開設
11月	四賀公民館図書室サービスポイントを開設
7年4月	オンラインデータサービス MieNa（市場情報評価ナビ）を提供開始
7月	ICタグの貼付を開始
8月	公式LINEのアカウントを開設

イ 統計資料

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
蔵書数	1,307,599 冊	1,324,551 冊	1,338,409 冊	1,330,838 冊	1,289,298 冊
市民一人当たり	5.5 冊	5.6 冊	5.7 冊	5.7 冊	5.6 冊

ニーズに応じた生涯学習の実現

6 展覧会事業の実施

文化観光部 博物館

(1) 目標

松本市立博物館の3つの基本方針①ふかめる、②はぐくむ、③つなげるに沿って、社会教育施設としての役割及び街中の賑わいを創出するため、特別展や企画展を開催します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 春開催の特別展「信州の工芸－作り手たちの原点－」では、信州各地で活躍する現代作家の作品を展示するとともに、作家たちの原点となる作品や博物館収蔵資料をあわせて並べることにより、工芸の原点を考える機会を提供しました。
- イ 夏開催の特別展「地獄の入口－十王のいるところ－」では、松本市内に伝わる閻魔像を中心とした十王関連文化財を一堂に会し、また県内に伝わる貴重な文化財も合わせて展示しました。松本地域の信仰の一端を紹介するとともに、地域に保存されている身近な文化財の価値について発信する機会となりました。
- ウ 秋開催の特別展「日本刀は美しい」では、国宝や重要文化財に指定されている刀剣を中心に、日本刀の美しさやそれぞれの刀に秘められた歴史と技の輝きを楽しんでもらう展示となりました。日本の暮らし・文化にかかわりの深い日本刀の魅力について、外国人観光客をはじめ多くの方に発信する機会となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民、企業、団体等と連携しながら、展覧会を通して、引き続き松本の魅力・価値の発信を行います。
- イ 約9万件の収蔵資料を活用する特別展示を行います。

(4) 統計資料

展覧会名	会 期	来館者数 満足度（アンケート結果）
信州の工芸－作り手たちの原点	令和6年4月19日(土)～6月9日(月)	7,129人 86%
地獄の入り口－十王のいるところ	令和7年7月5日(土)～9月1日(月)	17,749人 90%
日本刀は美しい	令和7年10月2日(木)～11月16日(日)	16,515人 96%

ニーズに応じた生涯学習の実現

7 松本まると博物館構想の実現

文化観光部 博物館

(1) 目標

1 階活用市民会議の提言の一つである「新博物館は市民が活躍する場になる」を実践するため、市民学芸員養成講座を継続実施し、市民学芸員の活動をサポートします。また、市民ガイドを充実させ、ガイドの自己実現及び来館者の満足度を向上させ、街への回遊性へつなげます。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 市民学芸員養成講座を、年9回実施し、10名が修了しました。成果品として、交流学习室で、パネル展示を行いました。
- イ 市民学芸員の会は、七夕人形の会、犀川通船の会、城下町町名の会、六地藏の会、お蚕の会等、興味のある分野ごとに博物館学芸員のもと、学びを深めました。七夕人形のワークショップ、3階ロビーでのあめ市展等を開催しました。
- ウ 常設展示市民ガイドが、定期的に常設展示ガイドツアーや、テーマを決めて街中の回遊性を高める講座等を行い、好評でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和8年度も、継続して市民学芸員養成講座を開催し、市民学芸員の活動をサポートします。
- イ 常設展示市民ガイドの、ステップアップ講座、常設展示ガイドツアー、街歩き講座等を継続して実施します。

(4) 現在までの経過

平成12年度	松本まると博物館構想策定	
18年度	第1期市民学芸員養成講座開催	18名修了
19年度	第2期市民学芸員養成講座実施	15名修了
20年度	第3期市民学芸員養成講座実施	11名修了
21年度	第4期市民学芸員養成講座実施	11名修了
22年度	第5期市民学芸員養成講座実施	6名修了
23年度	第6期市民学芸員養成講座実施	9名修了
24年度	平成24年度から29年度まで休止	
30年度	第7期市民学芸員養成講座実施	12名修了 松本市歴史文化基本構想策定
令和元年度	第8期市民学芸員養成講座実施	9名修了 第1回博物館まつり実施
2年度	第9期市民学芸員養成講座実施	5名修了 第2回博物館まつり実施
3年度	第10期市民学芸員養成講座実施	8名修了 第3回博物館まつり延期
4年度	第11期市民学芸員養成講座実施	13名修了 第3回博物館まつり実施
5年度	第12期市民学芸員養成講座実施	13名修了 第4回博物館まつり実施
6年度	第13期市民学芸員養成講座実施	6名修了 第5回博物館まつり実施
7年度	第14期市民学芸員養成講座実施	10名終了

(修了生合計146名 内実質活動者数68名)

全ての世代にわたる食育の推進

1 子どもを豊かに育む食育の推進

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成をめざします。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

ア 食育の推進

「食に関する指導の全体計画」に沿って、学校と連携し、栄養教諭等による全市立小学4年生の授業や、給食時の学校訪問による対面での食育事業を中心に実施しています。また、学校・家庭へ給食への理解を深めるとともに食の大切さを学ぶ機会とし、給食提供にあわせて食育の資料の配信を行いました。

イ 地産地消の推進

(ア) 地産地消率向上のため、主要野菜を中心に地場産物の使用について積極的に取り組みました。

(イ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物使用の拡大を図り、環境にも配慮した安全安心な給食の提供を目指して、「環境にやさしい給食の日」を設け、全ての市立小中学校の給食に低農薬米、無農薬や低農薬で作付けした農作物を使用した給食を2回提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、令和4年に小学5年生であった対象児童の喫食率が令和7年に中学2年生となった際には減少しています。朝食欠食の課題を各学校と共有し、小学4年生への朝食の授業を全校で実施するとともに、家庭へ情報発信します。

イ 給食の残食量が多いことや各学級での喫食の様子から、適正な栄養量の摂取ができていない児童生徒が一定数いることが推定されます。適切な栄養摂取が現在及び将来の健康に重要であることを理解してもらうため、自分の食事の適正量を把握する授業を、中学校全校を対象に実施します。

ウ 食事の重要性について意識を高めるための「給食の時間における食に関する指導」を小中学校各学年で実施します。

エ 上記の取組を円滑に進めるため、令和8年度から栄養教諭等の担当校制を導入し、学校との連携を強化しながら、食育指導の充実を図ります。

オ 地産地消を進めるため、関係機関及び事業者等と連携し、長野県産食材の使用割合を維持しながら、松本地域産食材の使用割合の向上にも取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取組みとして、学校給食に、郷土食や松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を6月から2月に月1回提供し、児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

令和4年：小学5年時 91.0% → 令和7年：中学2年時（令和4年 小学5年時）86.3%

※ 長野県教育委員会事務局保健厚生課実施：令和7年度児童生徒の食に関する実態調査より

※ 設問は、学校がある日の喫食の有無

(イ) 学校給食における地場産物の使用率

主要野菜 15 品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和7年 39.7%、令和8年度末 40%目標

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していこうとするものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 一般給食から隔離した専用調理室を設け、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて各学校へ配送しています。

令和7年度アレルギー対応食提供人数 140人（令和7年7月）

イ 個々の児童生徒のアレルギー原因食物や症状等の情報共有と、アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を行っています。

アレルギー対応食解除人数（一般給食を食べられるようになった人数）7人（令和8年3月）

ウ 小中学校及び学校給食課職員を対象に事故防止及び緊急時対応に関する理解を深めるための研修会を実施しました。

参加人数 220人（小中学校45校教職員 133人、学校給食課職員 87人）

(3) 現状の分析と今後の課題

ア アレルギー対応食提供人数は、平成27年度をピーク（203人）に減少傾向です。保護者との個別懇談会等を通じ、適切な治療や対応につながっているものと考えられます。

イ 誤食事故防止のため、年度当初の研修会や提供校の全学級への訪問を行い、対応食の提供方法の確認や事故等について情報共有を図るなど、学校と連携しながら実施します。

ウ 対応食の適切な見直しにつなげるため、児童生徒及び保護者に対し、正しい知識の普及の取り組みを継続します。

エ 令和8年度から大規模センター（西部・東部センター）において、新入学児童の対応食提供開始時期を7月から5月へ前倒しします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年1月	アレルギー対応食提供開始（7食）
12年4月	実施要綱制定
13年4月	西部学校給食センター開設
17年8月	アレルギー室拡張（西部）
18年8月	アレルギー室拡張（第2）
21年8月	東部学校給食センター開設
22年11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」（※以降3年に1度実施）
令和4年4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
6年3月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル別冊資料発行
7年8月	小中学校及び学校給食課職員対象「食物アレルギー研修会」開催

イ 統計資料

食物アレルギー対応食提供児童・生徒数（各年度7月1日現在）

（単位：人）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	179	169	163	144	140

切れ目ない健康づくりの推進

1 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市健康増進総合計画に基づき、地域を基盤とした健康づくりを推進します。地域づくりセンターを中心に、保健師、福祉ひろば職員、地区生活支援員、地域包括支援センター職員、その他地域の関係する地区組織（民生児童委員・食生活改善推進員・体力づくりサポーター等）と連携し、より身近な地域での健康づくりを強化推進します。

(2) 令和7年度の取組みと成果

ア 地区を拠点とした保健活動の充実や地区担当職員との連携強化を図るため、保健師の地区駐在化を実施し、身近な地域での健康づくりに取り組みました。

母子保健業務、全世代対象の健康相談の充実、地区診断に基づいた健康課題への取組み、地区への健康情報の発信等を実施しました。また、地域包括支援センター職員及び地区生活支援員と連携した身近な地域で早期からの社会参加・身体活動・口腔・栄養対策（フレイル予防）など、健康に対する予防的な関わりに重点を置き活動しました。

イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場7回コースで実施しました。新たに30人が食生活改善推進員として加入（会員数234人）し、市内35地区で地区課題に沿って食生活改善栄養指導事業を実施するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で、様々な年代を対象とした食生活改善に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 保健師が、身近な地域で健康づくりを推進するため、健康相談等の環境整備を行うとともに、地区課題を明確化し、課題に沿って取り組みを、住民や関係機関、地区担当職員等と連携しながら進めます。

イ 引き続き食生活改善推進員の養成を行うとともに、健康課題や望ましい食習慣について等、地域住民が自ら学び、活動する場の支援、さらには地域の健康づくりに向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過

松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度	食生活改善推進員の活動開始
57年度	食生活改善推進協議会組織化
平成9年度	松本市による食生活改善推進員養成教室を開始
18年度	松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞
令和4年度	40周年記念事業実施

切れ目ない健康づくりの推進

2 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診等各種検診の受診率の向上に取り組むものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 松本市国民健康保険特定健診や後期高齢者健診等の基本健診、がん検診受診券、各がん検診無料クーポンを1通に同封し個人通知により受診勧奨を行いました。また、各種検（健）診のWEB申込みについて啓発し、若い世代の受診勧奨を強化しました。
- イ 自治体検診事務のデジタル化に向け、国が実施する実証事業へ参加し、専門企業からのサポートを受けながら、DX化に向けた体制整備、課題の検証を始めました。
- ウ FMまつもと、広報まつもと等の各メディアへの出演及び情報掲載、SNS等のインターネットを通じた周知・啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 要精密検査となった方の精密検査受診率が低い大腸がん検診等で、精密検査受診を促す取り組みが必要です。（令和8年度から、精密検査対象者全員へ、受診を促すパンフレットを配布予定です。）
- イ 実証事業に継続して参加し、DX化に対する課題を踏まえ、対策の検討を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	HPV（ヒトパピローマウイルス）併用検診、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始
令和4年度	WEB予約サイトの開設

イ 統計資料

区分	R6年度			R7年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	69,047	2,532	3.67	68,982	2,464	3.57
胃がん検診	74,908	2,656	3.55	74,792	2,430	3.25
大腸がん検診	74,908	15,232	20.33	74,792	14,793	19.78
子宮がん検診	42,728	10,299	24.10	42,642	10,228	23.99
乳がん検診	40,090	10,858	27.08	40,007	10,587	26.46
前立腺がん検診	27,941	5,748	20.57	28,090	5,655	20.13

切れ目ない健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりとともに、健康保持増進を図るため保健事業の充実を目指しています。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 後期高齢者医療は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者を対象として、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。市は、保険料の徴収、各種申請や届け出の受付、保健事業などの業務を担っています。
- イ 後期高齢者健康診査は健康づくり課が担当し、令和7年度の対象者37,600人（要介護3～5は希望者のみ）のうち受診者は15,966人で、受診率は42.5%でした。このうち、人間ドック受診者は1,435人でした。
- ウ 令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に国保、後期、介護保険で連携して取り組んでいます。
- エ 令和7年度からは健診質問票からフレイルの判定を行い、フレイル該当者への保健指導を行う取り組みを開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。
（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施）
- イ 人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、高齢者が自身の健康を確認する選択肢を広げています。
- ウ 高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り組む重症化予防事業やフレイル予防事業は、高齢者のQOL（生活の質）を高めるとともに、医療費や介護保険給付費の負担軽減につながるため、多くの市民に関心を持ってもらえるように取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	健康診査の開始	健康診査市独自検査項目3項目追加
21年度	健康診査に市独自検査項目2項目追加	23年度までに7項目を追加
令和3年度	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始	
7年度	後期高齢者質問票からフレイル該当者の把握と保健指導の実施（R6年度試行）	

イ 統計資料

後期高齢者健康診査

（健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	伸び率（%）
R 3	33,722	15,123	44.8	△ 2.4
R 4	34,665	15,536	44.8	0.0
R 5	35,955	15,203	42.3	△ 2.5
R 6	36,697	15,968	43.5	1.2
R 7	37,600	15,966	42.5	△ 1.0

※ 令和2年度から後期高齢者健康診査の対象から要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

切れ目ない健康づくりの推進

4 フレイル予防の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

フレイル予防対策として、医療連携の体制整備を進めるとともに、フレイル該当者の把握と予防の周知啓発、保健指導を実施するものです。また、身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場の創出と、健康づくりを支援する人材を育成するものです。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア フレイルを 방지、健康の保持増進、医療費および介護給付費の伸びを抑制するために、「フレイル予防の推進」に関する専門者会議を開催し、今後の方向性について協議しました。
- イ 後期高齢者健診の質問票からフレイル該当の判定を行い、フレイル該当者への保健指導を行う取り組みを開始し、21 か所の医療機関で 376 名に対し保健指導を行いました。また、効果的な保健指導を行うため、保健指導を行う医療機関の必須研修に位置付けたフレイルサポートスタッフ研修を 2 回開催し保健指導実施医療機関の拡充を図っています。
- ウ フレイル該当者を把握するため、介護保険未認定の 75 歳以上一人暮らし高齢者を対象に電力スマートメーターによるフレイル検知事業を行い、573 名が参加しました。事業効果の判定を行い、令和 7 年度末で休止としました。
- エ 身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりとして、週 1 回運動を行うサークルの立ち上げ支援を行い、新たに 7 サークルが立ち上がり、全 144 サークル（うち 4 サークル休止）が活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア フレイル健診等で把握したフレイル該当者に対し個別支援を行い、必要な場合は医療につなげるなど、医療と連携したフレイル対策を行います。
- イ フレイル要因となる痩せリスクの方が、国や県と比較して多く、地域へ出向き改善につながる啓発活動を行っていますが、個別の保健指導及び改善につながる啓発の強化に取り組むことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	地域の中で運動を支援するボランティア「体力づくりサポーター」育成開始
令和 元 年度	自主運動サークル支援事業を開始
3 年度	「体力づくりサポーター育成事業」と「自主運動サークル支援事業」を地域介護予防活動支援事業へ移行
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始。「フレイル健診と健康教室開始」
4 年度	フレイル予防推進協議会の設置
5 年度	電力スマートメーターフレイル検知事業開始（7 年度末をもって休止）
7 年度	後期高齢者健診の質問票を活用したフレイル該当者の把握と保健指導の開始

イ 統計資料

年度	体力づくりサポーター	自主運動サークル立上げ	フレイル予防	
	全登録者数（人）	サークル数（か所）	健診数（回）	講座数（回）
R 3	395	70	77	70
R 4	412	93	95	76
R 5	392	126	77	74
R 6	373	137	79	77
R 7	372	144	85	84

切れ目ない健康づくりの推進

5 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、松本市健康増進総合計画を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 若い世代で健（検）診受診率が低い傾向があるため、スマートフォンやPCから各種検診を予約できるようWEBサイトを継続運営しました。
- イ 過去の特健診受診結果やレセプトデータを人工知能により分析した、対象者の特徴別受診勧奨通知の作成・発送に加えSMSを活用し、同分析による勧奨効果を順位づけした受診勧奨に取り組みました。
- ウ 生活スタイルが多様な市民が自分に合った健康に良い行動を選択する「プラス choice 選んで実践生活習慣病予防」をコンセプトとした、ロゴマークの活用、ホームページの作成により周知を実施しました。職域との連携方法を模索し、協会けんぽ、労働基準監督署等と協力し情報発信を行いました。
- エ 第4期松本市食育推進計画に基づき、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」等の周知を継続して実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康への関心・無関心、年齢や性別を問わず誰もが健康情報を得て、自ら進んで健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。
- イ 市民一人ひとりが体験を通じて豊かな食生活を育めるよう、作る・味わう等の体験ができる講座やICTの活用を通じ、個人の実践につながる食育を推進します。
- ウ 健康増進総合計画策定に向け、進捗状況の確認やデータ分析を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（20年度～24年度）策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」（23年度～32年度）策定
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（25年度～29年度）策定
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（30年度～34年度）策定
令和4年度	松本市健康増進総合計画（5年度～9年度）策定

イ 統計資料

特定健康診査・特定保健指導

単位：％

年度	R4	R5	R6	R7
特定健康診査受診率	42.8	42.4	42.5	42.5
特定保健指導実施率	45.0	40.3	42.1	

※ 令和7受診率は速報値。保健指導は実施中

切れ目ない健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課
保健予防課

6 受動喫煙の防止

(1) 目標

健康増進法及び松本市受動喫煙防止に関する条例に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民一人ひとりが理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア はじめの1本を吸わせない取り組みとして、小中学生に向けた医療従事者等によるたばこの害に関する教育活動、小学校高学年に啓発動画活用、小6、中3へ元気アップだよりの配布、ハタチの記念式典参加者へ周知を実施しました。
- イ 禁煙支援ガイドを活用し、医師会・歯科医師会・薬剤師会と禁煙支援の連携を図りました。
- ウ 世界禁煙デーに併せ禁煙啓発強化月間として、市公式ホームページのブランディングエリアに掲載しました。
- エ 受動喫煙防止エリア周知のため松本駅前、松本城で啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な施策の推進を図ります。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙支援の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。
- エ 受動喫煙防止区域の拡大に向けて検討を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年3月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
12月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」（禁煙エリア）に設定
30年7月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
8月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
10月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31年3月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和元年7月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行市公共施設での原則敷地内禁煙開始
10月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始
3年4月	中核市移行に伴い特定施設等へ指導及び助言等の事務が長野県から移譲
4年4月	松本城公園・旧開智学校までの道路を「受動喫煙防止区域」に指定 松本城公園公共指定喫煙所運用開始
6年1月	小学校高学年向け啓発動画作成
7年10月	受動喫煙・ポイ捨て防止対策庁内会議の立ち上げ

イ 統計資料

年度	R 4	R 5	R 6	R 7
喫煙率（国保特定健診受診者の内、習慣的に喫煙する者）	11.3%	11.3%	11.4% （決定値）	11.7% （速報値）

切れ目ない健康づくりの推進

7 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 第3期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、啓発・教育・相談・支援体制の強化に取り組みました。
- イ 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」で個別相談に対応しました。
- ウ 自殺死亡率の高い子どもや若者・働き盛り世代にICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるため、検索連動型広告を実施しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施しました。保健師による出前講座を中学生、保護者、教員に向けて行いました。また、CAPプログラム（子どもへの暴力防止）を地域で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 気づき見守る地域づくり及びゲートキーパー研修を通じて、身近にいのちを支える「ゲートキーパー」の養成を促進します。※ゲートキーパーとは：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと
- イ 自殺死亡率の高い若年層への対策として、「SOSの出し方に関する教育」を、教育機関、地域団体等と連携して推進します。
- ウ 働き盛り世代への対策として、検索連動型広告により、自殺のリスクとされる様々な要因（勤務問題、生活困窮、DV等）に悩む方に対し、自殺予防相談窓口の周知を継続します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定
令和4年度	第3期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 統計資料

(ア) 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和7年度）

相談日数	242日
相談件数	1,506件（実人数118人）

相談者118人の年齢別内訳（令和7年度）

（単位：人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
12	9	22	26	21	16	8	4	118

(イ) ICTを活用した検索連動型広告実績

広告表示数（広告が表示された回数。検索した際、必ず表示されるとは限らない）	59,155回
広告クリック数（広告が表示された際、広告をクリックし、相談窓口を確認した回数）	7,320回
広告クリック率（広告クリック数／広告表示数×100）	12.37%

1 感染症予防対策の推進

健康福祉部 保健予防課

(1) 目標

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症の予防・感染拡大防止に向け、的確な対応が行える体制づくりを推進します。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 感染症法に基づき、発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の予防を図りました。
- イ エイズ・性感染症予防対策は、電話や面接による相談、HIV 迅速検査及び性感染症検査（梅毒・クラミジア）を行うとともに、検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、市公式 SNS での情報発信やレッドリボンツリーの設置を行い、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を実施しました。
- ウ 結核に関する正しい知識の普及啓発、積極的疫学調査及び接触者健診、服薬支援を行い、結核患者の早期発見と適正な管理を実施することで感染拡大予防に努めました。
- エ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、松本市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しました。
- オ 新興感染症の発生やまん延時において、保健所の感染症対応業務を支援できる人材（IHEAT 要員）を育成する研修の実施、新型インフルエンザなどの感染症患者が発生した際の患者移送の手順や、関係機関との連携体制を確認するため机上および現地確認等の訓練を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市感染症予防計画に基づき、今後の新興感染症の発生に備えた体制整備及び平時から感染症の予防やまん延を防止していくための対策を講じていくことが必要です。
- イ 結核や性感染症等の対策として、本市の発生状況を踏まえた周知啓発等の対策を推進していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度	中核市へ移行、松本市保健所を開設
5 年度	5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行、松本市感染症予防計画を策定
7 年度	松本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

イ 統計資料

(ア) 感染症発生件数

(令和 7 年度)

分類	一類	二類	三類	四類	五類
件数 (件)	－	34	13	11	177

(イ) エイズ相談件数

(令和 7 年度)

来所相談	電話相談	計
198 件	35 件	233 件

2 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染がある疾病の発生及びまん延を防止します。実施に当たっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
イ 発病やその重症化を予防するため、予防接種法に基づく带状疱疹定期予防接種を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果を上げていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。また、令和10年に開始する予防接種のデジタル化に向け準備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの定期接種開始 6月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨中止 水痘、おたふくかぜワクチン任意接種費用の一部助成を開始
26年度	10月から水痘、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種開始（経過措置あり）。9月で水痘の一部助成終了。3月で水痘定期接種の経過措置終了。 4月からB型肝炎、10月から高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成を開始
28年度	県外定期予防接種費用の助成を開始。10月からB型肝炎ワクチンの定期接種開始
29年度	B型肝炎ワクチン接種費用の一部助成対象者の拡大
令和元年度	大人の風しん追加的対策開始
2年度	10月からロタウイルスワクチンの定期接種開始 こどものインフルエンザ任意接種費用の一部助成を開始
4年度	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開、キャッチアップ接種開始
5年度	带状疱疹ワクチン任意接種費用の一部助成を開始 3月で高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種終了
6年度	3月で大人の風しん追加的対策終了 新型コロナウイルスワクチンの定期接種開始 子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の条件付き期間延長が決定（R8.3終了）
7年度	带状疱疹ワクチンの定期接種開始

イ 統計

子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種累計初回接種率5年度41.7%→6年度59.1%（R7.3終了）

3 安心できる医療提供体制の確保

健康福祉部 保健総務課

(1) 目標

市民が安心安全な医療を受けられるようにするため、医療に対する患者の苦情・心配や相談に対応し、医療機関や患者に対し医療安全に関する助言および情報提供を行うほか、医療機関が医療法及び関連法令に規定された人員や構造設備を有し、適正な管理を行っているか検査を行います。

(2) 令和7年度の取組みと成果

- ア 松本市医療安全支援センターで、専属の職員が病気や医療機関等に関する相談を受け、その内容を医療機関との情報交換会において共有しました。
- イ 医療従事者や介護従事者を対象に医療安全管理の研修会を、また地域住民を対象に医療機関のかかり方講座を開催しました。
- ウ 病院や有床診療所を対象に、立入検査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 引続き松本市医療安全支援センターの周知を進め、医療に関する悩みを持った患者・御家族への助言を講じていく必要があります。
- イ 医療を適切に受けるためには、患者に対する医療従事者側の配慮だけではなく、患者や家族側の自立した高い意識が必要であることから、事例集等を活用した講座活動を広く進めていく必要があります。
- ウ 良質かつ安全な医療環境の確保推進のため、医療機関への立入検査を継続的に実施していく必要があります。
- エ 新たな地域医療構想策定に向けて、長野県や医療・介護の関係機関と連携しながら、松本医療圏における医療提供体制の検討を進めていく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 松本市保健所に松本市医療安全支援センターを設置
3年度～ 病院や有床診療所を対象に立入検査を実施

イ 統計資料

医療相談対応	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
相談件数	342 件	299 件	324 件
苦情件数	40 件	77 件	109 件

研修等対象者	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
住民、医療従事者等	9 回	延べ 298 人	2 回	延べ 83 人	6 回	延べ 166 人

検査対象医療機関	対象医療機関数	検査頻度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
病院	16 か所	毎年	16 か所	16 か所	16 か所
有床診療所	10 か所	3～5 年毎	2 か所	4 か所	4 か所

4 生活衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び特定建築物等の生活衛生関係施設について、関係法令に基づき、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導等を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

新規申請時には、構造設備の基準適合等の確認を中心に行っています。監視指導は、業態に応じて計画的に実施しており、衛生管理等の確認を実施しています。

また、旅館組合、理美容組合等に講習会を通じて指導を行い、衛生管理の普及啓発を図っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 立入検査は、長野県の監視指導計画に準じて実施しており、指摘事項は、総じて変更等の届出の提出、自主管理点検の実施が多く、旅館・公衆浴場では、浴槽水の適正な管理、理・美容所では、適正な消毒の実施が多くなっています。

イ 引き続き、生活衛生関係法令に基づく施設に対し、立入検査による監視指導や講習会等を通じた指導を行い、施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設

イ 統計資料

令和7年度 監視件数

(単位：件)

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	2
旅館業	399	181
公衆浴場	125	48
理・美容所	872	161
クリーニング業	119	45
特定建築物	120	16

5 食品衛生施設等への監視指導事業

健康福祉部 食品・生活衛生課

(1) 目標

松本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設、集団給食施設等における食品の製造、加工、調理等が衛生的に行われるよう、監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図ります。また、市内の食品製造施設で製造される食品及び食品の流通拠点である市場、スーパーマーケット等で流通する食品等を収去し、食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品、病原微生物及びその他必要な検査を実施することにより、違反食品を排除し、食品の安全性の確保に努めます。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

食中毒予防等及び食品に関する正しい知識を市民や事業者へ広く周知するため、市のホームページのほか、市公式 YouTube、SNS 等へ動画を作成し、情報配信を行いました。また、食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に施設及びイベントの監視指導、食品の収去検査や事業者支援のための各種講習会等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 飲食店の利用客は、コロナ禍より急激に増加し、テイクアウトやデリバリー等、業態が変化した飲食店も増えており、十分な加熱調理といった通常の衛生管理に加え、調理能力に見合った提供数や適切なメニュー選択といった食中毒防止のためのリスク管理が求められます。

イ 食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導及び食品等の収去を行い、食品による危害発生防止と施設の衛生管理の向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和2年度 令和3年度松本市食品衛生監視指導計画を策定。以降、毎年度策定
3年度 中核市移行に伴い、新たに松本市保健所を開設
4年度～7年度 松本市食品安全懇話会開催

イ 統計資料

(ア) 令和7年度 監視件数

(単位：件)

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,644	1,128
営業届出施設（届出件数）	2,495	229
計	7,139	1,357

(イ) 令和7年度 収去検査件数

(単位：件)

収去検体数	検査項目数
154	2,948

6 動物愛護管理推進事業

健康福祉部 食品・生活衛生課課

(1) 目標

「長野県動物愛護管理推進計画」及び「松本市の動物愛護管理に関する基本方針」に基づき、動物の適正飼養の普及・啓発を行います。また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進することにより、狂犬病のまん延防止を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 学識経験者、ボランティア等で構成する動物愛護管理推進懇談会を開催し、市の取組みに関する意見交換を行いました。
- イ 市に登録して地域猫活動を行う団体に、猫の不妊・去勢手術費用の助成を行いました。
- ウ 市民やボランティア、動物取扱業者に向けて「アニマルウェルフェア」の講演会を開催しました。
- エ 狂犬病予防注射実施率の向上のために集合注射を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 動物愛護管理推進懇談会では、行政以外の多様な視点から市の施策に関して、活発な意見交換がなされており、今後も引き続き、市の動物愛護管理施策を推進するための懇談会を開催します。
- イ 地域猫活動に町会単位で取り組む事例が増加しており、活動が市民に認知され始めていると考えられます。今後は、苦情の推移等から事業の効果についての検証が必要です。
- ウ 講演会は、参加者の満足度も高く、動物に関する正しい知識に市民が触れるよい機会となっています。
- エ 狂犬病のまん延を防止するため、引き続き狂犬病予防注射実施率の向上に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	松本市地域猫管理活動支援補助金交付要綱施行
令和3年度	中核市移行に伴い新たに保健所を開設、長野県から移管され動物愛護管理業務を開始
4年度	松本市動物愛護管理推進懇談会設置
5年度	松本市の動物愛護管理に関する基本方針策定 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（団体登録制に変更）
6年度	松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱改正（様式変更）

イ 統計資料

地域猫活動支援事業として行った手術頭数

（単位：頭）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
オス 上限 8,800 円	53	69	86	98	87
メス 上限 16,500 円	95	89	118	54	124
合計	148	158	204	152	211

7 と畜検査事業

健康福祉部 食品・生活衛生課課

(1) 目標

と畜場法等に基づき、所管すると畜場へ搬入される家畜のと畜検査及びと畜場に対する衛生指導等を実施することにより、安全で良質な食肉の流通を図ります。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 所管すると畜場において、搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊の全頭について、疾病や病変を排除する検査を実施し、食用に適さない部分を廃棄しました。
- イ 食肉中の残留抗生物質モニタリング検査 49 頭を実施したところ、抗生物質が残留した事例はありませんでした。
- ウ と畜場に対して H A C C P に沿った衛生管理の実施状況を外部検証として定期的に確認し、衛生指導を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア と畜場法に基づき、所管すると畜場へ搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊の全頭について、疾病や病変を排除する検査を引き続き実施し、食用不適の食肉を排除します。
- イ 食肉中の残留抗生物質検査を実施し、抗生物質が残留する食肉を排除することで、食肉の安全確保を図ります。
- ウ と畜場の H A C C P に沿った衛生管理の実施状況について、外部検証として定期的に確認することで、より衛生的な食肉の流通を図ります。
- エ 食肉衛生検査所の今後について
令和7年7月、松本市有地でと畜場を運営する（株）長野県食肉公社は、現施設での食肉処理業務を終了（令和9年度末）し、令和10年度末に当該市有地を市に返還することに合意しました。
これに伴い、食肉衛生検査所は令和9年度末で閉所し、令和10年度末までに建物を撤去（更地）します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度の中核市移行に伴い、新たに松本市食肉衛生検査所が開設され、所管する（株）長野県食肉公社において、と畜検査業務等を行っています。

イ 統計資料

令和7年度と畜頭数 （単位：頭）

家畜の種類	頭数
牛	3,782
馬	6
豚	62,092
めん羊	160
山羊	29
合 計	66,069

地域医療・救急医療の充実

1 診療所等事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、5カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和7年度の実施と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止
- 28年度 大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設
- 島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設
- 令和元年度 錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止
- 5年度 奈川診療所を移転新築（令和5年3月30日竣工）し、令和5年4月1日に開設

イ 統計資料

診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
開設	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和54年 10月30日	平成28年 4月1日	令和5年 4月1日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月 9:00～16:00 水 9:00～12:00 金 9:00～16:30	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:30	(内科) 月・火・木・金 9:00～11:30 ※木は9:30～ (外科) 第2水曜日 10:00～12:00 (歯科) 月 9:00～16:00 火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長(松本市立 病院医師) 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本西部地域の医療機関として、急性期から包括期、在宅療養までの「ライフサイクル全体」にわたる医療を総合的に提供します。四賀の里クリニックは、四賀地区の地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 松本市立病院では、分娩機能の廃止による周産期医療の見直しに伴い、産科・婦人科の入院患者数と外来患者数が減少した影響等により、令和7年度の医業収益は前年度と比較して減少する見込みです。
- イ 医療を取り巻く情勢の大きな変化を受け、松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会へ諮問し、令和8年3月に基本計画見直し検討委員会から答申を受けました。
- ウ 四賀の里クリニックの利用者数は、四賀地区の人口減少を背景に、前年度に比べ減少しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市立病院では、持続可能な地域医療体制を確保するため、公立病院経営強化プランに沿った医療を実践します。地域における役割を果たし、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組めます。
- イ 松本圏域の感染症指定医療機関として、今後も感染症対策に取り組めます。
- ウ へき地医療拠点病院として、引き続き、へき地医療の支援に努めます。
- エ 四賀の里クリニックでは、地域の高齢化が進む中で、医療提供体制を見直し、収益の確保に努めるとともに、老朽化が進んだ現施設の四賀支所内への移転事業を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市立病院	平成21年度	松本市との合併に伴い、市立病院となる
	27年度	松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
	令和3年度	松本市立病院建設基本計画を策定
	5年度	松本市立病院経営強化プランを策定
	6年度	へき地医療拠点病院の指定
	7年度	分娩機能の廃止
(イ) 四賀の里クリニック	平成17年度	松本市立病院建設基本計画の見直し検討について答申
	30年度	松本市との合併に伴い、松本市国保会田病院となる
	令和7年度	無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更 四賀の里クリニック移転改築に関する基本設計業務

イ 統計資料（令和7年度稼働状況）

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	年間実数	1日平均数	診療日数	年間実数	1日平均数	診療日数
外来延べ患者数	80,903 人	334.3 人	242 日	8,666 人	36.3 人	239 日
入院延べ患者数	62,323 人	170.7 人	365 日	—	—	—
救急搬送受入	1,246 人	3.4 人	365 日	—	—	—
分 娩 数	54 件	0.1 件	365 日	—	—	—
ドック・健診	6,662 人	27.5 人	242 日	—	—	—

3 緊急救急医療等推進事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

ア 初期救急医療（軽症）

(ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制

(イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療

イ 二次救急医療（中等症）

病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏10病院、うち市内7病院）

ウ 三次救急医療（重症）

信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ

エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

松本医療圏では、松本市医師会等関係機関の協力のもと運営している夜間急病センターや在宅当番医制による初期救急、二次救急病院の病院群輪番制による二次救急及び救命救急センターによる三次救急体制が整備され、緊急時に安心して医療が受けられる医療提供体制は、住民に定着してきました。一方で軽症状者の受診による医療機関への過度な負担の軽減を図るため、引き続き適正受診の周知・徹底を図り緊急時に安心して医療が受けられる持続可能な救急医療体制を維持していくことが必要です。

(4) 統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
令和5年度	366日	5,594人	3,275人	2,319人	58.5%	62,637千円
令和6年度	365日	4,846人	2,620人	2,226人	54.1%	44,432千円
令和7年度	365日	4,127人	2,379人	1,748人	57.6%	37,007千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏10病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
令和5年度	21,279人	4,573人	25,852人
令和6年度	20,735人	4,579人	25,314人
令和7年度	19,588人	4,334人	23,922人

※ 松本広域圏10病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、松本市立病院、まつもと医療センター、安曇野赤十字病院、穂高病院、県立こども病院）

※ 患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

地域医療・救急医療の充実

4 中信地域出産子育てネットワーク事業

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

松本・大北・木曽医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和7年度の実績と成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。

また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本・大北・木曽医療圏全体で検討していく必要があります。

(4) 統計資料

松本・大北・木曽地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関(件)	前年度比(%)	健診協力医療機関(件)	前年度比(%)
R 5 年 4 月～R 6 年 3 月	812 (161)	87 (113)	1,556	98
R 6 年 4 月～R 7 年 3 月	812 (158)	100 (98)	1,444	93
R 7 年 4 月～R 8 年 3 月	856 (142)	105 (90)	1,456	101

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども若者部 こども福祉課

1 障がい者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障がい者・児（以下「障がい者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障がい者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 障がいの特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

障害者手帳交付者は年々増加しています。障がいの重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障がいの状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。

また、各部局と連携し、事業所運営の適正化を図りながら障害福祉サービスの質の確保に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始
- 24 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大
児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正
難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に追加
- 令和 3 年 中核市移行に伴い、事業所の指定、指導、監査等の事務の権限が市に移譲

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)
訪問系サービス	7,892	742,869	8,278	826,140	8,536	894,577
日中活動系サービス	19,466	2,998,779	20,647	3,310,093	21,159	3,440,280
居住系サービス	6,303	1,065,448	6,535	1,158,839	6,731	1,231,765
サービス利用計画作成	7,244	114,866	7,850	133,334	7,950	138,468
児童通所サービス	9,954	614,477	11,892	735,094	14,027	866,037

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども若者部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障がい者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施するとともに、障がい者が日常生活や社会生活を送るための支援を充実させ、障がい者自らの意思による社会参加、社会貢献の実現を目指します。

(2) 令和7年度の取組みと成果

- ア 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら事業を実施しました。
- イ 圏域の相談支援センターと連携し、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。
- ウ 県との共同により、専門性の高い意思疎通支援を行うもの（手話通訳者等）の養成研修及び派遣を実施するとともに、より効果的な派遣が行えるよう見直しを行いました。
- エ 日常生活用具給付事業や身体障害者用自動車改造費補助金の要件等について見直しを行い、対象を拡大しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者や介護者のニーズの多様化及び重度の障がい者へのニーズが増えていることから、障がいの特性及び生活環境に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
- イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
- 21 年 日常生活用具給付事業の種類等を圏域内で統一
- 令和 4 年 松本圏域自立支援協議会の解散に伴い、市単独で自立支援協議会及び基幹相談支援センターを設置
- 5 年 総合相談支援センター「Wish」1センターから4か所のセンターに体制変更
- 6 年 総合相談支援センターを5か所に拡大

イ 統計資料

区分	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター（延相談件数）	12,040件	－	13,956件	－	13,815件	－
手話通訳等派遣事業	1,499回	6,246千円	1,279回	5,599千円	1,175回	5,046千円
移動支援事業	15,813時間	35,588千円	1,4115時間	31,807千円	13,254時間	29,720千円
日常生活用具給付事業	5,610件	60,257千円	5,830件	61,036千円	5,800件	61,059千円
訪問入浴事業	3,076回	39,465千円	3,180回	40,905千円	3,270回	42,265千円

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

3 障がい者の差別解消と権利擁護の推進

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課

(1) 目標

障がい者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した講座等を開催し、法律の趣旨や障がいや障がい者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- イ 松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して運営費を助成し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。また、今後の成年後見支援センターのより効果的、効率的な運営に向けた検討を開始しました。
- ウ 実情に合わせて迅速かつ適切な対応が行えるよう、松本市障がい者虐待対応マニュアルの改訂を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がい者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障がい者の権利擁護を推進するためには、障がい者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会や成年後見支援センターとの一層の連携強化を図り、担い手の育成や啓発・広報を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成20年 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22年 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

(イ) 権利擁護の推進に関する経過

- 平成23年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28年 松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

イ 統計資料

(ア) 障がい者虐待に係る通報・相談延件数（件）

	R5年度	R6年度	R7年度
通報・相談延件数	18	44	47

養護者及び障害者福祉施設従事者等に関する通報・相談状況

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	R5年度	R6年度	R7年度
延相談件数	373	247	262

個々に寄り添う障がい者福祉の充実

健康福祉部 障がい福祉課 西部福祉課
こども若者部 こども福祉課

4 福祉医療費給付事業

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、乳幼児、児童、障がい者（児）、ひとり親家庭の医療費自己負担分について償還又は現物給付を行い、健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障がい者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。
- ウ 令和7年1月診療分から18歳年度末までの子ども医療費の自己負担額を0円としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

子育て支援医療（0歳から18歳まで）の現物給付方式導入に併せ、障がい者等の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和49年度	松本市医療費特別給付金制度を創設
平成15年度	自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳1級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
17年度	入院時食事療養費標準負担額の助成開始
18年度	障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び70歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
25年度	対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳2級の者の通院医療費助成）
27年度	18歳以下の障がい児医療の対象者について、所得制限を廃止
30年度	子育て支援医療の対象児童について窓口負担500円となる現物給付方式を導入
令和4年度	子育て支援医療の対象児童を15歳から18歳に拡大
6年度	令和7年1月診療分から18歳年度末までの子ども医療費の無償化を実施

イ 統計資料

区分	R6年度			R7年度		
	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)	給付件数 (件)	給付費 (千円)	県補助金 (千円)
子育て支援医療	419,166	822,082	318,757	427,500	1,049,348	326,724
障がい児医療	1,555	6,864	1,841	1,111	5,702	1,559
ひとり親医療	44,233	103,384	50,198	44,464	114,667	50,791
障がい者医療	258,065	832,025	291,649	253,771	819,548	287,821

生きがいある高齢者福祉の充実

健康福祉部 高齢福祉課
西部福祉課

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 目標

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者を地域全体で見守る地域包括ケアの仕組みづくりを推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 医療・介護連携に携わる多職種専門職と、在宅療養に関する市民相談事例の検討会や入退院連携に関する課題検討会、情報交換会を開催し、専門職間の顔の見えるネットワークの強化を行いました。
- イ「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえ「認知症になっても自分の意思が尊重され、希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市」を目指し「松本市認知症施策推進計画」を策定しました。認知症のある方もそうでない方も一緒に語り合い、楽しむ活動を行う場である「チームオレンジまつもと」宣言を4団体が言い、認知症のある方の社会参加の場が広がっています。
- ウ 成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、地域の関係機関が連携する多層的なネットワークの強化を盛り込んだ「第2期松本市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。
- エ 35地区に配置した地区生活支援員を中心に、地域住民と多様な組織が連携し、高齢者に限らず幅広い世代及び属性を対象に、生活を支える支援体制の充実と強化、つながりづくりの推進を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 高齢独居世帯や認知症高齢者が増加する一方、核家族化や価値観の多様化に伴い、家族による介護力の低下や近隣関係の希薄化が進んでいます。住み慣れた地域で自分らしく生活ができるように、地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組みます。
- イ 医療・介護ニーズを合わせ持つ高齢者が、切れ目なくサービスを受けられるように、他職種研修や情報交換会に加え、医師会の支援のもと医療・介護専門職が設立した「地域包括ケア研究会」や各専門職団体との連携を強化し、医療・介護専門職の顔が見えるネットワークを基盤とした、医療・介護連携をより一層進めます。
- ウ 認知症の方本人の社会参加の場を増やす取組みをすすめています。十分とは言えません。「チームオレンジまつもと」をさらに拡大するため、民間企業等あらゆる組織と協働しながら社会参加の場を拡大していきます。
- エ 成年後見制度を必要とする方の増加が今後見込まれます。多層的な地域ネットワークの機能をより強化し、制度について周知・啓発をさらにすすめて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・支援の体制を整備します。
- オ 35地区の地区生活支援員を中心に、様々な通いの場や生活支援体制の構築がすすんでいます。人口や高齢化率、地理的条件による地域差があることから、地域の実情に応じたきめ細やかな体制づくりに引き続き取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和4年度 地区生活支援員の35地区配置が完了
- 5年度 高齢福祉課内に松本市介護と医療連携支援室を移転設置し、医療コーディネーターを配置。チームオレンジまつもとを3団体が宣言
- 6年度 チームオレンジまつもとを2団体が宣言。市内5団体となる。
- 7年度 第2期松本市成年後見制度利用促進計画策定 松本市認知症施策推進計画策定
チームオレンジまつもとを4団体が宣言。市内9団体となる。

イ 統計資料

R7多職種連携会議・研修会開催実績

内 容	主な内容	出席団体数
松本市在宅医療・介護連携委員会	災害時の医療・介護連携の検討	12事業所
松本市医療安全支援センター合同研修	在宅療養の市民相談の事例検討	37事業所
地域包括ケア研究会研修会	医療・介護連携について、情報交換会	39事業所
薬剤師を活用した在宅医療推進のための地域多職種連携研修会	在宅療養の高齢者の事例検討	38事業所
地域包括支援センターエリア研修会	災害時の医療・介護連携、個別避難計画、認知症、在宅看取り、貧困・身寄りのない方の金銭管理検討	236事業所

2 高齢者福祉と介護保険事業

(1) 目標

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年人口構成の転換期を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実に図り、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の2年目
- イ 高校、短期大学、大学において介護ICT授業を行い、介護職の魅力を伝える取組みと外国人介護人材の具体的な活用支援を検討するための意見交換会を展開するとともに、事業所の生産性向上を図るためのケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業を実施し、介護人材の確保と介護事業所支援に努めました。
- ウ 高齢者の生活を支えるため、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護24時間あんしん支援事業などの福祉施策を展開しました。また、万が一の事態に備え安心して生活するために、終活支援の取組みを強化し、新たに「終活情報登録事業」を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 介護人材不足が常態化し、介護現場の生産性向上が急務となっていることから、介護人材の確保と介護事業所支援への一層の取組みが必要です。
- イ 介護を必要とする高齢者や独居高齢者等が増加している一方で、現役世代の生産年齢人口の減少が見込まれており、高齢者を支えるための基盤の整備が課題です。そのため、将来に向けて安心して生活する環境整備の一環として、元気なうちから終活することの必要性を啓発していくことが必要です。
- ウ 12の日常生活圏域ごとに人口動態や高齢化率、地理的条件による地域差があることから、地域の実情に応じたサービス提供の整備を進めていきます。

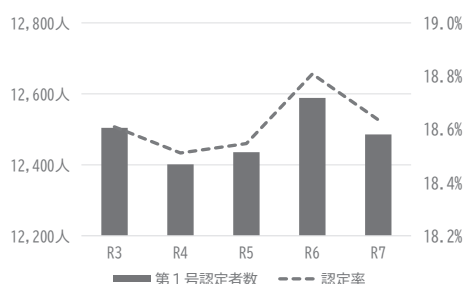
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成4年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11年度 「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12年度 介護保険制度開始
- 28年度 新しい総合事業を開始
- 令和6年度 第9期計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）のスタート

イ 統計資料

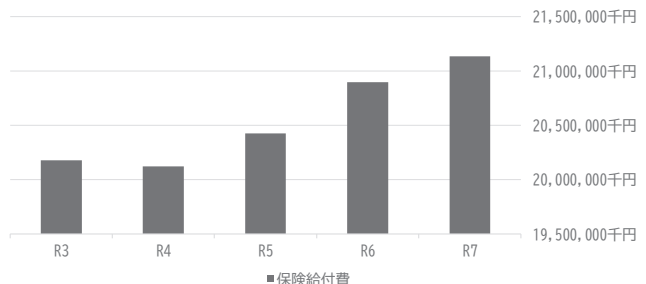
第1号被保険者認定率の推移



	R3	R4	R5	R6	R7
第1号認定者数	12,504人	12,401人	12,435人	12,589人	12,486人
第1号被保険者数	67,189人	66,992人	67,045人	66,934人	66,998人
認定率	18.6%	18.5%	18.5%	18.8%	18.6%

（出典）介護保険事業状況報告（3月月報）

保険給付費の推移



	R3	R4	R5	R6	R7
保険給付費	20,175,684千円	20,121,148千円	20,426,548千円	20,897,098千円	21,136,543千円

暮らしを守る生活支援の充実

1 生活保護受給者就労支援・健康管理支援・こどもの健全育成

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生委員・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 就労支援員を2名配置し、ハローワーク等と連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。
- イ こども支援員1名を配置し、基礎学力を習得できなかった小・中・高校生を対象に個別に訪問しての学習支援を行いました。
- ウ 保健師、管理栄養士各1名を配置し、一般健診の受診勧奨や個別訪問や電話相談による保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む健康管理支援事業を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和6年度末と比較して雇用情勢の改善に伴い受給世帯数及び人員ともに緩やかに下降しており、相談・申請件数及び保護開始件数が減少傾向となっています。
- イ 高齢者世帯は引き続き過半数以上の割合を占めるほか、見守りを必要としている傷病者・障害者世帯も割合が高いことから、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業や地域居住支援事業との連携強化が必要となっています。
- ウ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもの生活習慣・育成環境の改善や、進路選択への助言拡充が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	就労支援事業実施
27年度	子どもの学習支援事業実施
令和2年度	健康管理支援事業実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	合計
R5年度(世帯) (%)	848 (54.6)	23 (1.5)	522 (33.6)	159 (10.2)	1,552
R6年度(世帯) (%)	840 (56.8)	20 (1.4)	491 (33.2)	127 (8.6)	1,478
R7年度(世帯) (%)	802 (56.6)	24 (1.7)	478 (33.8)	112 (7.9)	1,416

暮らしを守る生活支援の充実

2 生活困窮者自立支援等関係事業

健康福祉部 生活福祉課

(1) 目標

生活保護に至る前段階の経済的困窮者や複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、生活就労支援センター「まいさぼ松本」（松本市社会福祉協議会）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」を理念に包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 支援調整会議や包括的相談支援推進連絡会議等を通じて、庁内関係課、関係機関との連携強化及び情報共有を図りました。
- イ 離職期間の長期化や社会経験不足などが原因で直ちには一般就労することが困難な困窮者に対して、就職に必要な基礎能力習得の支援や就労体験機会の提供等を行いました。
- ウ 孤独・孤立化しやすい生活困窮者等が安心して過ごせる居場所づくりや相談会を実施する団体等を支援しました。
- エ 住まいに課題を抱える困窮者に対し、入居までの一貫した居住支援のほか入居中の見守りや社会参加支援などの定着支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、新規相談者は減少しているものの、相談内容は複雑化・複合化してきており、支援が長期化する傾向があります。
- イ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える困窮者への支援の充実には、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」を両輪で進めていくとともに、居場所づくり事業と連携した居住支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	生活困窮者自立支援法施行 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）実施
28 年度	就労準備支援事業、一時生活支援事業実施
29 年度	家計改善支援事業実施
令和 5 年度	生活困窮者等の地域づくり事業実施
6 年度	地域居住支援事業実施

イ 統計資料

まいさぼ松本の支援状況（令和5・6年度は、まいさぼ松本とまり木相談分を含む）

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
R 5 年度	498 人	1,116 人	6,443 件	48 人
R 6 年度	580 人	1,188 人	5,047 件	41 人
R 7 年度	520 人	1,277 人	9,489 件	20 人

暮らしを守る生活支援の充実

3 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、安心・安全な住環境を提供するため、良質な市営住宅の整備を推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 松本市営住宅（松本市再開発住宅、松本市特定公共賃貸住宅及び松本市営特定目的住宅は対象外）について、若手現役世代の入居促進を図るため、特に住居の安定が必要な裁量階層の要件を見直しました。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画に基づき、電灯幹線改修工事、受水槽改修工事等を行い、ストックの維持管理を行いました。
- ウ 長野県との「県営住宅寿団地」の建替えに伴う協働事業に関する協定に基づく移転事業の対象入居者への住宅斡旋及び移転補償の支払い等を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 入居率の低下及び高齢化の問題解決に向けた施策を更に進めます。
- イ 寿団地の県営住宅との協働建替事業を進めます。
- ウ 市営住宅除却後の跡地利用を進めます。

(4) 統計資料

市営住宅の整備経過

新 築 住 宅					建 替 住 宅				新 築 住 宅					建 替 住 宅			
建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	建設年度	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	団地名	建設戸数 (着工)	公営住宅	特定公共 賃貸住宅
昭和52年度 53	野 溝	20	20						7					南松本	42	42	
	岡 田	24	24											南松本	27	27	
	南松本西	25	25							御堂原	14	12					
	錦 部	16	16						8				2	南松本	24	24	
	中 川	8	8						9					豊 丘	55	55	
	54 島 内	96	96							大野田	40						
	55 竹 淵	36	36							小 原	10		40				
	56 竹 淵	18	18						10	芳 野	21		10				
	57 南松本南	32	32		二 子	26	26			取 手	14	14	21				
					寿田町	24	24		11	上 土	25			豊 丘	45	45	
	58 南松本南	40	40		寿田町	42	42						25	芳 野	39	18	21
	59 埋 橋	30	30		寿田町	54	54		12	横 沢	19	19					
平成元年度 2 3 4 5 6	60 南松本東	30	30		寿田町	30	30		13	大 手	8	8		豊 丘	30	30	
	野 沢	12	12							松本駅北	25	25					
	61 出 川	60	60		寿田町	54	54		14								
	62 竹 淵	60	60		寿田町	36	36		15					寿	45	45	
					元 町	18	18		16					寿	30	30	
	63 竹 淵	24	24		元 町	14	14		17					寿	20	20	
	浅間南	60	60		石 芝	16	16		18					寿	30	30	
	大示川	6	6						19								
	浅間南	30	30		石 芝	24	24		20					豊 丘	15	15	
	上 郷	6	6						21					寿	21	21	
	稲 核	3	3						27					寿	15	15	
	2 浅間南	32	32		石 芝	16	16		28					寿	27	27	
	3 小 宮	30	30		石 芝	16	16		29					寿	48	48	
	4 小 宮	12	12		元町上	24	24		30								
	5 小 宮	60	60		元町上	24	24		令和元年度 2								
	6 島 々	6	6														
	番 所	6		6					合 計		988	884	104		967	946	21

住民自治支援の強化

1 地域づくりの推進

住民自治局 地域づくり支援課

(1) 目標

松本市地域づくり実行計画に基づき、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等を促進、支援することで、35 地区の住民自治を基盤とした「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 市内 35 地区の地域づくりセンターを中心に、高齢者等の生活支援や地域公共交通の検討、災害時の個別避難計画づくりなど、各地区の課題解決に向けた住民主体の取組みを支援しました。
- イ 松本市地域チャレンジ応援事業補助金及び松本市地域重点プロジェクト事業補助金を新たに創設し、地域活動に対する財政支援を拡充しました。
- ウ 町会の再構築に向けた取組みを支援するため、住民自治局内にプロジェクトチーム（自治組織活性化プロジェクト）を設置し、町会へのアンケート及び聞き取り調査、事例集の発刊等に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 町会役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下等、町会運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政からの依頼事項の削減や町会業務のデジタル化支援、運営改善に向けた伴走的なサポートの充実など、住民自治支援の更なる強化が必要です。
- イ 持続可能な住民自治を実現するため、現役世代が参加しやすい仕組みづくりやジェンダーギャップ及びジェネレーションギャップの解消等により、住民参加の裾野を広げる取組みが求められます。
- ウ 各地区の課題解決に向けて、ブロックや地区を越えた横の情報共有の仕組みづくりが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度	第 3 次松本市地域づくり実行計画を策定
	地域づくりセンター強化モデル事業を開始（令和 6 年度まで実施）
5 年度	地域づくりセンターにブロック制を導入し、ブロック長を配置
6 年度	地域づくり課に地域支援担当（機動支援職員）を配置
7 年度	地域づくり課から地域づくり支援課に改称
	地域チャレンジ応援事業補助金及び地域重点プロジェクト事業補助金を創設
	自治組織活性化プロジェクトを開始

イ 統計資料

町会加入率の推移（各年度 4 月 1 日現在）

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
R 5	485 町会	108,573 世帯	81,339 世帯	74.92%
R 6	485 町会	109,366 世帯	80,997 世帯	74.06%
R 7	485 町会	109,947 世帯	80,333 世帯	73.07%

住民自治支援の強化

2 市民協働の推進

住民自治局 地域づくり支援課

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 市民労力提供に対する原材料等支給事業を15団体に実施しました。
- イ 市民活動団体の日頃の活動内容を広く紹介し団体同士の交流を目的とする「市民活動フェスタ」を松本市立博物館市民交流スペースを主会場として開催しました。活動発表や体験型ワークショップなどを通し、楽しみながら市民活動に触れるイベントになりました。
- ウ 新規の交流事業として、市民活動をしている人、市民が気軽に立ち寄り交流できるイベント「お湯はある」、安曇野市・塩尻市の市民活動サポートセンターと合同で「まるっと交流ひろば みちばた」を開催しました。
- エ 「プラチナサポーターズ松本」との協働により、市民の社会貢献意識を高め、実際の活動に結びつけていくプラチナ世代支援事業を実施。「いつまでも輝くプラチナ人生！」と題し佐藤文子氏の講演会を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
- イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的な営利を目的としない社会に貢献する団体の活動拠点として市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
18年度	松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
19年度	市民活動団体金融対策事業（NPO法人夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
22年度	市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
24年度	松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
25年度	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催
27年度	松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出。同委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定
	市内4ライオンズクラブとの連携協定を締結
令和元年度	松本市市民活動推進委員会が第6期の活動をまとめたレポートを市に提出
2年度	松本市市民活動推進委員会を廃止し、松本市地域づくり市民委員会と統合
4年度	サポセン通信100号（記念号）発行

イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
R5	337	11,243	888	233	33.4	2.6
R6	334	12,740	780	227	38.1	2.3
R7	334	17,209	1,051	238	51.5	3.1

地域福祉活動の推進

住民自治局 地域づくり支援課
健康福祉部 福祉政策課

1 地区福祉ひろば管理運営事業

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 福祉ひろば事業は、住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。
(令和7年度実施 17 地区)
- エ 全ての福祉ひろばに生活総合機能改善機器を設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地区地域づくりセンター及び地域づくり支援課が所管し、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託して運営します。
- イ 福祉を中心とした地域づくりの拠点として、利用者拡大、担い手育成及び町会での事業展開を図ります。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 7 年度	地区福祉ひろばを 3 地区（本郷、里山辺、寿台）で開設
14 年度	29 地区に福祉ひろばを配置完了
18 年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20 年度	本郷地区南郷福祉ひろば（地区 2 館目）開設
23 年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
27 年度	松南地区福祉ひろば移転
令和 元 年度	鎌田地区福祉ひろば増築
3 年度	里山辺地区福祉ひろば移転
4 年度	奈川地区福祉ひろば移転
5 年度	芳川地区みなみ福祉ひろば（地区 2 館目）開設

イ 統計資料

年度	ひろば利用延人数（人）	町会健康教室回数（回）	同教室参加延人数（人）
R 5	211,423	436	7,069
R 6	213,934	470	8,056
R 7	213,706	448	7,469

地域福祉活動の推進

2 地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしくお互いを認め合い、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指す取組みを推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

ア 第5期地域福祉計画の策定

令和7年度末に第4期地域福祉計画が期間満了のため、新たに第5期地域福祉計画を策定しました。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業の推進

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」実施計画に基づき、8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応しました。令和7年10月から、「ひきこもり等社会参加サポート事業」として、支援実績のある法人へアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の一部を業務委託し、よりきめ細かい支援を開始しました。

ウ 地域福祉活動推進事業交付金

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動を支援する交付金を37団体42活動に交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業

(ア) 既存分野の相談窓口等で対応が困難な課題を抱える個人や世帯が増えてきており、課題の解きほぐしや支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などの調整が必要です。

(イ) 課題の整理に向け、実態把握とリスト化を行い、包括的な支援体制づくりを進めるとともに、組織全体がチームとなって伴走支援を行います。

イ 地域福祉活動の推進

各地区では地区の実情に応じて、住民主体によるサロン活動やボランティア活動など地域福祉活動が行われています。地域福祉活動推進事業等の制度を周知、活用するなどして、団体の活動支援等に取り組めます。

(4) 現在までの経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設
令和3年度	第4期地域福祉計画策定
4年度	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画策定
7年度	第5期地域福祉計画策定（誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画を一体化）

地域防災・防犯の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区の町会連合会に交付しました。

イ 第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 刑法犯認知件数は平成14年以降19年連続減少傾向にあったものの令和4年から増加傾向に転じました。その認知件数の内、約7割が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

イ そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

ウ 引き続き警察と連携し、刑法犯認知件数の減少と年々巧妙化する電話でお金詐欺の被害防止に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も被害防止対策に取り組んでいます。

平成27年9月 特殊詐欺非常事態宣言発令（9月4日）

12月 特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結（12月1日）

（松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会）

被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回）

30年10月～ 令和元年11月終了 特殊詐欺電話被害防止対策機器の高齢者世帯への貸出

31年3月 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ更新3台・増設5台工事竣工

令和4年4月 「特殊詐欺」の名称を「電話でお金詐欺」に変更（長野県警察本部）

10月 松本市・第一生命保険㈱との連携協定により「電話でお金詐欺」

被害防止ポスター500枚・チラシ5,000枚を作成配付

イ 統計資料

特殊詐欺被害防止対策街頭啓発

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
街頭啓発実施数	1回	3回	8回	6回	8回	6回

2 消費生活相談事業

住民自治局 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりの複雑化・多様化に伴い、消費生活相談も複合的で難解なものが増加しています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害防止と減少を目指します。また、消費者トラブルの際の「身近な相談窓口」としての認知度向上に努めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 1,208 件の消費生活相談を受けました。2 名の相談員が助言・あっせんなどを行い、結果、未然防止額やクーリング・オフ制度による回復額（返金額）が計約 2,400 万円でした。
- イ 「広報まつもと」に特集を年 1 回組み、新聞情報誌等（信濃毎日新聞社情報誌MGプレス、労政まつもと）のほかに、市ホームページ、松本安心ネットによるデジタル情報の発信を強化し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を行いました。
- ウ 松本山雅ホームゲームの会場で、消費者被害防止の啓発を行いました。
- エ 「新社会人激励のつどい」で若者への消費者被害防止の啓発を行いました。
- オ 町会等での出前講座を 7 回（参加者約 300 人）実施しました。
- カ 消費者被害防止のためのバスのラッピング広告、電車内サイネージ広告を実施し、公共交通機関を利用した啓発を行いました。
- キ 多重債務者無料弁護士相談会を 2 回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消費生活相談において、通信販売のトラブルに関する相談が約 3 割を占めています。消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、幅広い年齢層で高止まりしています。
- イ 消費者の自立を支援するため、地域などへ出向く出前講座などにより、若年者から高齢者まであらゆる年齢の全ての人々に積極的な消費者教育事業を引き続き展開していきます。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも力をいれます。
- ウ 県消費生活センターや県内各市消費生活センターと情報共有し、消費者生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 消費生活相談窓口を新設
- 17 年度 松本市消費生活センターに改称
- 22 年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）」の設置
- 27 年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

（単位：件）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
相談件数	1,407	1,153	1,056	1,093	1,189	1,118	1,208

3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、町会を単位とする自主防災組織の充実や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資器材等の購入や地区が行う防災訓練に対する補助金を交付しました。
(令和7年度交付実績 交付件数 125 件、金額 15,534,215 円)

イ 出前講座の開催

自主防災組織の活性化、防災知識の普及等のため出前講座を開催しました。
(出前講座等：開催数 109 回 参加者 4,653 人)

(3) 現状の分析と今後の課題

自主防災組織防災活動支援補助金により、防災資器材の更新、充実が図られています。また、防災訓練及び避難所運営訓練、出前講座に取り組む組織では、地域での防災・減災に対する備えと意識の醸成が進み、組織の活動も活発になっています。

能登半島地震等による防災への関心の高まりもあることから、補助金制度、出前講座の積極的な活用について、防災連合会や市ホームページ、出前講座実施時の紹介等により、継続して周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を撤廃し補助額を拡大
30 年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲーム H U G 導入）
以降 出前講座メニューの多様化（クロスロードゲーム、D I G 導入、防災 DVD 貸し出し）
31 年度 避難所運営委員会による避難所運営訓練の実施経費への補助を導入
令和 7 年度 災害時に孤立する可能性のある町会に対して、防災資器材の購入・修繕費への補助率と補助上限額の嵩上げを実施

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況・出前講座の開催状況

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
防災資器材補助（町会）		88 件	94 件	113 件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）		10 件	13 件	10 件
除雪機補助（町会・地区）		2 件	4 件	2 件
交付金額（合計）		10,056,733 円	11,399,835 円	15,534,215 円
出前講座	件 数	75 件	94 件	109 件
	参加者	4,116 人	4,308 人	4,653 人

働き盛り世代の移住・定住推進

1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業

総合戦略局 移住交流推進室

(1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 窓口・オンライン等多様なツールを活用して相談業務を行いました。（年間移住相談件数 888 件）
- イ 移住セミナーに参加し、松本市の様々な情報を発信するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的とした就活・転職セミナーを開催しました。
- ウ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金を継続して実施しました。（交付件数 62 件）
- エ WEB 広告を活用し、大都市圏の働き盛り世代をターゲットとしたプロモーションを実施しました。
- オ 地区団体による移住推進活動を支援するため、移住推進活動交付金を開始しました。（交付件数 1 件）
- カ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、123 世帯 236 名となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

テレワークの普及や二地域居住の広がりにより、「転職を伴わない移住」が可能となるなど、移住スタイルにも変化が見られるようになりました。こうした背景から移住への関心が高まり、移住相談件数や移住者数も増加傾向にあります。特に「仕事」「住まい」は重要な課題となっており、松本市が今後も移住先として選ばれるためには、多様な移住スタイルや仕事、住まいに対応した情報発信が一層重要となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 18 年度	政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
19 年度	移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始
令和 元 年度	転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等の実施） ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～） 移住推進課（現移住交流推進室）LINE 公式アカウントによる情報発信を開始
2 年度	移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始 若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講 移住推進課（現移住交流推進室）公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 7 年度までの累計、判明分）

年 代	～ 20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	合 計
世帯数	72 世帯	204 世帯	110 世帯	78 世帯	72 世帯	17 世帯	553 世帯
人 数	118 人	468 人	251 人	149 人	123 人	27 人	1,136 人
世帯割合	13.0%	36.9%	19.9%	14.1%	13.0%	3.1%	－

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 第30回松本市平和祈念式典の開催（令和7年8月15日、約250人参加）
黙とう、平和都市宣言朗読、小中学生による平和への思い発表など
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績4件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
- エ 第35回広島平和記念式典参加事業
- オ 第4回松本市平和三行詩コンクールの開催（応募人数364人、応募総数681作品）
- カ 松本市平和視察団（戦後80周年記念事業）の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昨今の世界情勢を受けて、市民の平和への関心は高まっていますが、戦後80年が経過し、若い世代へ戦争の記憶を継承することが必要であると考えます。
- イ 今後も、若い世代の関心を引く取組みに重点を置き、インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」の充実、平和三行詩コンクールなど、時代に即した平和推進活動を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年度	松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
63年度	日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
平成3年度	第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
8年度	第1回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
20年度	平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成25年 平和首長会議に改称）
23年度	第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
26年度	第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
27年度	「平和の灯」点火式の開催（戦後70周年平和祈念事業）
28年度	日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催。松本ユース平和ネットワーク発足
令和2年度	日本非核宣言自治体協議会の役員自治体に就任

イ 統計資料

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
平和推進活動補助金の申請（交付）件数	5件	8件	5件	4件
平和祈念式典参加者数	約100人	約240人	約240人	約250人
まつもと平和ミュージアムのアクセス数（累計）	12,066回	20,567回	32,385回	47,198回

2 人権尊重の推進

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会の開催
- イ 松本市企業人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- ウ 松本市地区人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- エ 松本市犯罪被害者等支援条例に基づく支援の実施
- オ 松本ヒューマンライツフェア開催
- カ 人権啓発ポスター展の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企業におけるパワーハラスメントや、地域においてマイノリティである外国人などに対する偏見や差別など、依然として解決すべき人権問題が存在しています。
- イ インターネットの普及に伴い、個人に対する匿名での誹謗中傷など、差別が複雑化しています。
- ウ 部落差別、ハンセン病患者等に対する差別について、歴史を学び、差別が不適切であることを理解する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 44 年	松本市同和対策審議会条例施行
52 年	松本市同和教育推進連絡協議会会則施行
57 年	松本市企業同和教育推進連絡協議会規約施行
平成 11 年	松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例施行
12 年	松本市地区人権啓発推進連絡協議会則施行 松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約施行
令和 5 年	差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例施行
6 年	松本市犯罪被害者等支援条例施行

イ 統計資料

(単位：人)

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
松本市企業人権啓発推進連絡協議会主催講演会等参加者数	121	108	116
松本市地区人権啓発推進連絡協議会講演会等参加者数	4,200	3,708	4,144
松本ヒューマンライツフェア参加人数	74	82	65
人権啓発ポスター展出展数	229	138	47

1 男女共同参画推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるジェンダー平等社会の形成に向けた施策を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年2回）
- イ 第5次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 生理用品の無償提供、民間企業との連携による生理用品提供サービス継続
- エ 性的マイノリティ専門相談窓口設置、性の多様性小中学校講座実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 家庭における性別役割分担意識は解消の方向に動いていますが、社会全体において固定的な性別役割分担や無意識の偏見・思い込みが存在しており、意識改革に向けたさらなる取り組みが必要です。
- イ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取り組みを引き続き行う必要があります。
- ウ 性の多様性に対する理解の拡大に向けて、相談対応の充実や講座等を通じた啓発活動に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15 ～ 19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例施行
- 28 年 10 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査実施
- 令和 3 年 4 月 パートナシップ宣誓制度開始
- 5 年 1 月 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（計画期間：令和 5 年度～9 年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

（単位：%）

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
行政委員会（自治法 180 条の 5）	18.0	21.3	20.0
法律・条例により設置されている審議会等	25.7	27.1	26.6
要綱等により設置されている委員会等	24.0	24.8	25.1
法律に基づいて設置されている委員	72.7	72.5	70.7
全 体	34.9	35.8	35.5

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

第5次松本市男女共同参画計画に定めた、目指すまち4つの柱に基づき男女共同参画推進に係る施策及び女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 電話相談・面接相談・女性弁護士相談・男性相談員による男性相談の継続実施
- ウ 女性センターとトライあい・松本を統合し、令和6年4月にリニューアルオープンした「ジェンダー平等センター」での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施
- エ 周知・情報発信の強化のため、専用ホームページや各種SNSで意識啓発を実施
- オ ジェンダー平等センター主催講座において、一般市民に加え、企業を対象にした啓発講座・イベントを実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ジェンダー平等センターを拠点とし、性差にとらわれない社会を目指して、各種講座・イベントを通じ、共働き・共育での推進等に取り組む必要があります。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、専門相談員による電話・面接相談を実施します。
- ウ 専用ホームページでの情報発信を強化し、意識啓発及び認知度アップに取り組めます。

(4) 現在までの経過

- | | |
|---------|---------------------------|
| 昭和47年4月 | 働く婦人の家 開館 |
| 平成11年4月 | 女性センター 開設 |
| 15年 | 「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更 |
| 20年 | 「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定 |
| 令和6年3月 | トライあい・松本 閉館 |
| 6年4月 | ジェンダー平等センター 開設 |

国際化・多文化共生の推進

1 国際交流推進事業

総合戦略局 移住交流推進室

(1) 目標

市民参加による海外姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の国際理解の促進や国際感覚に優れたグローバルな人材の育成に繋げるものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 中華人民共和国・廊坊市（友好提携30周年記念公式訪問団受入事業）

（ア）日程 令和7年5月、市関係者、市民等参加

（イ）内容 松本市長表敬、記念式典、市内視察等

イ 中華人民共和国・廊坊市（友好提携30周年記念公式訪問団派遣事業）

（ア）日程 令和7年11月、市関係者、市民等参加

（イ）内容 廊坊市市長表敬、記念式典、市内視察等

ウ ネパール・カトマンズ市（視察団受入事業）

（ア）日程 令和7年秋頃、市関係者等参加

（イ）内容 市内施設、農業等視察

⇒交流先の都合により延期

エ 海外姉妹・友好都市中高生オンライン国際交流の実施

（ア）日程 令和7年8月

（イ）内容 松本市の小中高生と廊坊市の中高生が、設定したテーマのもと、オンラインで交流

オ ドミニカ共和国・ラ・ロマーナ市

令和8年1月 将来的な交流に向けた覚書締結

(3) 現状の分析と今後の課題

市民特に若者が海外姉妹・友好都市を身近に感じられるイベントや、ホームページ・パンフレットでの周知を積極的に行い、国際的な感覚や意識を高めるきっかけを創出することが重要です。

(4) 現在までの経過

昭和33年11月29日 ソルトレークシティ・松本市 姉妹都市提携

平成元年11月17日 カトマンズ市・松本市 姉妹都市提携

7年3月21日 廊坊市・松本市 友好都市提携

17年5月16日 グリンデルワルト村交流継続合意

※昭和47年4月20日 旧安曇村姉妹都市提携

27年7月14日 高雄市・松本市 「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」締結

令和8年1月24日 ラ・ロマーナ市・松本市 「将来的な交流に向けた覚書」締結

国際化・多文化共生の推進

2 多文化共生・多文化共生プラザ運営

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを認め合い、交流を深めることで多様性が尊重され、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指します。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 多文化共生

(ア) 多文化共生推進協議会の開催

(イ) 多文化共生キーパーソン登録者 172 名、キーパーソン交流会実施 (30 名参加)、出前講座実施 (3 回)

(ウ) ポルトガル語相談の実施、多言語生活ガイドブック・防災ハンドブックの利用促進 (二次元コード付案内の配布)、庁内通訳派遣・文書翻訳の実施、災害多言語支援センター設置訓練実施

イ 多文化共生プラザ

多言語相談 (相談件数 1,115 件)、交流イベント実施 (延べ 405 名参加)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の外国人住民数は、県内トップクラスであり、国籍も 60 カ国以上と多様です。情報の発信においては、多文化共生キーパーソンを通じた発信や、やさしい日本語の普及・活用を促進します。

イ 人口減少・少子高齢化が進む中、外国人住民も地域社会の構成員としての活躍が期待されます。日本語教育の体制づくり等により、外国人の方にも選ばれるまちづくりに努めます。

ウ 外国人住民の定住化により多文化共生プラザへの相談も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者もいます。関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市子ども日本語支援センター開設 (現：松本市子ども日本語教育センター)
23 年度	松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 23 ～ 27 年度)
24 年度	松本市多文化共生プラザ開設
令和 7 年度	第 4 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：令和 8 ～ 12 年度)

イ 統計資料

国・地域別外国人住民数

(単位：人)

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	合計	国数
R 5.12 末	942	873	582	501	314	187	887	4,286	64 カ国
R 6.12 末	955	852	595	539	284	211	1,172	4,608	63 カ国
R 7.12 末	966	842	589	557	265	225	1,524	4,968	65 カ国

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 まつもとゼロカーボン実現計画（区域施策編）

(1) 目標

2050 ゼロカーボンシティの具現化を図るため、市民・事業者・行政が連携の下、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を徹底的に進め、温室効果ガス排出量を、2030 年度までに 2013 年度比で 51 パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和 7 年度の実施状況と成果

- ア 令和 6 年度に設立された「松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社」が、市内の全市立小中学校を含む 56 施設に対して廃棄物発電による電力の供給を開始しました。
- イ 「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」を促進するため、市民アクションプランを施策の中軸に位置づけた上で施策パッケージを予算化するとともに、イベントや研修等を通じて啓発活動を行いました。
- ウ 市が率先してEVを活用する姿勢を市域全体に示すとともに、市民にとってEVが身近な存在になることを目的に「松本市EVカーシェアリング事業」の事業者選定等、開始に向けた準備を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市ゼロカーボン実現条例に基づき、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を果たすためには、行動変容が不可欠です。今後は、市民アクションプランを基に行動変容を促すための取組みを展開することが必要です。
- イ 2050 年にゼロカーボンを実現するためには、あらゆる政策領域において、官民挙げて再エネ及び省エネ導入を徹底的に実践することが必要不可欠です。特に、市の温室効果ガス排出量の 3 割弱を占める運輸部門の削減が急務で、関係部署で連携を図りながら、民間事業者、市民が一体となった取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 2 年度	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
3 年度	松本平ゼロカーボン・コンソーシアムを設立
4 年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 まつもとゼロカーボン実現計画を策定
5 年度	松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例制定
6 年度	松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社設立
7 年度	市民アクションプランを施策の中軸に位置づけ、施策パッケージを予算化

イ 統計資料

(ア) 市域の温室効果ガス排出量

(単位：排出量 t-CO₂)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
産業部門	444,256	427,088	410,566	416,780	399,435	407,024	393,014	372,539	402,008
業務部門	441,785	426,459	448,253	358,487	337,317	327,315	309,713	283,684	323,826
家庭部門	434,213	434,154	390,392	390,458	404,370	394,164	381,090	375,855	400,591
運輸部門	425,378	431,960	440,572	441,330	464,762	467,690	468,701	471,196	471,194
廃棄物の焼却	46,958	45,931	45,792	45,733	45,295	44,812	45,044	45,349	44,819
その他ガス	64,593	64,288	64,410	62,808	63,185	63,249	63,401	63,827	63,770
合 計	1,857,183	1,829,880	1,799,985	1,715,596	1,714,364	1,704,254	1,660,963	1,612,450	1,706,208

(イ) 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムの活動状況 (R 8.3.31 現在)

項目	実績	備考
会員団体数	113 団体	企業会員 95、地域会員 15、学会会員 2、個人会員 1
定例フォーラム開催回数	4 回	うち 1 回は特別フォーラム
課題別部会開催回数	5 回	

再生可能エネルギーの導入促進

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

2 松本市役所ゼロカーボン実現プラン（事務事業編）

(1) 目標

2050 ゼロカーボンシティの具現化に向け、松本市の事務事業について率先して再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を進め、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 55 パーセント削減することを目指すものです。

(2) 令和 7 年度取組みと成果

- ア 市有施設の LED 化を進めるため、41 施設のリースによる LED 化を発注・着手しました。
- イ 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社と連携して、市有施設への松本クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた再エネ電力の供給を開始しました。また、オンサイト PPA による太陽光発電設備の導入準備を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2050 年にゼロカーボンを実現するためには、松本市役所においても温室効果ガス削減に向けた取組みを全部局が徹底的に進める必要があります。
- イ 施設の電力供給について、松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社を始めとした再エネ電力に切り替えたことにより、大幅な温室効果ガスの削減につながっています。
- ウ プラン策定当初の想定と比べ、再生可能エネルギーの導入など市有施設のゼロカーボンに係る各施策の状況について変化が生じているため、プランで示した温室効果ガス排出量削減目標達成のためのシナリオの見直しが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 元 年度	松本市環境配慮型公共施設整備指針を策定
2 年度	気候非常事態宣言及び 2050 ゼロカーボンシティ表明
4 年度	松本市ゼロカーボン実現条例施行 松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定
5 年度	本庁舎、東庁舎及び大手事務所について、リースにて LED 化を実施
6 年度	市有施設 29 施設のリースによる LED 化を発注・着手 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社と連携協定を締結
7 年度	市有施設 41 施設のリースによる LED 化を発注・着手 松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社による市有施設への再エネ電力供給が開始

イ 統計資料

市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

(単位：排出量 t - CO₂)

年度	H 25 (基準年度比)	R 3	R 4	R 5	R 6
目標値	—	28,795	27,539	26,282	25,025
基準年度比	—	74.1%	70.9%	67.6%	64.4%
実績値	38,851	33,544	33,278	34,307	33,076
基準年度比	100%	86.3%	85.7%	88.3%	85.1%

再生可能エネルギーの導入促進

3 マイクロ水力発電事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

令和元年10月に稼働開始した「寿配水地小水力発電所」に続き、上水道施設の高低差を利用した水力発電を行うことで未利用の再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガスの一つであるCO₂削減を図ることにより低炭素社会の実現を目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 国（経済産業省）に対して、発電事業計画認定に係る手続きが完了しました。
- イ 主要機器の製作に係る進捗管理を行い、工場検査を適切に実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

現場施工を適切に監理し、着実に工事を完了させます。

(4) 現在までの経過

令和元年度	寿配水地小水力発電所、稼働開始
2年度	局プロジェクトチームによる調査実施
3年度	上水道施設の可能性調査実施 ・262施設の調査により、9施設抽出
4年度	9施設の基本設計実施 ・「岡田第2配水地」を最有力候補地に選定、二次評価により妥当性を検証し、事業化R F Iを受けて機器・業者選定実施 ・優先受託候補者の決定
5年度	設計施工一括発注方式で契約締結 詳細設計・主要機器発注手配完了
6年度	電力会社及び国（経済産業省）に対して、事業に必要な諸手続きを実施 主要機器製作期間中
7年度	電力会社及び国（経済産業省）に対する事業に必要な諸手続きが完了 主要機器工場検査実施

再生可能エネルギーの導入促進

4 下水道施設における太陽光・消化ガス発電事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した消化ガス発生に伴う発電を行います。また、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 宮渚浄化センターでは、平成28年度に消化ガス発電設備増設工事、令和3年度及び6年度に太陽光発電工事を行い、発電した電気を場内利用することで購入電力量を削減しています。
- イ 両島浄化センターでは、平成27年1月から消化ガス発電を行い、売電を行っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮渚・両島浄化センターの消化ガス発電において、適切な維持管理により順調な運転を維持していますが、今後、安定した発電効果を維持していくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 消化ガス発電基本設計（日本下水道事業団）

【宮渚浄化センター】

23年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団デザインビルド方式による総合評価）

24年度 機械設備・電気設備工事完了 3月末からMG T（マイクロガスタービン）2台稼働

27年度 増設機2台設置実施設計・工事着手

28年度 工事完了、3月から稼働 計4台のMG Tが稼働中

令和2年度 太陽光発電設備工事 3月から稼働開始

6年度 太陽光発電設備増設工事 3月から稼働開始

【両島浄化センター】

平成25～26年度 消化ガス発電設備工事（プロポーザル方式による総合評価）

27年2月 稼働開始 燃料電池3台

イ 統計資料

宮渚浄化センター消化ガス・太陽光発電実績

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
消化ガス発電量 (kWh)	221 万	219 万	213 万
太陽光発電量 (kWh)	14 万	13 万	23 万
購入電力削減率 (%)	43.4	41.6	43.2
電力料金削減額 (千円)	47,443	47,490	49,232

両島浄化センター消化ガス発電実績

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
売電量 (kWh)	196 万	180 万	174 万
売電収益 (千円)	84,016	77,221	74,907
売電単価 (税抜き:円)	39.00	39.00	39.00

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 環境基本計画の推進

(1) 目標

松本市総合計画の基本理念「(岳) 自然豊かな環境に感謝し(楽) 文化・芸術を楽しみ(学) 共に生涯学び続ける」の実現のため、第4次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 令和7年度の実施と成果

計画期間の中間年度に入ったことから、指標・目標値の見直し及び関連する重点施策等を整理するとともに、上位計画である松本市総合計画と整合を図るため、改訂版を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

第4次環境基本計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りつつ、PDCAサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
20年度	松本市一般廃棄物処理計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定、松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定
29年度	松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度～令和9年度版）策定
令和元年度	松本市災害廃棄物処理計画策定
2年度	松本市食品ロス削減推進計画策定
3年度	第4次松本市環境基本計画策定
7年度	第4次松本市環境基本計画（平成7年度改訂版）策定

イ 統計資料

令和6年度における第4次松本市環境基本計画に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	R5年度	R6年度
A（100%以上）	12項目 / 37.5%	11項目 / 34.4%
B（70%以上）	15項目 / 46.9%	14項目 / 43.8%
C（40%以上）	2項目 / 6.3%	3項目 / 9.4%
D（40%未満）	0項目 / 0.0%	0項目 / 0.0%
評価できない項目	3項目 / 9.4%	4項目 / 12.5% ^{※1}
計	32項目 / 100%	32項目 / 100%

※1）4項目の内訳（5年に1度評価するもの、令和4年度末で事業が終了したもの、令和9年度以降から評価可能なもの）

3 R 徹底による環境負荷軽減

2 ごみ減量対策事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

市民、事業者及び行政等がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、分別収集の徹底、再資源化等を推進することにより、資源を大切に、環境に極力負荷をかけない持続可能な循環型社会を目指します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア ごみ分別アプリの配信や市公式LINEでのごみ分別回答システムなどを運用し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- イ 令和5年度から開始した容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収及び大型プラスチック資源の分別収集を継続して行いました。
- ウ 環境教育の一環として、令和元年度に導入した製紙機で市内の廃棄書類から再生紙を作成し、市民への案内チラシ等に使用しました。
- エ 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）制度については、松本市環境審議会に諮問し、本格的な検討を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和7年度の総ごみ量は、前年度に比べ1,749トン（2.19%）の減少となりました。
しかし、本市の1人1日当たりのごみ量は長野県内19市の中で最も多く、今後更に最終処分場の延命化及び地球温暖化に関する対策の重要性が増すことから、ごみの減量化・適正処理に関する取組みを進めるため、集合住宅ごみ排出時における指定ごみ袋の使用義務化及び家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）制度について検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成11年度～平成13年度 雑びん、ペットボトル、破碎ごみ、蛍光灯、乾電池の分別回収開始
- 17年度 容器包装プラスチックの資源化開始、廃食油の全市回収を開始
- 20年4月 リサイクルセンター開設
- 26年度 市内全地区（35地区）において使用済小型家電製品の分別回収を開始
- 29年度 スプレー缶等及びライターの分別回収を開始、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信
- 令和元年度 松本クリーンセンター内に製紙機を導入
- 3年度 容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に向けて検討を開始
- 5年度 プラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更
- 7年度 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）制度の検討を開始

イ 統計資料

ごみ量の推移

（単位：t）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
可燃ごみ	76,279	76,266	71,927	70,956	69,480
埋立ごみ	754	715	658	642	626
破碎ごみ	282	303	338	349	346
資源ごみ	8,234	8,045	8,058	7,825	7,571
総ごみ量	85,549	85,329	80,981	79,772	78,023
前年対比	△ 2.00%	△ 0.26%	△ 5.10%	△ 1.49%	△ 2.19%

3 R 徹底による環境負荷軽減

3 エコトピア山田再整備事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、今後も長期的に、より安全な施設として使用するため、現在地において再整備します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 廃止モニタリング調査を実施した結果、基準に適合していることから、現処分場を廃止しました。
- イ 新処分場の埋立地造成及び浸出水処理施設建設工事に着手、既存管理棟等改修工事を実施しました。
- ウ 現処分場への廃棄物の埋め立て終了に伴い、市内に埋立容量のある最終処分場が無いことから、焼却灰、飛灰及び破碎処理後の埋立ごみの全量を民間事業者8社で処理しました。なお、民間事業者での処理の内訳は、焼却灰の資源化 6,681 トン、飛灰の資源化 1,276 トン、飛灰の市外埋立 1,675 トン、破碎処理後の埋立ごみの市外埋立 537 トンとなっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の再整備は、全体基本計画に基づき、着実かつ安全に進めていく必要があります。また、再整備期間中は埋め立てが行えないため、これからも引き続き埋立量を削減するため、より一層ごみの減量化を推進するとともに、焼却灰等を安定的に処理できるよう委託先を確保していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 20 年度 焼却灰の資源化（人工砂化）を開始
- 23 年度 飛灰の資源化（地盤再生利用）を開始
- 24 年度 ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始、残りの飛灰を全量資源化
- 26 年度 焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加、飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
- 29 年度 施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ新構造基準を念頭に新たな検討を開始
- 30 年度 検討の結果、現在の場所に埋立地を再整備することに決定
- 令和 元 年度 再整備事業に着手
- 2 年度 年度末をもって廃棄物の埋め立てを終了
- 3 年度 再整備事業に係る全体基本計画を策定。既存廃棄物移設工事に着手
- 4 年度 新処分場の基本設計に着手
- 5 年度 新処分場の基本設計を完了し、引き続き実施設計に着手
- 6 年度 新処分場の実施設計及び生活環境影響調査を完了
- 7 年度 現処分場を廃止、新処分場の埋立地土木建設工事及び浸出水処理施設建設工事に着手、既存の管理棟及びストックヤード改修工事を実施

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法 (単位: t)

区分	処理方法	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
資源化	焼却灰	6,625	6,775	6,681
	飛灰	1,304	1,295	1,276
	小計	7,929	8,070	7,957
埋立	焼却灰 (市内埋立)	0	0	0
	飛灰 (委託埋立)	1,746	1,684	1,675
	小計	1,746	1,684	1,675
合計		9,675	9,754	9,632

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

4 食品ロス削減事業

(1) 目標

持続可能な社会の実現に向けごみ減量と食育推進の観点から、世界的な課題でもある食品ロス（食べられるのに関わらず廃棄される食品）を削減するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で削減に取り組むことを推進するものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 市民向けの取組みとして、外食版及び家庭版「残さず食べよう！ 30・10 運動」の街頭啓発、市内食品小売店と連携したポスター及びPOP掲示、SNSでの発信等を行いました。
- イ 市内保育園、幼稚園等（62 園）の年長児及び小学3年生（28 校）を対象に食品ロスをテーマとした参加型環境教育を実施し、年長児の約6割、小学生の約3割に意識や行動の変化が見られました。
- ウ 自治体運営型フードシェアリングサービス「まつもとタベスケ」を活用し、事業系食品ロスの削減を進めました。
- エ 家庭での食品ロス削減の取組みを促すため、削減につながる料理のアイデアを募集して表彰する「第4回もったいないクッキンググランプリ」を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和2年度に策定した松本市食品ロス削減推進計画の削減目標達成に向けて、あらゆる世代、立場の人が自分事として取り組むことが重要です。
- イ 特に、事業系食品ロスの削減については、事業者の取組みに加え、消費者である市民の意識変容が不可欠であり、両者へのアプローチが求められます。
- ウ コロナ禍で認知度が低下した「残さず食べよう！ 30・10 運動」の周知啓発を改めて強化するとともに、乾杯後30分、お開きの前10分を基本としながらも、柔軟な時間設定を行うことで、本来の目的である宴会での食べ残しを削減する取組みを促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	「残さず食べよう！ 30・10 運動」を開始
24年度	園児を対象とした参加型環境教育を開始
28年度	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設、小学校環境教育を開始
29年度	第1回食品ロス削減全国大会を開催
令和2年度	松本市食品ロス削減推進計画を策定
3年度	まつもとフードシェアマーケットを開始
4～7年度	第1～4回もったいないクッキンググランプリを開催

イ 統計資料

市内で発生する食品ロス量

(単位：t)

年度	食品ロス量	内訳	
		事業系	家庭系
R 3	10,103	3,924	6,179
R 4	8,917	2,850	6,067
R 5	7,802	2,538	5,264

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

5 プラスチックごみ削減事業

(1) 目標

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、松本の強みを活かしたきっかけづくりにより、市民に使い捨てプラスチック製品に依存したライフスタイルからの転換を促し、プラスチックごみの削減を推進するものです。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 市内16か所に設置しているアクアスポットswee（無料給水設備）等により、マイボトルの利用促進を図りました。
- イ イベントにおいて排出される使い捨てプラスチック製食器によるごみを削減するため、イベント用リユース食器導入事業を実施しました。
- ウ 事業者による脱プラスチックの取組みを推進するため、プラスチック使用製品からバイオマス素材が配合された製品等への転換を支援する特定プラスチック転換支援事業を実施しました。
- エ これらの取組みを体系的に整理した「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

プラスチックごみの更なる削減に向けて、引き続き各施策の周知・啓発により内容の浸透を図り、市民等の意識改革及び行動変容を促していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度	アクアスポットプロジェクトsweeについて、信州大学と合同で報道発表 アクアスポットsweeを市内5か所に設置
4年度	アクアスポットsweeを市内5か所に追加設置 「ワンウェイプラスチック削減ミッション」を開始 テイクアウト容器リユースシステム構築事業を開始 「まつもとエコ旅宣言」を発出
5年度	アクアスポットsweeを市内5か所に追加設置 イベント用リユース食器導入事業を開始
6年度	アクアスポットsweeを市内1か所に追加設置 特定プラスチック転換支援事業を開始

イ 統計資料

（※各年度の組成調査結果）

家庭系可燃ごみ量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック量の推移

（単位：t）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
家庭系可燃ごみ量	37,000	36,770	33,529	33,129	32,176
プラスチック類の割合（※）	19.8%	13.8%	13.1%	18.2%	16.7%
家庭系可燃ごみに占める割合	7,326	5,074	4,392	6,029	5,373

3 R 徹底による環境負荷軽減

6 プラスチック資源リサイクル事業

環境エネルギー部 環境業務課

(1) 目標

容器包装プラスチック及び製品プラスチック（プラスチック資源）を一括回収するとともに、大型の製品プラスチック（大型プラスチック資源）を分別収集して再資源化することで、焼却するごみ量削減による最終処分場の延命とプラスチック類を焼却する際に発生する二酸化炭素排出量の削減を図りゼロカーボンシティの実現を目指します。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア プラスチック資源の回収量（松塩地区広域施設組合への持込量を含む。）は、1,413 トン（令和4年度の容器包装プラスチック回収量比で532 トン増）となりました。これにより、松本クリーンセンターにおける可燃ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量を約1,468 トン削減する効果がありました。
- イ ごみの分別や2050ゼロカーボンシティの実現について周知を図るために、指定ごみ袋のうち可燃ごみ専用袋にはキャッチフレーズを、プラスチック資源専用袋にはキャッチフレーズとメッセージを表示するデザインに変更しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プラスチック資源の回収量は増加しているが、排出される家庭系可燃ごみには一定の割合でプラスチック類が含まれており、その中には再資源化可能なものが混入していることから、焼却由来の二酸化炭素の排出を抑制するため、プラスチック資源の回収量をさらに増加する必要があります。
- イ 引き続き、市民に分かりやすい方法での周知啓発に努め、市民の分別意識の醸成を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 容器包装リサイクル法が本格的に施行
- 17年度 本市で容器包装プラスチックの資源化を開始
- 令和3年度 環境省モデル事業の採択を受け、市内2地区（島内地区、安曇地区大野川区）で容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を試験的に実施
- 4年度 プラスチック資源循環促進法が施行
「プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準」を策定
脱炭素先行地域の安曇地区大野川区で容器包装プラと製品プラの一括回収を先行実施
- 5年度 市内全域でプラスチック資源（大型プラスチック資源含む。）の分別変更

イ 統計資料

プラスチック資源回収量と家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合の推移

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
プラスチック資源回収量 [t]	876	881	1,359	1,392	1,413
家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合 [%]	19.8	13.8	13.1	18.2	16.7

※ 令和4年度までは、容器包装プラスチック回収量

※ 家庭系可燃ごみに占めるプラスチック割合は組成調査結果による。

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

7 松本キッズ・リユースひろば事業

(1) 目標

育児・子ども用品は使用期間が限られ、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、必要とする家庭に無料で配付することで、リユース（再利用）によるごみの減量化と子育て世代への支援を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 市内 25 か所の地域づくりセンターと環境・地域エネルギー課窓口で回収を行い、子ども服・小物やチャイルドシートなどを約 63,000 点（約 15.0 トン）回収しました。
- イ 回収した子ども用品を点検後、ララ松本屋内テニスコート及び南部体育館で計 6 回配付会を開催し、希望する市民に無料で配付しました。
- ウ 子育て無料情報誌への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

配付会に参加される方を固定しないよう、広報まつもとや市公式ホームページだけでなく、SNS などを活用して、幅広い方の参加を促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年 8 月	各回収場所での常時回収を開始
10 月～	第 1 回配付会開催（年度内計 5 回の配付会をララ松本で開催）
28 年度	計 8 回の配付会開催（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、3 月）
29～令和 3 年度	各年度計 6 回の配付会を開催（令和元年度、2 年度のみ計 5 回）
令和 4 年度	計 6 回の配付会を開催（7 月、9 月、10 月、12 月、1 月、2 月）
5 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月）
6 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月）
7 年度	計 6 回の配付会を開催（5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月）

イ 統計資料

事業実績

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
配付会参加世帯数	1,350 世帯	1,231 世帯	1,685 世帯	1,826 世帯	1,572 世帯
配付数	約 27,600 点 約 12.8 トン	約 22,800 点 約 9.8 トン	約 33,400 点 約 12.5 トン	約 39,200 点 約 13.5 トン	約 45,700 点 約 14.8 トン
回収数	約 65,800 点 約 19.9 トン	約 43,800 点 約 16.8 トン	約 68,000 点 約 20.3 トン	約 66,000 点 約 18.6 トン	約 63,000 点 約 15.0 トン

3 R 徹底による環境負荷軽減

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

8 環境教育事業

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大を目指します。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を18講座開催することで、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。
- イ 学校での環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる環境学習プログラムを学校へ提供する「小中学校環境教育支援事業」を17校で実施しました。
- ウ 幼少期から「もったいない」の気持ちを育み、環境保全の意識や環境に対する関心を高めるため、市内幼稚園・保育園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした環境教育を62園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を28校で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコスクール事業実施後のアンケートでは、約95%の参加者が「満足」と回答しています。より多くの市民に本市の豊かな自然環境に親しみ、環境問題に関心を持っていただく機会とするため、体験を含めた講座を今後も充実させていきます。
- イ 環境教育支援事業では、小中学校、環境団体及び公民館等が連携し、地域に開かれた学習を実施しました。引き続き、学校の意見や要望も取り入れながら、学習プログラムを提供していきます。
- ウ 年長児や小学3年生対象の参加型環境教育は、参加した園児の約6割、児童の約3割、また保護者の3割から4割に意識の変化がみられました。引き続き、家庭への波及効果まで狙った事業を展開します。

(4) 統計資料

ア エコスクール実績

年度	R 4	R 5	R 6	R 7
講座開催数	14 回	18 回	18 回	18 回
参加人数	225 名	174 名	322 名	248 名

【実施内容】 ホタル観察会、女鳥羽川自然観察会、「ライチョウ」に会いに行こう、ペットボトルから繊維を作ろう、川の生き物を観察しよう、一の瀬園地高原の生きもの観察会、トンボ観察会、ワシ・タカウォッチング、化石を通して地球を学ぼう、森の自然体験、冬の自然観察会等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

年度	R 5	R 6	R 7
実施校数	17 校	17 校	14 校
実施事業	50 事業	30 事業	30 事業
実施プログラム数	23 講座	18 講座	19 講座
参加人数	2,599 名	1,322 名	1,747 名

【実施内容】 リバーアドベンチャー、木の授業とバームクーヘン作り、里山学習体験、体感&体感！自然体験学習！、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、アウトドアから学ぶ防災・災害対策、ぬかどご飯炊き体験 等

自然・生活環境の保全

環境エネルギー部
環境・地域エネルギー課

1 生物多様性保全事業

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」を基に、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生を目指します。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 松本市生物多様性地域戦略のモデル地区である車屋せぎ、崖下せぎ（島内地区）で植物相調査を5月下旬から10月にかけて実施しました。
- イ 6月から9月にかけて、市民参加型環境調査として市民カエル調査を実施し、207人から373件の報告がありました。
- ウ 河川清掃におけるオオキンケイギク等の特定外来生物駆除活動に8,196人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるものや、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなること、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。特に、近年生息域を拡大している特定外来生物オオキンケイギクは、対応を急ぐ必要があることから、町会で管理困難な場所や希少種の生息地について、令和6年から委託による駆除を実施しています。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発が必要です。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

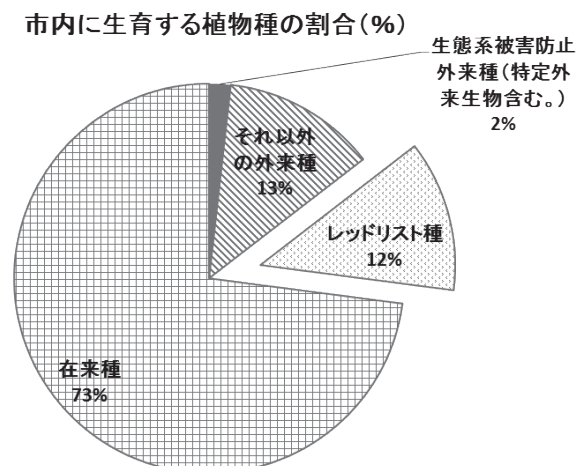
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27年度 松本市生物多様性地域戦略策定
- 29年度～令和7年度
ゴマシジミ保護回復事業やモニタリング調査等の生物多様性保全事業を実施

イ 統計資料

市内に生育する植物種（2,933種）※のうち、
レッドリスト種（絶滅危惧種）の割合（H27）
12.5パーセント（368種）



自然・生活環境の保全

2 環境調査と公害の未然防止

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

環境調査を適切にかつ継続的に実施し、市内の環境状況を把握し、生活環境の保全を目指します。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排出水の監視や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 令和7年度の実績と成果

ア 河川や地下水などの水質調査（67カ所）、騒音等の環境調査（11カ所）、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査（78事業場、延べ90回）を行いました。

イ 土壤汚染対策

（ア）土壤汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数は、0件でした。

（イ）一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数は、29件でした。

ウ 公害苦情処理件数は、70件でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 公共用水域の水質の保全を図るため、事業場からの排出水の監視や、河川及び地下水の調査を継続する必要があります。

イ 地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設は、構造基準の順守や点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視が必要です。

ウ 土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底が必要です。

エ 公害苦情件数は近年、年間70件程度ありますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を継続的に周知していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成6年度 水質汚濁防止法に定める政令市に指定

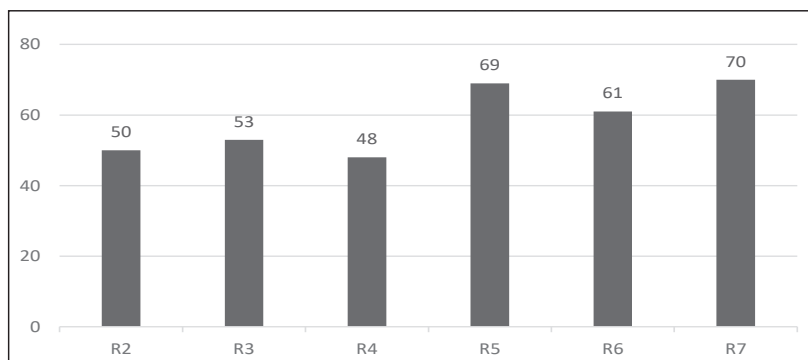
15年度 土壤汚染対策法施行

20年度 環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定

令和3年度 中核市移行により大気汚染防止法事務、ダイオキシン類対策特別措置法事務を所管

イ 統計資料

公害苦情数（件）



自然・生活環境の保全

3 河川環境美化事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

清らかな河川環境を保全するため、河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 令和7年度の実績と成果

河川をきれいにする会（18 団体）の運営補助を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

河川清掃回数及び参加人数は前年度より減少しており、引続き清掃・啓発を行い、環境美化に努める必要があります。また、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来生物の駆除は、継続実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 42 年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後、各河川をきれいにする会が設立される。
平成 28 年度 三間沢川をきれいにする会が設立され、18 団体となる。

イ 統計資料

河川をきれいにする会（18 団体実績）

年度	清掃回数（のべ回数）	収集ごみ量（kg）	のべ参加人数（人）
R 5	423	206,251	26,747
R 6	430	234,791	27,448
R 7	411	238,703	25,482

4 市営霊園管理事業

環境エネルギー部 環境保全課

(1) 目標

市民の墓地需要に対応し次世代につなぐため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 中山霊園管理事務所改築事業（松本市中山霊園管理事務所改築工事 主体工事、電気設備工事、機械設備工事、監理業務委託）
中山霊園管理事務所改築工事を実施しました。（令和7年度～8年度）
- イ 合葬式墳墓整備事業（中山霊園屋外型合葬式墳墓区画造成工事実施設計業務委託）
屋外型合葬式墳墓区画造成工事の実施設計業務委託を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析
- (ア) 従来型の墓所利用者は、合葬式等の墓所に遺骨を移し、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が増加傾向にあります。
- (イ) 平成24年度に供用を開始した屋内型合葬式墳墓（個別埋蔵場所、共同埋蔵場所）の利用者は、一定の需要があり、生前申請の受付を開始した樹木式埋蔵場所は、年度中152件の申込みがありました。（前年189件）
- イ 今後の課題
- 墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 統計資料

ア 市営霊園の一般墓所貸付・返還数実績

（単位：件）

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
新規貸付	77	103	69	79	56
返還	65	60	89	87	76

イ 合葬式墳墓申込数実績

（単位：件）

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
個別埋葬	40	61	60	58	67
共同埋葬	128	175	210	198	275
樹木式埋葬	151	101	156	189	152
合計	319	337	426	445	494

5 廃棄物に係る監視・指導

環境エネルギー部 廃棄物対策課

(1) 目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、廃棄物処理業者等からの申請を審査し、各種基準への適否を確認するとともに、廃棄物処理業者等に対して定期的に立入検査を行い周辺の生活環境を保全します。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 産業廃棄物関係 9 件、一般廃棄物関係 35 件の申請を審査し、全てについて許可しました。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物処理業者及び排出事業者等へ 389 回の立入検査を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 廃棄物処理業者等からの申請に対しては、引き続き厳格な審査を行います。
イ 廃棄物処理業者等への立入検査による監視を継続すると共に、より効果的な指導が行えるよう体制を整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度 中核市移行に伴い産業廃棄物関係業務の開始

イ 統計資料

廃棄物処理業者等（令和 8 年 3 月 31 日現在）（単位：事業者）

産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	32
産業廃棄物処分業 ^{※2}	26
特別管理産業廃棄物収集運搬業 ^{※1}	4
特別管理産業廃棄物処分業 ^{※2}	3
一般廃棄物収集運搬業（一般許可）	13
一般廃棄物収集運搬業（限定許可）	28
一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器）	12
一般廃棄物処分業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 解体業	9
使用済自動車の再資源化等に関する法律 破砕業	7

※1 積替保管施設を設置するものに限る

※2 松本市内に設置するものに限る

森林の保全・再生・活用

1 森林整備事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など森林の多面的な機能を十分に発揮させ持続できるよう、森林の整備・保全を推進するものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備と併せて、国及び県からの補助に加えて市の嵩上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約121haの森林造成事業を行いました。また、国・県の森林計画改定に基づき、松本市森林整備計画の一部変更を行いました。
- イ 島内山田地区において地域住民等が主体的に森林の整備・利用に取り組むため、地区協議会と連携して里山整備事業を促進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。
- イ 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者による森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた森林所有者の特定が課題です。
- ウ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進すること、及び「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の適正な循環の構築に取り組み、木材の利用促進を図る必要があります。

(4) 統計資料

ア 森林造成事業（委託・補助）

（単位：ha）

年度	造林	下刈	除伐	保育間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
R 7	12.13	46.67	0.00	15.93	37.99	8.75	0	121.47

イ 松本市森林資源の現況

（単位：ha）

松本市地域総面積 97,847（100%）											
森林以外 （農地、原野、宅地等） 19,403 （20%）	森 林 面 積 78,550（80%）										
	民 有 林 38,378（49%）								国有林 40,172（51%）		
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国有林		
	22,501（59%）					14,997（39%）		880（2%）	40,172（100%）		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クスギナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
	13,440	6,069	1,115	728	1,149	976	14,021	880	23,168	12,066	4,938
	35%	16%	3%	2%	3%	3%	36%	2%	58%	30%	12%

令和8年3月31日現在

森林の保全・再生・活用

2 森林再生活用事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

松枯れ被害対策として、伐倒くん蒸処理、ライフライン沿線の危険木処理や樹種転換事業などを実施し、森林再生に向けた取組みを行うものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 被害が拡大している先端地において、1,047本、2,784㎡の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- イ ライフライン（生活道路）沿線の危険木の伐採（324本、388㎡）を行いました。
- ウ 災害のおそれのある危険箇所を防災林として整備するため、測量設計（7.0ha）、整備（8.2ha）を実施しました。
- エ 環境保全のため、過去に伐倒くん蒸処理した際に使用した非分解性のビニールシート及び薬剤空ボトルの回収（1,420か所、4,050kg）を行いました。
- オ 被害木の有効活用を図るため、被害木を伐採・搬出し木質バイオマス資源として利用しました。
- カ 岡田、寿、中山地区他では、更新伐・樹種転換事業（19.1ha）に取り組んでおり、森林組合等林業事業体を中心となり地権者の同意を得て、事業を実施しています。
- キ 個人、団体が実施する、松枯れ予防のための樹幹注入20件65本、及び感染拡大防止のための伐採処理52件172本に対して補助を行いました。
- ク 獣害防護柵周囲の松枯れ被害木の倒伏による防護柵の破損を防ぎ、森林内の見通しを確保することで野生鳥獣による農林業被害や人身被害を防止するため、1,521本1,844㎡の被害木を伐倒しました。
- ケ 「松本市森林長期ビジョン」の実現に向け、市民団体が計5回のイベントを開催。市民が森林との繋がりを深める機会を提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

広大な森林域での松枯れ被害を防ぐことは困難であるため、被害拡大を遅らせる方針にシフトし、被害先端地に絞った伐倒くん蒸やライフライン沿線の危険木処理を推進し、森林の再生や利活用に向けた事業に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 松本市内で初めて松くい虫被害が確認される。
- 20年度 四賀、東山部域に被害が急激に拡大する。
- 令和3年度 松枯れ対策を含めた森林再生に関する提言を受けて、具体的な施策を検討するため松本市森林再生実行会議から提案を受ける。
- 6年度 国、県はスギ花粉対策にシフトし、松枯れ対策の補助金が大幅に減額される。

イ 統計資料

伐倒くん蒸処理実績

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
本数（本）	2,748	3,222	2,956	1,249	1,047
材積（㎡）	5,029	6,173	6,302	2,419	2,784
事業費（千円）	150,982	169,544	161,902	63,332	77,054

森林の保全・再生・活用

3 鳥獣被害対策事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

ニホンジカやカラス等の野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、「松本市鳥獣被害防止計画」及び松本市有害鳥獣駆除対策協議会が定める「有害鳥獣駆除計画」に基づき、個体数調整を行うものです。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 令和7年度の有害鳥獣駆除捕獲数は、3,286羽・頭で前年比87.0パーセントとなりました。
(内訳 鳥類762羽、獣類2,524頭)
- イ 駆除を担う狩猟者の確保のため、新規銃猟者へ狩猟免許取得に対する補助金を交付しました。
(新規銃猟者2名)
- ウ クマ等の出没に対処しました。(学習放獣等31頭)(参考：令和6年度32頭)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ニホンジカなどの大型獣による被害に加え、ハクビシン等の中型獣やカラス等鳥類による農作物への被害が増加しているため、生息区域や生育状況に合わせた対策が必要です。
- イ 猟友会員の高齢化や新規会員の確保が課題であるため、猟友会や地域捕獲隊への支援が必要です。
- ウ カラス、ムクドリに対する被害対策や捕獲対策を実施することが必要です。
- エ 捕獲わなの見回り労力軽減と捕獲効率向上のためのICTシステムの研究・推進が必要です。
- オ 近年クマによる被害が増加しているため、対策が必要です。

(4) 統計資料

ア 有害鳥獣駆除捕獲数

区 分 \ 年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鳥類 (羽)	3,627	2,664	2,812	1,088	762
獣類 (頭)	2,180	2,085	2,242	2,689	2,524
合計 (頭羽)	5,807	4,749	5,054	3,777	3,286

イ 農林業被害額

区 分 \ 年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
農業被害額 (千円)	45,409	59,953	65,828	84,677	119,242

4 林道整備事業

環境エネルギー部 森林環境課

(1) 目標

森林整備と木材生産の効率化を目的に、松本市森林整備計画に基づき、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、林道網の整備により、高性能林業機械による効率的な間伐材の搬出を可能とし、健全な森林づくりを推進するものです。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

森林の適切な維持、管理及び総合的な利用等を図るため、令和7年度は地方創生道整備推進交付金事業及び農山漁村地域整備交付金事業による林道改良を3路線で実施しました。

また、県単林道事業による林道改良を1路線で実施しました。

橋りょう延命化事業は、繰越し令和7年度も実施しました。

令和7年度に橋梁のPCB塗膜処理のため森林環境保全整備事業を実施し、市の林道橋梁で含有するものをなくしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

利用期を迎えた森林の増加に伴い、搬出間伐が主体となっており、生産コストの軽減を図るため、林道網の整備が必要です。

また、開設から長期間が経過し、老朽化が進んでいる林道は計画的に修繕を行い、利用者の安全を確保するとともに、施設の延命化を図る必要があります。

林道整備事業を推進するためには、効果的な路線配置と補助金や交付金の拡充が必要です。

(4) 統計資料

林道整備事業の実施状況

ア 地方創生道整備推進交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
美ヶ原線	改良	1,606	4.0 ～ 7.0	378,501	H 19 ～ R 10 年度
奈川安曇線	改良	3,017	4.6 ～ 6.0	1,015,123	H 17 ～ R 10 年度

イ 農山漁村地域整備交付金事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
宮ノ入線	改良	1,611	4.0	276,188	R 元 ～ R 12 年度

ウ 森林環境保全整備事業

路線名	種別	数量 (橋)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
番所線 (桧沢橋)	改良	1	4.0	18,819	R 7 年度

エ 橋りょう延命化事業

路線名	種別	数量 (橋)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
白樺橋 (奈川安曇線)	改良	1	4.6	300,727	H 26 ～ R 11 年度

オ 県単林道事業

路線名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)	事業年度
奈川安曇線	改良	1,566	4.6 ～ 6.0	222,913	H 17 ～ R 12 年度

令和4年度より美ヶ原線、よもぎこば線及び奈川安曇線の維持管理等事業は建設部で行っています。

※表中の「事業費」は維持管理費を除きます。

松本城を核としたまちづくり

1 松本城三の丸エリア整備事業

総合戦略局 中心市街地活性本部

(1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺において、公民が連携して「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア エリアビジョンの実現に向けて、公民連携の推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を構成する7界隈、7団体と連携し、社会実験等のプロジェクトに取り組みました。
- イ 令和7年7月から、ビジョン実現に向けた取組みをサポートする市民ボランティア（三の丸サポーター）が活動を開始しました。
- ウ 令和7年11月に成果報告会（三の丸エリアプラットフォーム・トークライブ）を開催し、プロジェクトを支える市民ボランティア（三の丸サポーター）、大学生が活動報告と意見交換を行いました。
- エ 大名町通りの高質化整備に向けた景観設計・詳細設計を完了し、高質化工事に着手しました。
- オ 長野県奈良井川改良事務所が、プロジェクトを進める市民との協働により、女鳥羽川河川敷の維持管理活動の円滑化のため、中の橋付近に飛石を設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 民間と行政が連携してプロジェクトを進めていくための具体的な行動指針「松本城三の丸エリアビジョンアクションプラン」に基づき各プロジェクトが定常化に向けた取組みを進行しています。
- イ 今後、イベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みへつなげていくため、更なる民間プロジェクトの改善、必要な行政ルールの変更、公共空間の整備等に反映することが課題です。
- ウ 取組みを定常化するため、行政と民間・地域との中間に立ち、エリア価値向上に資する事業や支援を行う組織（一般社団法人まつづ）を設立し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

(4) 現在までの経過

- 平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界隈～」を策定
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始（大名町通りや緑町・辰巳の御庭などで実施）
- 3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定
- 4年度 「三の丸エリアプラットフォーム」設立
- 5年度 6界隈で6団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
令和6年度実施プロジェクトの公開プレゼンテーションを開催し、7団体を認定
- 6年度 7界隈で7団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
定常化を目指すための行動指針「アクションプラン」を策定

松本城を核としたまちづくり

2 国宝松本城南・西外堀復元事業

文化観光部 松本城整備課

(1) 目標

令和6年3月に策定した史跡松本城整備基本計画に基づき、「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」することを目指して、南・西外堀を復元します。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 令和7年度から復元整備に向けた基本設計に着手しました。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を収集するため、南外堀の4か所で発掘調査をしました。
- ウ 水をたたえた堀の復元に向け、関係機関との協議を積み重ねるとともに、有識者から現地指導等を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 復元整備の根拠となる客観的な情報を集めるため、引き続き発掘調査を行います。
- イ 発掘調査の成果等を基に、引き続き基本設計を進めます。
- ウ 整備は南外堀から先行して着手し、その後、段階的に進める予定です。

(4) 現在までの経過

- | | |
|--------|--|
| 昭和51年度 | 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定 |
| 平成11年度 | 「松本城およびその周辺整備計画」を策定 |
| 19年度 | 教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承 |
| 24年度 | 都市計画公園区域を変更
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始 |
| 25年度 | 事業用地取得を開始 |
| 30年度 | 事業方針を堀復元から平面整備へと変更 |
| 令和2年度 | 市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手 |
| 4年度 | 文化庁へ水をたたえた堀を復元整備することについて協議し、了承
南外堀西側において初めて横断的に発掘調査を実施 |
| 5年度 | 「史跡松本城整備基本計画」を策定し、南・西外堀復元事業の基本的な考え方を整理 |
| 6年度 | 堀の範囲及び形状を確認するための発掘調査を実施 |
| 7年度 | 用地取得完了、南・西外堀復元整備の基本設計に着手 |

松本城を核としたまちづくり

3 えきしろ空間活性事業

総合戦略局 中心市街地活性本部

(1) 目標

松本駅周辺エリアの将来像を示し、公民学が連携して、松本駅周辺から松本城までの「えきしろ空間」の再活性に向けた取組みを行うものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 令和7年3月に市長が松本市中心市街地再設計検討会議から中心市街地の再設計・再活性に関わる提言を受け、「えきまえエリアビジョン」の策定に着手しました。令和8年度末策定に向け、交通部が「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想」を、建設部が「(仮称)デザインコード」の策定に着手し、“三位一体”で取り組んでいます。
- イ 令和7年9月に市議会建設環境委員協議会へ中央西公園（花時計公園）を魅力的なパブリックスペースとして利活用・再設計することを見据えた取組みについて協議し、人工芝や木製ベンチを配置するなどの取組みを開始しました。
- ウ 令和7年10月から、ビジョンの策定に向けて、出張型の展示・意見聴取（オープンハウス）等により、市民、事業者等からの意見聴取を開始しました。
- エ 令和8年2月に有識者、各分野の代表者及び事業者を委員とする「えきしろ空間活性協議会」を設置し、ビジョン策定に関わる協議を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和8年度末までに、ビジョンを策定し、民間開発等やパブリックスペースを再設計するための市の方針を明確化します。
- イ 出張型の展示・意見聴取（オープンハウス）等により、引き続き、市民、事業者等から広く意見を聴取するとともに、えきしろ空間活性協議会においてビジョンの方向性等を協議します。
- ウ パブリックスペースの利活用と再設計を見据えて、中央西公園（花時計公園）や駅前記念公園等における社会実験を実施します。

(4) 現在までの経過

令和6年度 松本市中心市街地再設計検討会議から中心市街地の再設計・再活性に関わる提言を受領

松本城を核としたまちづくり

4 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

旧開智学校周辺地区において、景観計画の重点地区指定の実施に合わせ、まちづくり協定の策定とまちづくりに向けた取り組みについて、地域住民の皆様と意見交換を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

今後の修景補助の在り方について、まちづくり推進協議会や中心市街地活性化本部と連携しながら検討します。

(4) 統計資料

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52 件	（平成 元 ～ 21 年度）
本町地区：	17 件	（平成 13 ～ 16 年度）
下町地区：	42 件	（平成 6 ～ 23 年度）
中央東地区：	13 件	（平成 18 ～ 25 年度）
お城周辺地区：	8 件	（平成 30 ～令和 4 年度）
計	132 件	

松本城を核としたまちづくり

建設部 建設課
公共用地課

5 松本城周辺整備事業

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

市道 1057 号線の関係権利者個々の具体的な条件整備を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市道 1057 号線は、引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過

昭和 35 年度	都市計画決定（内環状北線）
平成 2 年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30 mに変更）
9 年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員 31 mに変更）
11 年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19 年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
21 年度	地元説明会開催
22 年度	地元説明会を 5 回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
23 年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
24 年度	松本都市計画道路事業（3・2・12 号 内環状北線）認可
25 年度	内環状北線の事業用地取得を開始
令和 元 年度	市道 1057 号線の事業用地取得を開始
2 年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道 1056 号線の工事に着手
4 年度	市道 1056 号線の一部完成
5 年度	内環状北線の全面供用

地域交通ネットワークの拡充

1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

(1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 次期総合交通戦略策定に向け、交通実態調査として、松本市パーソントリップ調査や学生を対象としたワークショップを実施し、松本市交通政策検討委員会での協議を行いました。
- イ 地域連携ＩＣカード（交通系ＩＣカード）導入に向けた関係機関（アルピコ交通、ＪＲ東日本、長野県等）との調整のうえ、ぐるっとまつもとバスのシステム導入を完了しました。また、新たな運賃政策の一つとして、金額式フリー定期券を導入し、利便性の向上を図りました。
- ウ 中心市街地における自動車の通過交通抑制を図るため、中町通りで9回、鷹匠町で2回のトラジットモールを行い、公園通り及び新伊勢町通りで4回の歩行者天国を行いました。
- エ 時差出勤やテレワークによる、通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数を拡大して実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 交通実態調査の結果を分析し、現総合交通戦略の評価検証を行いながら、目標及び指標の設定と施策を整理して、新たな総合交通戦略を策定します。
- イ バスのキャッシュレス決済により得られたデータを分析、活用し、一層の効率的かつ効果的なバス運行施策に活用していきます。
- ウ 渋滞対策として、令和7年度の時差出勤やテレワークの取組参加企業数は22社でした。市域全体で通勤時間帯のピーク分散の効果を出すためには、パークアンドライド駐車場の充実や、より多くの企業や事業所に理解と協力を得る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年10月	松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）を策定
令和3年9月	松本市総合交通戦略を改定、松本地域公共交通計画及び自転車活用推進計画を策定
4年3月	国が松本市総合交通戦略を都市・地域総合交通戦略要綱に基づき認定
5年度	路線バスにおける交通キャッシュレス決済の本格運用を開始 地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施 (中町通り9回、公園通り等13回)
6年度	松本地域における地域連携ＩＣカード利用に関する基本合意締結 地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施 (中町通り8回、公園通り等14回、鷹匠町2回) 総合交通戦略策定に係る公募型プロポーザルを実施
7年度	次期総合交通戦略策定に着手。基礎調査の実施及び松本市交通政策検討会議を2回開催 地域連携ＩＣカードシステムの導入 地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みの実施 (中町通り9回、公園通り等4回、鷹匠町2回)

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	平田駅 (175 台)	大庭駅 (51 台)
R 5	42,198 台・74%	12,817 台・69%
R 6	51,212 台・80%	12,239 台・66%
R 7	52,917 台・83%	13,136 台・70%

地域交通ネットワークの拡充

2 地域交通のネットワーク化の推進

交通部 公共交通課

(1) 目標

広大な市域を有する松本市において、交通事業者の人手不足が深刻化する状況にあっても、市民の移動手段を確保し、交通空白地の解消を目指すため、行政・交通事業者・地域住民が連携し、協働する交通ネットワークの整備を推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 令和7年4月から本格運行に移行したA I デマンドバス「のるーと松本」について、地域の足として安定運行できるよう、地域と連携した利用促進の取組みを実施しました。
- イ 公設民営バス「ぐるっとまつもと」について、令和8年3月14日にダイヤ改正とともに基本運賃の改定を実施しました。
- ウ 基本運賃改定に合わせ、子育て世代支援策として、通学定期券の割引率の拡大や金額式フリー定期券の導入、小児運賃の中学生までの拡大、付き添い幼児の無料乗車人数の拡大をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 人口減少に伴う路線バス利用者の減少に加え、コロナ禍で激減した利用者も未だ回復していません。また、ドライバー不足に伴う人件費の上昇や燃料費の高騰など、地域交通を取り巻く環境は、厳しい状況です。
- イ 将来にわたりバス路線を維持するため、引き続き公設民営バスによる安定した運行を行い、利用者拡大に向けより効果的で効率的な路線となるよう、運行事業者とともに取り組みます。
- ウ ドライバーの高齢化や人手不足などにより、行政と交通事業者だけで公共交通を担うことは困難です。地域で独自に展開している地域内移動支援の取組みと連携し、交通弱者の移動を支える仕組みを構築することが必要です。

(4) 現在までの経過

- 平成28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充（波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー）
- 令和3年度 松本市、山形村及び朝日村による地域公共交通計画を策定
- 4年度 アルピコ交通㈱の自主路線を含むエリア全体の路線再編を実施
西部地域コミュニティバスを地域連携バスに、市営バス四賀線を四賀循環バスに、市営バス奈川線を奈川・安曇線に改称するとともにルート及びダイヤの見直しを実施
- 5年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行を開始
アルピコ交通㈱と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結
バス利用者等を対象にアンケート調査を行い、2回のダイヤ改正を実施
A I デマンドバス「のるーと松本」の実証運行を開始（寿エリア及び梓川地区）
- 6年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」に係る運賃政策等の検討を開始
ボランティア輸送等補助事業を開始
交通空白地有償運送事業補助金交付要綱を策定
ダイヤ改正の実施（大久保工業団地線と神林ライナーを統合し、大久保工業団地・神林線に名称変更等）
- 7年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」の基本運賃改定、運賃政策及び路線・ダイヤ改正の実施（7路線の増便・拡充、2路線の廃止。廃止路線の一部は、既存路線で補完）
A I デマンドバス「のるーと松本」の本格運行を開始

自転車活用先進都市の実現

1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

(1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 自転車通行空間のネットワーク計画に基づき、自転車事故が多い路線を優先的に、矢羽根マークを6.2km設置しました。
- イ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスクエアストリート交通安全教室を市内の3校で開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取り組みを実施しました。
- ウ シェアサイクル事業は、専用の駐輪場を1か所閉鎖し36か所になりました。利用回数は、前年度比約6%減の67,187回となりました。また、新たにスポーツタイプの電動アシスト付自転車e-BIKEの専用駐輪場を1か所開設し、234回の利用がありました。
- エ 高校生のヘルメット着用を促進するため、市内在住で、市内の高等学校等に通学する生徒1,120名及び市外の高等学校等に通学する生徒19名に、自転車ヘルメット購入費の一部を補助しました。
- オ 子育て世帯の経済的負担の軽減及び環境にやさしい電動アシスト付き自転車の安全な利用普及の促進を目的として、幼児同乗用電動アシスト付自転車の購入費の一部を、40名に補助しました。
- カ 市街地へ気軽に来街できるよう、まちなかの駐輪環境の向上を図るため、小規模分散型自転車駐車場（ちょこっとパーキング）の整備を行い、伊勢町通り、神明町通りに各8台分のラックを設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行環境のネットワーク化が望まれており、利用状況に応じた自転車通行空間の計画的な整備が必要です。
- イ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.7倍であることから、電動アシスト付自転車を含めた自転車の安全利用・交通ルールの啓発及び交通マナーの向上、ヘルメット着用対策が必要です。
- ウ シェアサイクル利用者の行動分析を行い、更なる利用拡大を目指します。
- エ 既存自転車駐車場の経年劣化に対する改修・更新工事を、計画的に実施することが必要です。

(4) 現在までの経過

- | | |
|--------|---|
| 平成18年度 | 自転車レーン整備開始 |
| 25年度 | 高校生を対象としたスクエアストリート交通安全教室開始 |
| 30年度 | シェアサイクル事業を開始 |
| 令和3年度 | 松本市自転車活用推進計画を策定 |
| 4年度 | 中条自転車駐車場のリニューアルオープン |
| 5年度 | 高校生を対象としたヘルメット着用促進補助事業を開始
幼児同乗用電動アシスト付自転車購入補助事業を開始 |
| 6年度 | 高齢者を対象としたヘルメット着用促進補助事業を実施 |
| 7年度 | 村井駅自転車駐車場（東側）のリニューアルオープン
小規模自転車駐車場整備事業を開始 |

交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課
建設部 都市計画課

1 都市計画道路の見直し

(1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 第2回松本都市計画道路見直し方針を、第66回松本市都市計画審議会へ報告し、策定しました。
イ 見直し方針に基づき、長野県など関係機関との協議を始めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 都市計画道路は、都市の骨格をなす道路として、都市計画法に基づき、計画・告示されています。将来の整備を担保するため、未整備の路線には、計画区間内の建物等に建築制限を課しています。
イ 松本市では、昭和36年に当初の都市計画道路を決定しましたが、現在の整備率は約5割に留まり、長期未着手の路線が多く残っています。
ウ 第1回都市計画見直し方針において、未整備の都市計画道路を必要性などによって見直すべきと評価した路線については、都市計画の変更を令和4年度に完了しました。今後は、第2回見直し方針に基づく変更手続きを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成22年度 松本市総合都市交通計画（第1回松本都市計画道路見直し方針）を策定
31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
令和2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定
5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催
6年度 都市計画道路見直し部会にて、2回目の見直し方針について協議
7年度 第66回松本市都市計画審議会へ報告し、第2回松本都市計画道路見直し方針を策定

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計画延長 (m)	114,960	108,330	108,330	108,330	108,330
整備延長 (m)	49,760	50,010	50,010	50,010	50,268
整備率 (%)	43.3	46.2	46.2	46.2	46.4

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
公共用地課

2 幹線道路等の整備

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的かつ効率的に進めます。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

第7次道路整備五箇年計画に基づき、継続路線の早期整備に取り組みました。

- ア 中環状線の市道 7553 号線月見橋（笹部 4 丁目、島立）は、橋梁下部工、既存橋撤去、用地買収、補償を実施しました。
- イ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、用地買収・補償を実施しました。
- ウ 南北幹線の中条白板線（白板）は、橋梁下部工の進捗に合わせ、上部工の工場制作にも着手しました。
- エ 南北幹線の小池平田線（庄内～本庄）は、用地買収・補償を実施しました。
- オ 南北幹線の市道 5005 号線（笹部 4 丁目）は、用地測量、補償算定を実施しました。
- カ 東西幹線の博労町栄町線（本庄）は、用地買収・補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、7 年度末で 75.9%となります。今後も関係者の協力を得ながら、計画的に事業進捗を図ります。

（第7次道路整備五箇年計画の整備方針）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・交通円滑化に向けた幹線道路等の整備 | ・国・県と連携した広域交通網の整備促進 |
| ・安全・快適な歩行者・自転車通行空間の整備 | ・防災・減災に向けた道路機能の維持・向上 |
| ・まちづくりとの連携・拠点の整備 | ・情報発信による計画の見える化 |

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成 5 ～ 9 年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成 10 ～ 14 年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成 15 ～ 19 年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成 20 ～ 24 年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成 25 ～ 29 年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成 30 ～ 令和 4 年度）	整備実績延長 L=2.5km
第7次計画（令和 5 ～ 9 年度）	整備目標延長 L=1.0km

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
交通部 自転車推進課

3 交通安全施設等整備事業

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故を抑制します。

歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 道路の部分改良（交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン 30 等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 19 年度～ 波打ち歩道の改修

25 年度～ 公安委員会によるゾーン 30 指定 8 か所指定

梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区

笹賀・神林地区、芳川地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン 30 整備	区画線	防護柵	反射鏡
R 元	299m	4 か所	491m	2 か所	31,830m	150m	43 か所
R 2	151m	2 か所	612m	2 か所	29,254m	472m	35 か所
R 3	—	2 か所	776m	1 か所	31,130m	235m	70 か所
R 4	276m	2 か所	354m	—	34,985m	14m	40 か所
R 5	204m	1 か所	228m	—	37,292m	133m	40 か所
R 6	183m	1 か所	306m	—	56,626m	124m	62 か所
R 7	430m	—	377m	—	32,615m	332m	82 か所

交通需要に即した道路整備

4 鉄道駅周辺整備

交通部 交通ネットワーク課 公共交通課
建設部 建設課 公共用地課 都市計画課

(1) 目標

- ア 松本駅は、市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、地域交通ネットワークの維持・拡充と、拠点にふさわしい魅力あるエリア整備が求められています。そのため、駅一帯の交通ターミナル機能強化を周辺施設の再整備と一体的に進め、公共交通を中心としたまちへの転換を目指します。
- イ 村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に合わせて老朽化した駅舎の改修、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- ウ 波田駅は、西部地域の拠点として、市立病院移転に伴う周辺整備により交通環境等の課題解決を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 令和7年3月の中心市街地再設計検討会議からの提言を受け、「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定業務」を開始し、あわせて「駅まち空間デザイン検討会議」及びプロジェクトチームを設置しました。関係機関との意見交換を通じて現状の課題整理を進めるとともに、将来の「駅・広場」に求められる具体的な機能の検討を開始しています。
- イ 村井駅は、東西自由通路、駅舎及び東口交通広場の一部に加え、東口自転車駐車場及び西口交通広場の一部も供用開始し、多くの方に利用されています。
- ウ 波田駅では、市道波田123号線付替えに係る補償算定に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 中心市街地における松本駅の位置付け及び関連施策の方向性を合わせた、松本駅周辺交通ターミナル機能強化に係る構想、基本計画の検討を進めます。プロジェクトチームにて検討を重ねるとともに、観光や商業など、交通分野以外の多様な関係者を含めた検討会議で合意形成を図り、令和8年度中に松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想を策定します。
- イ 村井駅は、令和8年度の全体完成を目指し、交通広場等の周辺整備を進めます。
- ウ 波田駅では、市立病院建設事業のスケジュールと整合を図りながら取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過

ア 松本駅の主な経過

- 令和3年度 J R 東日本、アルピコ交通及び松本市の三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続
- 4年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続
- 5年度 松本駅お城口広場のバス乗り場を再配置し、運行を開始
- 6年度 松本市中心市街地再設計検討会議からの提言
- 7年度 「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定業務」の着手
「駅まち空間デザイン検討会議」及びプロジェクトチームを設置

イ 村井駅の主な経過

- 平成30年度 東西自由通路及び駅舎整備事業について、J R 東日本と基本協定締結
- 令和2年度 J R 東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定を締結
- 3年度 東西自由通路及び駅舎整備工事に着手
- 6年度 東西自由通路及び駅舎が完成

ウ 波田駅の主な経過

- 令和4年度 波田駅周辺整備基本計画を策定
- 6年度 都市再生整備計画（波田駅周辺）を策定

広域交通網の整備推進

1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道長野線(長野自動車道)、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 「中部縦貫自動車道(松本～中ノ湯間道路)建設・国道 158 号整備促進期成同盟会」(令和7年8月7日に対面要望)及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」(令和7年6月3日及び令和7年11月18日に対面要望)の活動を通して、国土交通省、財務省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路は、国が、全地区で用地取得を進め、令和8年3月末現在、約96%となっています。また、波田地区、和田地区、新村地区で本線工事を進めました。市は、国、県等の関係機関と、円滑な工事進捗が図られるよう調整を行うとともに、松本波田道路に接続する追加ICの設置に向けた協議を行いました。
- ウ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)は、国、県と第3回先線整備検討会の開催に向けた協議を行い、2箇所(水殿、沢渡)のアクセス位置に関し市の考え方をまとめ、国に示しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本波田道路は、用地取得率が9割を超えてきていることから、早期の供用開始に向け、本線工事の進捗が一層図られるよう、引続き国への要望及び地元調整を行うとともに、追加ICの設置に向けた関係機関との調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)の先線計画は、先線整備検討会の早期開催に向けた関係機関との協議を進めるとともに、早期のルート提示の実現に向け、国・県と協力して取組みを進めます。
- ウ 国道158号奈川渡改良は、工事が円滑に進められるよう、国、県及び地元関係機関等との調整を図るとともに、事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道158号狸平バイパスの早期完成について、県へ要望を行います。
- オ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和62年度	高規格幹線道路として路線指定
平成9年12月	安房峠道路(L=5.6km)開通(安房トンネルL=4.37km)
11年3月	松本波田道路の都市計画決定
30年4月	市が追加ICを2か所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31年3月～	国が関係4地区で個別に用地交渉を開始(松本波田道路)
令和元年7月	大白川トンネル(2号トンネル)貫通(奈川渡改良)
2年7月	国、県、市で先線計画(波田～中ノ湯間)の第1回整備検討会を開催
3年1月～	国が本線工事に着手(松本波田道路)
3年7月	県が狸平バイパスの工事に着手
4年6月	先線計画の第2回整備検討会を開催
5年5月	大白川大橋架設完了(奈川渡改良)

イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合(令和8年4月1日時点)

項目	整備計画						調査中		全延長
	供用中		事業中		計				
長野県区間	2.3km	7%	5.3km	15%	7.6km	22%	27km	78%	35km
岐阜県区間	28.4km	47%	15.1km	25%	43.5km	72%	17.4km	28%	60km
福井県区間	47.3km	75%	15.5km	25%	62.8km	100%	0km	0%	62.8km
路線全体計	78km	49%	35.9km	23%	113.9km	72%	約44.4km	28%	約160km

※ 路線全延長は概数のため、各県区間の全延長と一致しない。

※ 調査中区間については、概数のため今後の調査により数値が変わる可能性がある。

広域交通網の整備推進

2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 7 年度の実績と成果

ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。（令和 7 年 8 月 22 日）

イ 用地取得の進捗状況は、令和 8 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 67%となっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。

イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

ウ 整備促進を図るため、一定区間の用地買収が完了した箇所への工事着手に向け国と調整を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化（松本拡幅 L = 1.6km）
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施（令和元年度まで）
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度	落合橋橋梁工事に着手、落合橋既設歩道橋の撤去、新歩道橋橋台設置
5 年度	落合橋橋台設置、新設歩道橋上部工着手
6 年度	新設歩道橋上部工完成
7 年度	新設歩道橋完成、供用開始

イ 統計資料

用地取得率の経過（取得率は先行取得を含む）

年度	～ R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1 ～ 4 工区全体 取得率（％）	53	57	58	62	62	67

広域交通網の整備推進

3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国会議員、県知事等に早期のルート決定と事業化区間整備促進の要望を行いました。

イ 令和7年10月に安曇野道路犀川右岸エリアの用地買収に着手し、令和8年1月より市道等の付替工事を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過

平成10年6月	計画路線に指定
20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
11月	新潟県が新潟県内の一部区間(小滝～糸魚川IC)のルート帯を決定
31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
4月	糸魚川市山本～上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1～2km幅)
3年6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
9月	安曇野道路が都市計画決定
4年4月	安曇野道路が新規事業化
6年1月	県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯に選定(100m幅)
7年8～10月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が地元国会議員、国土交通省、関東地方整備局、北陸地方整備局、新潟県、長野県に建設促進を要望
7年11月	小谷村雨中・月岡バイパスが開通

広域交通網の整備推進

4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

(1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア諸国等との移動を活発化し、空港を中心とした広域交流を創出するものです。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

FDA 11号機に対するネーミングライツ事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。地元4地区との協定に基づく1日当たりの離発着回数の増加に向けた事前協議において、地元4地区から提出された周辺環境整備等の要望に対して、長野県と連携して対応方針を調整し、1日20便へ増便することに合意を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県が主体となった「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向け、スピード感とスケジュール感のある具体的な取組の推進が求められます。
- イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実が必要です。
- ウ 県と連携し、空港周辺の幹線道路を始めとする、地元4地区の環境整備等を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成6年7月26日	松本空港ジェット化開港
8年11月15日	松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
22年6月1日	JAL撤退。FDAが札幌線、福岡線を就航
23年7月15日	FDA 4号機を観光大使に任命。ネーミングライツ開始
26年8月1日	JALが大阪線の夏期限定で運航再開
28年6月10日	県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
29年12月24日	FDA 11号機に愛称として、「松本市観光大使 Alps Mountain View 号」を命名
30年8月8日	FDAが札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
令和元年10月27日	FDAが神戸線を就航
4年3月27日	FDAが丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化
5年10月29日	FDAが札幌新千歳線を冬ダイヤの一部期間増便
6年9月12日	開港30周年記念として国際チャーター便が4年8か月ぶりに就航

イ 統計資料（令和7年度の就航路線数）

- (ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便／日、福岡線2便／日、神戸線2便／日
季節便：大阪線1便／日（8月1日～31日）
札幌（新千歳）線1便／日（10月29日～3月30日）
札幌（丘珠）線1便／日（3月31日～10月26日）
国内チャーター便：85便／年
- (イ) 国際線 国際チャーター便：8便／年（ウランバートル、清州）
- (ウ) 国際線 国際チャーター便：4便／年（ウランバートル）

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会の進展などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望に立ち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

計画の改定から概ね5年経過したことで、令和2年の都市再生特別措置法改正を受け、松本市立地適正化計画に防災指針を追加する見直しを行いました（令和8年3月改定）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市都市計画マスタープランで各拠点に設定した都市機能の維持・形成・誘導を図るため、関係課との協議を行い、手法の検討を進めます。
- イ 松本市立地適正化計画は、おおむね5年ごとに評価分析を行い、必要に応じて見直しを実施します。

(4) 現在までの経過

平成11年 5月	松本市都市計画基本方針を策定
22年 3月	松本市都市計画マスタープランを策定
25年 3月	松本市都市計画マスタープランを改定 全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
29年 3月	松本市立地適正化計画を策定
31年 3月	松本市立地適正化計画を改定（居住誘導区域等を追加）
令和4年 3月	松本市都市計画マスタープランを改定
8年 3月	松本市立地適正化計画を改定（防災指針の追加）

2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

工業ビジョンの方針に基づき臨空工業団地を拡張するため、和田地区の一部を市街化編入することについて長野県及び国土交通省と法定協議を行い、当該地を市街化編入しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、今後、人口フレームによる市街化区域の拡大は見込めません。一方で、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な土地利用ができるよう、計画的に検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 46 年 5 月 17 日	新都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
55 年 3 月	第 1 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更
平成 2 年 8 月	第 2 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更
8 年 8 月	第 3 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更
12 年 8 月	第 4 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更
16 年 5 月	第 5 回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22 年 11 月	第 6 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更
26 年 2 月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha 増の変更
11 月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和 4 年 5 月	第 7 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 25.8ha 増の変更
7 年 10 月	和田地区の一部を市街化区域に編入し、市街化区域 6.1ha 増の変更

イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha （令和 8 年 4 月 1 日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松 本	30,191 (30.86%)	4,040 (4.13%)	26,151 (26.73%)	67,656 (69.14%)

3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定し、規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

臨空工業団地拡張に伴い区域区分の見直しを行い、和田地区の一部を市街化区域に編入し、工業専用地域として用途地域を指定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや松本市立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 13 年 3 月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48 年 10 月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8 種類の用途地域に変更
平成 8 年 4 月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12 種類の用途地域に変更
17 年 3 月	波田都市計画区域の用途地域指定
25 年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を 28 回変更
26 年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成 17 年に指定した用途地域を見直し
28 年 9 月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更
31 年 3 月	惣社地区の一部用途地域を変更
令和 元年 11 月	都市計画道路の見直しに伴い、白板地区の用途地域の一部を変更
4 年 5 月	大字島内、大字和田、波田、村井町南 4 丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
6 月	都市計画道路の見直しに伴い、里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更
7 年 10 月	区域区分の見直しに伴い、和田地区の一部に用途地域を指定

イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha (令和 8 年 4 月 1 日現在)

第 1 種低層 住居専用地域	第 2 種低層 住居専用地域	第 1 種中高層 住居専用地域	第 2 種中高層 住居専用地域	第 1 種 住居地域	第 2 種 住居地域	準住居地域
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	243 (6.0%)	4,040 (100%)	

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計をしても 100 とはならない。

4 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 全国地区計画推進協議会の研修会等へ参加し、他自治体の先進事例について研究しました。
- イ 地区計画制度等の適正な活用に向け、「松本市の市街化調整区域における都市的土地利用の基本指針」を策定しました。
- ウ 「松本市市街化調整区域の地区計画活用方針」を改定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、地区計画制度の活用を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成4年度～令和4年度

41地区 333.3ha の地区計画を都市計画決定

平成5年4月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和8年4月1日現在)

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹湖北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹湖南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹渕西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス地区
H 17	12.0	和田西原	R 4	6.8	上村井
H 18	3.7	井川城中	合 計	333.3	41 地区

5 空き家対策事業

建設部 住宅課

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応について、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、管理が適正でない空き家への対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 相続人のいない空き家等1軒について、所有者不明土地・建物管理命令の申立を行いました。
- イ 株式会社サイネックスと協定を結び、空き家の発生予防の取組みとして「松本市空き家の手引き」を発行し、各地域づくりセンター等へ配布しました。
- ウ 空き家バンクに関する業務を住宅課へ移管し、相談窓口の一元化や事務の効率化を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管理不全空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や相続人不存在等、解決困難な案件などに対応する新たなアプローチが必要です。
- イ 空き家は今後も増加傾向にあるため、空き家の発生予防という視点も重要です。地域住民とのワークショップ等を開催し、空き家に関する意識醸成を推進することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	松本市空き家等の適正管理に関する条例施行
30年度	松本市空き家等対策協議会を設置及び松本市空き家等対策計画を策定
令和元年度	松本市空き家バンクの開設
2年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空き家等に1件認定
3年度	空き家対策事業を住宅課に統合 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
4年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管 松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
5年度	松本市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定
6年度	所有者不明土地・建物管理命令の申立

イ 統計資料

老朽危険空き家等除却費補助金及び空き家バンク利活用促進事業補助金 交付件数（R2.11～）

年度	除却費補助	家財等 処分費補助	改修費補助		取得費補助
			子育て世帯	県外移住者	
R2	2	0		0	
R3	12	4		1	
R4	14	3	1	0	7
R5	15	2	1	1	13
R6	31	2	0	1	18
R7	41	5	3	1	14

6 景観形成の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を図るため、自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は88件、同「通知」件数は13件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務264件、うち、違反広告物の是正案件は、14件でした。
- ウ 景観事前協議制度等により申出のあった4件に対し、計5回の景観評価会を開催し、個別案件の景観について協議を行いました。
- エ 松本駅東地区及び旧開智学校周辺地区の重点地区指定を主な目的として、景観計画の見直しを進めるとともに、松本市の中心市街地にふさわしい「開発と景観」の調和を図るため、デザインコードの策定に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年3月に改定した松本市景観計画や松本市景観計画デザインガイドラインにおいて、新たに景観重点地区の候補地として位置付けた、松本駅東地区及び旧開智学校周辺地区の景観形成の目標・基準の策定に向け、協議を深めました。
- イ 松本市景観計画における中央西地区について、松本の玄関口にふさわしい景観の創出を図るため、屋外広告物掲出のルール見直しの検討を進めます。
- ウ 市民の景観意識の高揚に資する事業を推進します。
- エ 松本駅周辺の再活性を図るにあたり、景観と調和した開発となるようデザインコードの策定を進めます。

(4) 現在までの経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を松本市景観条例へ全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
29年度	景観事前協議制度を導入
令和2年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインガイドラインを改定
6年度	松本市景観計画見直しに着手（重点地区の指定等）
7年度	松本駅前エリアビジョン（策定中）の範囲におけるデザインコードの策定に着手

7 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

「松本市防災都市づくり計画」に基づき、発生確率が高まっている災害による被害を抑止・軽減し、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現します。

「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって、正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和7年度の実施と成果

松本市立地適正化計画の見直しに当たり、防災都市づくり計画と整合を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直しました。市民へ災害リスク情報を周知するとともに防災カルテを活用した自助・共助の取組みを促進します。
- イ 安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭あい道路対策事業を推進します。
- ウ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過

- 平成 8 年度 政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
- 12 年度 災害危険度判定調査結果の公表
- 13 年度 松本市防災都市計画を策定
- 15 年度 地区防災まちづくり方針を策定
- 21 年度 災害危険度判定調査結果の公表
- 24 年度 狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
- 26 年度 信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
- 令和 2 年度 災害危険度判定調査結果の公表
- 3 年度 市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布
- 4 年度 松本市防災都市づくり計画を改定

緑を活かした魅力あるまちづくり

1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

(1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア アルプス公園北側拡張部（いきものふれあいの森）の利活用を推進するため、森の入り口休憩所のウッドデッキ改修工事を行いました。
- イ アルプス公園南側開園部及び未整備地の利活用を推進するため、展望台の改築、新たな園路の整備に着手しました。
- ウ 都市公園を安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、インクルーシブ遊具の設置を含め、5公園の遊具を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 統計資料

令和7年度末現在、開設公園162か所、開設面積346.26ha、市民一人当たりの公園面積は14.67㎡です。
（※参考 令和6年度末 長野県15.5㎡/人、全国11.0㎡/人）

公園の状況

区 分	R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	公園数(か所)	面 積(ha)	公園数(か所)	面 積(ha)	公園数(か所)	面 積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.32	8	25.32	8	25.32
条例公園（注）	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	346.26	162	346.26	162	346.26

（注）都市計画決定していない条例公園

緑を活かした魅力あるまちづくり

2 緑の基本計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

ゼロカーボンの推進、治水、まちなかの回遊性向上につながる「みどり（緑、水、土など）」を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現します。また、管理・活用を通じて「みどり」を身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 緑の基本計画や緑のデザインマニュアルに基づき、新築等の際に必要な景観法の届出において、効果的な民間敷地での緑化を推進しました。
- イ 「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」を推進するため、「松本駅お城口広場」に中木を植栽し、ベンチを増設、「外堀大通り」に中木を植栽したプランターとベンチを設置、「中町駐車場」の藤棚を改修し、ベンチを設置しました。
- ウ あがたの森通りの歩道空間再整備に向けて、長野県や地元関係者との調整を進め、ワークショップを開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。
- イ 松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」で示されたアクションの実施に向けて、地域と行政等の多様な主体が連携しながら取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過

平成 5 年度	緑のデザインマニュアル作成
9 年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成 7・目標年平成 27）
26 年度	松本市緑の基本計画改定（目標年令和 17）
27 年度	緑のデザインマニュアル作成
29 年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始
令和 3 年度	信州まちなかみどり宣言
4 年度	松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定
5 年度以降	松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づくアクションの実施

上下水道の基盤強化

1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受ける可能性が高く、市民生活に支障を及ぼすおそれがあるため、配水管の改良と給水管の取替を計画的に進めます。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 老朽配水管改良に伴う舗装本復旧（A=4,365㎡）を実施しました。
イ 老朽給水管（鉛給水管）622 栓の取替を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

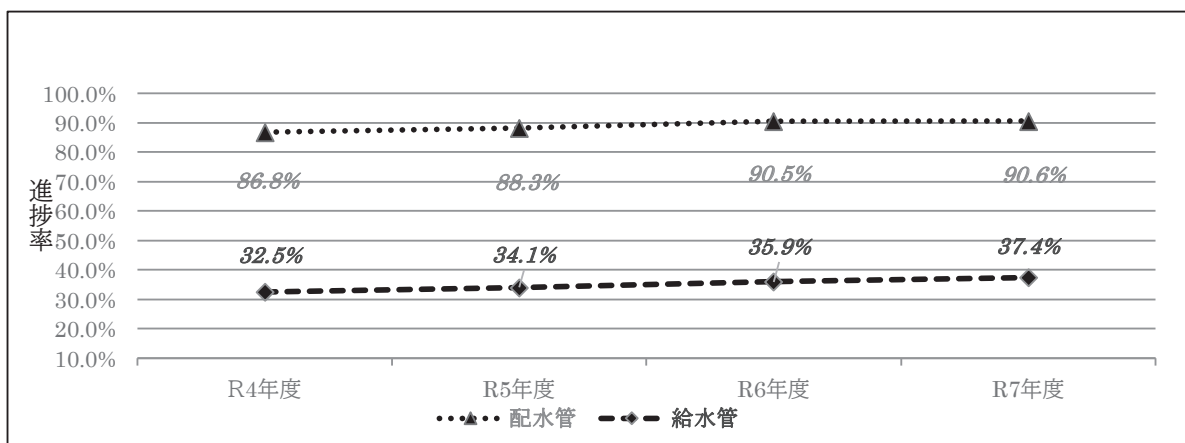
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって実施してきました。
イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 7 年度までに約 53.4km を改良し、未改良が約 5.6km 残存しています。
ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用などを検討し、計画的に実施します。
エ 老朽給水管取替事業は、40,845 栓の取替が必要で、平成 20 年度から順次取替を実施し、令和 7 年度までに 15,279 栓取替をしています。
オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託および直営工事で老朽給水管の解消に努めています。
カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
R 5	実施設計、老朽配水管改良工事 ϕ 75 ～ 300 L = 896 m、老朽給水管取替 667 栓
R 6	実施設計、老朽配水管改良工事 ϕ 100 ～ 300 L = 1,329 m、老朽給水管取替 721 栓
R 7	老朽配水管改良に伴う舗装本復旧 A = 4,365㎡、老朽給水管取替 622 栓

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

ストックマネジメント事業

- ア 丸の内排水区、南深志排水区、西小松分区他管渠更生工事を実施しました。
- イ 宮渕浄化センター汚泥処理設備等改築工事を実施しました。
- ウ 両島浄化センター送風機設備改築工事に着手しました。
- エ 令和4年度に両島浄化センター卵形消化槽建設工事に着手し、施工を進めています。
- オ 第3期ストックマネジメント計画策定に向けた調査業務委託を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現在、宮渕・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要です。
- イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮 渕	82,200	昭和 34 年※1	66 年	平成 11 年
両 島	32,850	昭和 63 年	37 年	平成 28 年
四 賀	630	平成 11 年	26 年	令和 9 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	33 年	令和 9 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	31 年	令和 9 年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 49 年です。

(イ) 管渠施設

布設から 50 年を超えた管渠延長 78.4km (管渠総延長 1,312.4km) (R 8. 3. 31)

イ 統計資料

	目標値 (R 11)	R 6 年度	R 7 年度
下水道管渠の更新率 (更新延長 / 計画延長※2)	20.7%	17.2%	18.8%

※2 計画延長は、鉄筋コンクリート管の延長 272km

上下水道の基盤強化

3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 妙義配水地と神林配水地の耐震化工事が完了し、松原配水地の耐震化工事実施設計を実施しました。
- イ 基幹管路基本設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300mm L = 219 m、舗装本復旧 A = 874㎡を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

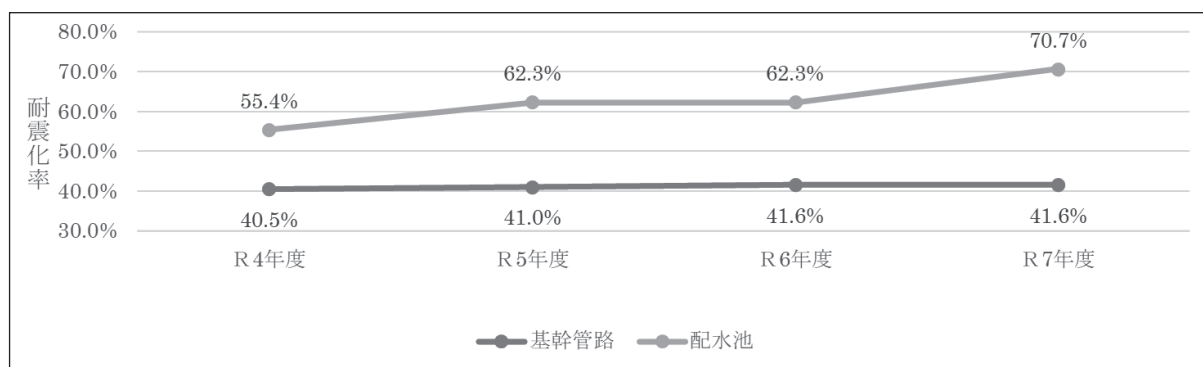
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
- イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。
- ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。
- エ 管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
R 5	実施設計（妙義配水地、神林配水地）、耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300 ~ 400mm L = 368 m
R 6	耐震化工事（妙義配水地、神林配水地） 基幹管路耐震化工事 ϕ 300 ~ 400mm L = 355 m
R 7	実施設計（松原配水地）、耐震化工事（妙義配水地、神林配水地） 基幹管路基本設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300mm L = 219 m、舗装本復旧 A = 874㎡

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

4 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和7年度の実施と成果

第四期下水道総合地震対策計画に基づき、幹線管渠の耐震化工事及び宮渕・両島浄化センターの耐震設計・耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管路施設・浄化センターの全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、優先順位を決め進めています。
- イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 21 年度 第一期下水道総合地震対策計画策定（平成 22 ～ 26 年度）
- 26 年度 第二期下水道総合地震対策計画策定（平成 27 ～ 31 年度）
- 令和 元 年度 第三期下水道総合地震対策計画策定（令和 2 ～ 6 年度）
- 元 年度～ 2 年度 宮渕浄化センター低段最初沈殿池耐震化工事
- 2 年度 蛇川汚水幹線、丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 2 年度～ 3 年度 両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化工事
- 3 年度 丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 3 年度～ 5 年度 宮渕浄化センター汚泥棟耐震化工事
- 3 年度～ 6 年度 両島浄化センター汚泥棟（地上部分）・消化槽耐震化工事
- 4 年度～ 5 年度 中段幹線、丸の内幹線、渚幹線他耐震化工事
宮渕浄化センター高・低段塩素混和池耐震設計
両島浄化センター消化槽棟・機械棟耐震設計
- 6 年度 宮渕浄化センター低段第2ポンプ棟耐震診断
両島浄化センター機械棟耐震診断
上高地浄化センター非線形診断
- 7 年度 宮渕浄化センター低段第2ポンプ棟非線形診断
両島浄化センター機械棟耐震化詳細設計
両島浄化センター管廊耐震診断
両島浄化センター水処理施設非線形診断

イ 統計資料

	目標値（R 8 年度）	R 6 年度	R 7 年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長 / 計画延長 ^{※1} ）	27.0%	24.3%	25.9%

※1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1km

危機管理体制の強化

1 災害時応援体制構築の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

ア 企業等との災害時協定等

- ・長野県松本筑摩高等学校と「大規模震災発生時における松本市に対する応援職員の活動拠点としての施設使用について（覚書）」を取り交わしました。
- ・イオンモール株式会社と「大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定」を締結しました。
- ・東京電力リニューアブルパワー株式会社との「災害時の応援に関する確認書」を、現在の実情に合わせて見直しを行いました。

イ 災害時サポート事業所登録

新たに6事業所を登録しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の応援体制を強化していきます。
「災害時サポート事業所登録制度」について、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう、登録事業者と地元町会の連携を深めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和5年度 松本市社会福祉協議会、イオンタウン株式会社、松本市波田商工会と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に6事業所登録
- 6年度 株式会社豊炊飯、東日本旅客鉄道株式会社・アルピコ交通株式会社・松本警察署、エレコム株式会社と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に3事業所登録
- 7年度 長野県松本筑摩高等学校、イオンモール株式会社と協定等を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に6事業所登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R5年度	R6年度	R7年度
災害時応援協定等締結数	76	78	77
災害時サポート事業所登録数	79	82	88

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄施設の維持管理を行います。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策の公的備蓄を進めます。

(2) 令和7年度の取組みと成果

非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分（65,500食）のうち、13,100食を更新・備蓄しました。更新にあたっては、食品の賞味期限切れ2か月程度前に困窮者支援団体への譲渡や、出前講座での試食提供などを行い、可能な限り食品ロスが生じないように配慮して取り組んでいます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、トイレカー、ジェットヒーター、スポットクーラー、テント式パーティション等を購入し、避難所における生活環境の改善に取り組みしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

備蓄物資は、各小中学校に設置した備蓄倉庫等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルでの集中備蓄により物資の管理をしており、災害時の物資配送が迅速に円滑に行えるよう民間事業者との協力協定を締結し、訓練等を通じて配送体制の強化を図っています。

今後は、各家庭での自助としての備蓄、自主防災組織による共助としての備蓄について、継続的な周知・啓発を図るとともに、想定避難者数や保管場所等を見直した備蓄計画により公助としての備蓄を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度	備蓄倉庫が未整備の小中学校に3年計画で備蓄倉庫を整備。平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セットを配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施
4年度	長野県等と連携した松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 以降随時、市、県の防災訓練にてターミナルを活用

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R5年度	R6年度	R7年度
備蓄倉庫設置箇所数	64 箇所	64 箇所	64 箇所
発電機等配備避難所数	157 箇所	157 箇所	157 箇所
食糧	65,500 食	65,500 食	65,500 食
段ボールベッド	1,328 台	1,328 台	1,328 台
携帯トイレ	257,500 枚	257,500 枚	257,500 枚

危機管理体制の強化

3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用した町会等の見守り、避難支援体制づくりを支援するため、個別避難計画の策定を推進(福祉専門職委託21件、ささえあいマップ認定71件)するとともに、出前講座等を行いました。(年間5回)

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	災害時等要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン(ガイド編)を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結 松塩筑木曽老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結 (社福) 中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結(適用施設の拡充) 松塩筑木曽老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定締結(一社) 日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30年度	市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和元年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
4年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
5年度	市内2法人2事業所と福祉避難所協定を締結
6年度	市内2法人3事業所と福祉避難所協定を締結(合計 32法人72事業所)

イ 統計資料

(単位:人)

年月	要支援者名簿登載者数	名簿提供同意者数	名簿提供拒否者数
R5年4月	16,668	13,069	3,619
R6年4月	17,107	13,119	3,988
R7年4月	17,489	13,227	4,262

危機管理体制の強化

4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、市内全域で統合整備した同報系防災行政無線の維持管理と、無線設備の必要性が求められている地域への有効的な拡充を進めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 旧松本市及び合併地区を統合化した同報系防災行政無線の保守管理を行い、安定して運用ができました。
- イ 令和7年度は上高地エリア内の徳沢に屋外拡声子局を増設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新整備は完了しました。
- イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段の多重化を研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23 年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
24 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
25 年度 ～ 26 年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局 2 局、中継局 1 局、屋外拡声子局 307 局、戸別受信機 717 か所（旧松本地区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
29 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
30 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局 40 局、戸別受信機 47 か所 ・波田地区 屋外拡声子局 31 局、戸別受信機 48 か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局 1 局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和 元 年度 ～ 3 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇地区整備完了 音声告知端末 649 か所、屋外拡声子局 7 局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末 325 か所、屋外拡声子局 7 局 ・四賀地区整備完了 音声告知端末 1,620 か所、屋外拡声子局 4 局
4 年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・上高地エリア整備完了 屋外拡声子局 4 局
5 年度	上高地エリア（徳沢・横尾）の拡充整備計画作成
6 年度	上高地エリア（徳沢）の拡充整備のため、文化庁・環境省への許可申請
7 年度	上高地エリア（徳沢）に屋外拡声子局 1 局を増設

イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
世帯カバー率	98.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

危機管理体制の強化

5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

ア 時代に即した持続可能な消防団改革

時代の変化に対応した持続可能な消防団を目指し、消防団と共に処遇改善や負担軽減等に取り組む

(ア) 負担軽減：災害出動時に自家用車を使用した場合の自動車保険料を公費で負担

各種会議のオンライン化

(イ) 団員確保：準中型自動車運転免許等の取得補助

消防団公式 Instagram の運用

支援隊の創設、活性化委員会の設置

大学生との意見交換会の実施

(ウ) 分団・部の再編成：車両配備計画の見直し及び団員定数見直しの検討

(エ) 福利厚生：市内施設で利用可能な施設利用料補助に係る電子クーポンの配布

イ 消防団施設 本部詰所の建替 第17分団（岡田）

ウ 消防団車両 軽積載車2台の更新 第26分団（四賀）、市役所消防隊

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 災害が多発化・激甚化する中、団員数の減少により、各団員の負担が増加している。

イ 建築後相当年数が経過し老朽化が進行している消防団詰所があるほか、車両の大型化や装備の充実に対して狭隘であり、女性団員への配慮も不足している。

ウ 消防団員の確保及び時代の変化に対応した消防団改革が求められていることから、消防団と連携し、負担の軽減、福利厚生の充実等に取り組むことで、団員の安定的な確保を図る。

エ 地形や災害リスク等の地域特性及び稼働可能人員等を勘案し、実態に即した車両配置にするとともに、団員定数の見直しを行う。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市の消防団員（令和8年4月2日現在）

a 総数 1,665 人（条例定数 2,169 人）

b 上記(ア)aのうち女性団員数 70 人（4.2%）

(イ) 上記(ア)aのうち市役所消防隊 26 人（令和元年11月1日設置）

(ウ) 消防団施設等の整備方針

a 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上

b 車両の更新基準 22 年

イ 統計資料

年度	R 5	R 6	R 7	R 8
消防団員数	1,705 人	1,695 人	1,675 人	1,665 人

防災・減災対策の推進

1 狭あい道路拡幅整備

建設部 建築指導課

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和7年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 137 件（内寄附予定件数 10 件）

(イ) 所有権移転件数 6 件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進める必要があります。
イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

イ 統計資料

事業内容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
道路整備件数	4件	9件	4件	10件
工作物除去・移設等補助金交付件数	9件	11件	3件	11件
奨励金交付件数	3件	4件	4件	2件

防災・減災対策の推進

2 建築物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課 住宅課

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和 7 年度 of 取組みと成果

耐震改修促進事業の概要について、市ホームページへの掲載、ラジオ番組出演、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の未改修世帯へ情報提供の通知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第 4 期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17 年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19 年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20 年度	非木造住宅、避難施設及び特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業を開始
26 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断実施
27 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
28 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果を公表
令和 元 年度	ブロック塀撤去事業開始
3 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 3 年度～令和 7 年度）
6 年度	耐震補強工事補助に除却工事を追加
7 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 8 年度～令和 12 年度）

イ 統計資料

年度		R 4	R 5	R 6	R 7
木造住宅	無料耐震診断	21 戸	25 戸	100 戸	74 戸
	耐震補強工事補助	6 戸	6 戸	16 戸	20 戸
	除却工事補助	－	－	2 戸	7 戸
非木造住宅耐震診断補助		0 件	0 件	0 件	0 件
避難施設無料耐震診断		0 棟	0 棟	0 棟	1 棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
ブロック塀撤去事業		19 件	24 件	19 件	20 件

3 雨水渠の整備

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 国道19号松本拡幅事業に関連して、田川第一雨水幹線の設計業務を実施しました。
- イ 国道19号松本拡幅事業に関連して、田川第一雨水幹線の雨水渠工事を実施しました。
- ウ 大雨等での内水氾濫による浸水リスクを把握するため、雨水管理方針の策定業務を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

都市化による出水量の増加及び局地的大雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。

また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。

(田川第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始
平成14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
17年度	水汲第一雨水幹線竣工
20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
令和元年度	筑摩雨水貯留管竣工
6年度	県第一雨水幹線竣工

イ 統計資料

整備面積・管路延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累 計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累 計 (m)
R 5	3,807.0	750.8	19.7%	210.8	31,029.8
R 6	3,807.0	750.8	19.7%	123.6	31,153.4
R 7	3,807.0	750.8	19.7%	168.1	31,321.5

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

4 河川水路網の整備

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和7年度の実績と成果

平田3号水路、村井東水路、落水法音寺水路、長称寺水路、水沢川等、市内を流れる7の河川・水路（延長314.3m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業（起債含む）		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（％）	総額（千円）	構成比（％）	総額（千円）	構成比（％）
R 5	290,333	100.0	215,682	74.3	74,651	25.7
R 6	148,865	100.0	107,235	72.0	41,630	28.0
R 7	166,097	100.0	110,320	66.4	55,777	33.6

イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）
R 5	2	42.2	6,853	9	469.9	33,786
R 6	1	97.1	24,871	8	244.0	31,614
R 7	2	85.7	29,707	5	228.6	19,208

※ 金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）を早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和 7 年度取組みと成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

- (ア) 奈良井川の松島橋渚～今村橋間の護岸工（松島橋周辺 79.4 m、今村橋周辺 67.0 m）
- (イ) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 88.2 m、寿 120.0 m）
- (ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望を令和 7 年 7 月 3 日に、県要望を令和 7 年 10 月 8 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体	の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

(1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特성에応じた省エネルギー化を進めます。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 公共施設の状況に関する情報を市民と共有するため、基本情報、財務情報及び費用対効果や施設性能評価等を記載した施設カルテを公表しました。
- イ 松本市公共施設等総合管理計画の進捗を踏まえ、松本市個別施設計画を2年延長しました。
- ウ 公共施設の今後の方向性について検討するため、「松本市公共施設集約化・高機能化庁内検討会議」を設置しました。
- エ 施設の長寿命化と省エネルギー化工事の設計を行いました。
(波田小学校3期改修、高綱中学校3期改修)
- オ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市公共施設等総合管理計画に示した方向性について、更なる取組みが必要です。
- イ 今後、更なるコスト上昇も予想されるなかで、総量削減と長寿命化の推進に加え、経費削減、収益確保、未利用資産の有効活用、公有資産の売却、貸付等による財源の確保が必要です。
- ウ 地方公会計の公共施設マネジメントへの活用を検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂
7年度	松本市個別施設計画を2年延長

イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移（R8年度は推計）

年度	計画 策定時	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
施設数	755	754	744	739	733	720	714	704	694	682	667
延床面積（千m ² ）	1,144	1,138	1,139	1,145	1,140	1,135	1,136	1,134	1,131	1,123	1,112
増減率（累計）		△0.5%	△0.4%	0.1%	△0.4%	△0.7%	△0.7%	△0.8%	△1.1%	△1.8%	△2.8%

将来にわたる公共インフラの整備

2 舗装長寿命化事業

建設部 維持課

(1) 目標

松本市道のうち幹線道路の舗装について点検を実施し、舗装の寿命を延ばし、安全かつ快適な道路環境を維持するとともに、計画的かつ効率的な対策により、維持修繕費用の軽減、平準化を進めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

道路の役割や性格、修繕実施の効率性から、路盤下から再構築する工法（補助事業）と表層のみ打ち換える工法（単独事業）を選定し、舗装長寿命化修繕計画に基づき、市道 8087 号線（島内）、市道 3546 号線（神田）、市道 6012 号線（笹賀）、市道 5007 号線（鎌田）他 2 路線（L = 4.1km）の修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市道の舗装延長は、宅地造成やバイパス道路、県道の移管などで年々増加しています。また、経済成長に伴い自動車交通量も増え、舗装の劣化は急速に進行しています。
イ 令和元年度に幹線道路約 344km を点検した結果、約 155km（約 45.9%）の舗装に劣化が確認され、そのうち約 87km（25.3%）について、補修が必要なレベルに達していると判断されています。
ウ 舗装の劣化が進む中で、限られた予算内で修繕を行うことが難しくなっています。長寿命化事業の財源確保のため、舗装の状態をデジタル技術で把握、解析し、効率的な設計と施工によるトータルコストの削減、長寿命化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度 舗装長寿命化修繕計画を策定（幅員 5.5 m 以上 L=335km）
令和 元年度 幹線道路について路面性状調査を実施（L=344km）
舗装長寿命化修繕計画の見直し
舗装の劣化が著しい約 21.5km について、舗装長寿命化事業に着手（R10 完了予定）

イ 統計資料

舗装工事の実績

（単位：km）

事業	内容	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
防災・安全	全層打換	1.92	1.91	0.48	0.07	0.03	0.58	0.21
地方創生推進	全層打換					0.69	0.45	1.63
単独舗装	表層打換	0.77	0.92	0.76	1.32	0.29	1.24	2.27
計		2.69	2.83	1.24	1.39	1.01	2.27	4.11

※ 現舗装長寿命化事業計画（対象延長：約 21.5km・計画期間：R 元～R10）の事業進捗率は 72%

将来にわたる公共インフラの整備

建設部 建設課
維持課

3 橋りょう等大型道路構造物の定期点検及び長寿命化

(1) 目標

道路施設（橋りょう、横断歩道橋、架道橋、トンネル）の安全を確保するため、点検・計画・措置・記録からなる5か年のメンテナンスサイクルを定着させます。

戦略的かつ計画的な維持管理により、財政負担の軽減、平準化を進めます。

(2) 令和7年度の実績と成果

ア 橋りょうについては、スポーツ橋他245橋の定期点検、ハバタ橋他6橋の修繕設計、竜安橋他14橋の修繕工事を実施しました。

イ 横断歩道橋については、筑摩横断歩道橋補修工事を実施しました。また、南荒井南横断歩道橋修繕工事に係る設計業務を行いました。

ウ トンネルについては、雪見ヶ原トンネルの定期点検と補修工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 高度経済成長期に集中的に整備された道路施設は相当量あり、急速に老朽化が進み、損傷、不具合が増加しています。

イ 定期点検や修繕工事の実施にあたり、新技術の活用を検討し、品質の確保、効率化、コスト削減を図ります。

ウ 社会情勢や利用状況の変化、地元の意見を踏まえながら、施設の集約化・撤去、機能縮小等を進めます。

(4) 現在までの経過

ア 橋りょう

(ア) 平成26年度に法定点検に着手。平成30年度に1巡目、令和5年度に2巡目の定期点検が完了し、令和6年度から3巡目の点検に着手しています。

(イ) 平成24年度に松本市橋梁長寿命化修繕計画を策定。令和6年度からは、2巡目の点検結果を反映した第三期修繕計画に基づき、長寿命化対策を進めています。

(ウ) 橋りょうの老朽化対策状況

- ・2巡目点検にてⅢ・Ⅳ判定の橋りょう数 134橋
- ・設計着手済 73橋（54%） 工事完了 54橋（40%）

イ 横断歩道橋、架道橋、トンネル

(ア) 平成29年度に法定点検に着手。令和4年度に1巡目の定期点検が完了し、令和5年度から2巡目の点検に着手しています。

(イ) 平成29年度に大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を策定。令和4年度からは、第二期修繕計画に基づき、長寿命化対策を進めています。

(ウ) 施設数 ・横断歩道橋6橋 ・架道橋2橋 ・トンネル1基

将来にわたる公共インフラの整備

4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

(1) 目標

老朽化が進み、狭あい化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 令和7年度取組と成果

ア 新庁舎の整備

基本構想における建設理念や基本的な考え方等の実現を図る方策などを定め、今後、新庁舎の設計を進める上での要件となる新庁舎建設基本計画について、「市民に身近な市役所づくり」の考え方の下、見直しを行い、改定版として策定しました。

（ア）基本計画の見直しの要点

身近な地域拠点

① 地域拠点とオンライン窓口の強化拡充

対面とオンラインを組み合わせた窓口（新たなワンストップサービス）により、地域づくりセンターを始め、市民に身近な場所、利用しやすい場所で、質の高い行政サービスを提供

松本駅前

② 申請・手続の拠点

交通結節点で、多くの人が利用しやすい場所である松本駅前に、申請・手続の拠点（（仮称）松本駅前センター）を設置

南松本

③ 第2段階の保健所

既存の周辺施設と連携して充実したサービスを提供するために、人口重心に近い南松本に保健所を柱とし、窓口機能を備えた健康を支える拠点（（仮称）松本市役所保健所庁舎）を設置

丸の内

④ 本庁舎の規模スリム化

市民サービスの提供拠点や保健所をより身近な場所や利用しやすい場所へ設置・拡充することで、新庁舎（本庁舎）はできるだけ規模をスリム化し、現在の東庁舎側敷地のみに建設

（イ）新庁舎敷地に係る用地測量を行いました。

イ （仮称）松本市役所保健所庁舎の整備

（ア）第2段階の保健所に係る基本理念、整備方針、併せて整備する窓口の機能や配置イメージ等を示すとともに、設計の要件等を定める（仮称）松本市役所保健所庁舎整備基本計画を策定しました。

（イ）整備基本計画策定後、設計業務に係る委託契約を締結し、基本設計に着手しました。

（ウ）庁舎敷地に係る用地測量及び地質調査を行いました。

ウ 業務改革の推進

新庁舎の建設を契機に、窓口サービス、業務プロセス及び執務環境の三側面から業務改革を推進し、市民の利便性及び業務効率の向上を目的とする庁内プロジェクトとして、副市長を管理者とする「市民に身近な市役所づくり」プロジェクトを令和7年8月に設置し、取組みを進めています。

＜議会協議等の状況＞

令和7年4月 市議会特別委員会に（仮称）松本市役所南松本庁舎整備基本計画（案）について協議し、継続協議と集約。議会意見から（仮称）松本市役所保健所庁舎に名称修正を施した上で整備基本計画に係るパブリックコメントを実施

6月 市議会特別委員会にパブリックコメントの結果を報告するとともに、（仮称）松本市役所保健所庁舎整備基本計画（案）について再協議し、了承と集約

7月 市議会特別委員会に松本市役所新庁舎建設基本計画改定版（案）について協議し、継続協議と集約

9月 市議会特別委員会に改めて松本市役所新庁舎建設基本計画改定版（案）について協議し、了承と集約。パブリックコメント及び市民説明会（市内4会場）を実施

11月 市議会特別委員会にパブリックコメント等の結果を報告し、承認と集約。松本市役所新庁舎建設基本計画改定版を策定

(3) 現状の分析と今後の課題

来庁者や職員の安全安心の確保が必要なことから、早期の建替えを目指すとともに、事業の推進に当たっては、様々な観点から多角的な検討を行い、市民や議会に丁寧な説明を重ねながら、時代に即した市民に身近な市役所づくりの実現に向け取組みを進めます。加えて、新庁舎での新しい働き方を見据えた業務改善が必須であるため、庁内調整を図りつつ取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
28 年度	総合計画（第 10 次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
29 年度	市議会の下承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
30 年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和 元 年度	新庁舎建設基本計画を策定
2 年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
3 年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案について協議
4 年度	市議会議員協議会に改めて市の考え方及び今後の進め方等について協議
5 年度	市議会議員協議会からの意見等を踏まえ、再度、市の考え方及び今後の進め方等について協議
6 年度	市議会議員協議会に市民に身近な市役所づくりという視点を持って基本計画を見直すことについて協議。市議会新庁舎建設特別委員会に第 2 段階の保健所整備の方向性等について協議

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	66 年	地上 5 階、地下 1 階、塔屋 3 階、附属建物	6,832.50㎡	RC
東庁舎	S44	56 年	地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階	6,556.93㎡	RC
東庁舎別棟他	H 4	33 年	地上 2 階、附属建物	496.86㎡	LGS
北別棟庁舎	H29	8 年	地上 2 階	541.86㎡	LGS
計				14,428.15㎡	

新商都松本の創造

1 松本市商業ビジョン推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

直面する諸課題を各関係機関と共有した上で、今後10年間における商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として策定した「松本市商業ビジョン（平成31年4月策定、令和6年2月改訂）」に基づき、地域に愛される商業地づくりを進めます。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 商業地の空き店舗対策のため、空き店舗活用事業として6件に家賃補助を行いました。
- イ 商店街の活性化や魅力ある店舗づくりの推進を進める各種事業に対し、支援を行いました。
 - ・イメージアップ事業 6件
 - ・まちおこし事業 12件
- ウ 次世代を担う事業者等が集まり中心市街地の諸課題の解決に向けたアイデアを検討し実施する「まちなか未来Talk」の活動を支援するため、まちなかトライアル事業補助金（補助率10分の10、補助上限額200万円）を創設しました。
 - 実施内容：パークdeテントプロジェクト（花時計公園に大型テントを設置し、全天候型のイベント公園として“えきしろ空間”の賑わいを創出）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 小規模事業者に対しては販路拡大・生産性向上、伴走型支援を強化し、持続的な経営を後押しします。今後深刻化する人材不足に対応できるよう、AI及びロボティクスを活用した業務効率改善のための支援への展開が必要です。
- イ インバウンドが増加する中、各地域の特色を活かした商品やサービスの高付加価値化のための取り組み支援や、消費者ニーズに対応した個店の売上げ向上につながる支援への展開が必要です。
- ウ 大型商業施設の相次ぐ閉店や商店街振興組合の解散等の様々な課題に対して、都市機能誘導区域を軸として、まちの賑わいを創出していくために、多様な主体がプレーヤーとして活躍する活動への支援を行う必要があります。

(4) 現在までの経過

- 平成30年 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョンを策定しました。
- 令和5年 商業ビジョン見直しの基礎資料とするため、商業や中心市街地を取り巻く現状を確認するためのアンケートを実施しました。（回答数 1,710件 結果については中間見直し版商業ビジョンに掲載）
 - 商業ビジョンの過去5年間の取り組みの成果及び課題、社会情勢の変化等を踏まえ、項目の追加、修正、推進内容の見直し等を行いました。

2 創業者支援事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

意欲ある創業者の円滑な創業及び事業の継続が図れるように関係機関と連携し、創業者に対する伴走型の相談や支援、事業承継対策に取り組み、商業の活力の増進及び商業地としての魅力を高めます。

(2) 令和7年度の取組みと成果

新規創業者の家賃及び利子に対し補助を行う創業者支援事業を実施しました。

これまで創業する業種において事業経験がない方を創業支援の対象としていましたが、令和6年7月から移住創業者の要件を緩和し、移住者は事業経験があっても新規開業家賃補助の対象としました。

- ・新規開業家賃補助事業 51件（うち市外からの移住者6件）
- ・新規開業支援利子補給事業 38件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 労働力及び人材不足が進む中、人材流入を促進するため、学生や若者をターゲットに市内就業や創業に対する機運を醸成する取組みを推進します。

イ 人手不足に悩む小規模事業者の業務効率化及び生産性向上につなげるため、省力化設備等の導入支援策を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成15年 商業の振興を図ることを目的として、新規開業者に対し家賃補助及び利子補給を行う創業支援事業を開始
- 23年 家賃補助及び利子補給について、補助期間の限度を12月から24月に見直しを実施
- 令和6年 移住創業者の要件について、事業経験があっても新規開業家賃補助の対象に緩和

イ 統計資料

新規創業から5年間の事業継続率

(単位：％)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
新規創業数	51	49	42	52	56	250
廃業数	6	4	2	5	0	17
継続率	88.2％	91.8％	95.2％	90.4％	100％	93.2％

移住者への補助実績

(単位：件)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
件数	9	14	11	13	6

3 中心市街地活性化事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

地域資源をいかし、まちの魅力を高めるため、地元住民、商店、関係団体と行政が協働しながら、何度でも通いたくなるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を推進します。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 個店の魅力向上とまちの賑わいを創出するため、店主自らが講師となる第16回「松本まちなかゼミナール」(18店舗参加、全23講座)を開催しました。
- イ 中心市街地活性化の立案に必要なデータの収集として、「商店街歩行者通行量調査」や「中心市街地空き店舗・空き地調査」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 上記調査の精度を高めるとともに、消費者ニーズや中心市街地を取り巻く環境変化に対応した調査の継続的な実施が必要です。
- イ 中心市街地商店街の空き店舗の増加を解消するため、空き店舗の情報収集とオーナーのニーズ把握を進め、ニーズを捉えた空き店舗対策の展開が必要です。
- ウ 中心市街地再設計検討会議からの提言を受け、部局横断で課題を共有しながら、中心市街地の活性化に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

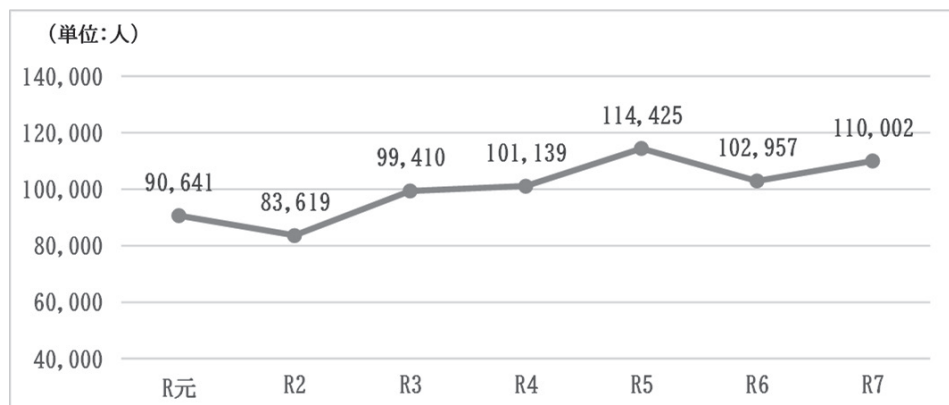
ア 経過

- 平成31年度 中心市街地だけでなく、本市全体で課題を共有した商業ビジョン策定
- 令和5年度 商業ビジョンの中間見直しを実施

イ 統計資料

商店街歩行者平均通行量の推移

(調査：中心市街地52地点 春・秋2回実施 ※R3年度は年1回の実施)



ものづくり産業の活性化

1 工業ビジョン推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

松本市工業ビジョン（平成30年3月策定、令和5年5月改訂）に定める目指すべき方向性「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」の実現に向け、「松本ものづくり産業支援センター」を中心に産学官が連携し、産業創発や生産性向上、新たな雇用の創出を推進します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 中小企業のDX・デジタル化及び省エネルギー化を促進するため、中小企業者社会変革対応促進事業補助金を継続実施し、集中的な支援を実施するとともに、外部人材を活用した経営改革を支援するため、外部人材活用促進事業補助金を継続実施しました。
- イ 開発事業者主導による新松本工場団地拡張を進めるとともに、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域としたアルウィン西側農地の立地事業者を公募し、選定しました。また、同じく重点促進区域とした西南工業団地南側隣接地についても立地事業者を公募し、選定しました。
- ウ 松本ものづくり産業支援センターのコーディネーターによる企業訪問や技術相談、セミナー開催等の各種企業支援を実施しました。
- エ ICT拠点施設「サザンガク」において、コワーキングスペース、サテライトオフィス、テレワークオフィスの運営の他、人材育成に係るセミナーやスタートアップ起業家育成事業を実施しました。
- オ 長野県産業振興機構との共催で「産学官連携交流会 in 松本 2025」を開催し、先端研究や新技術・製品、事例等の発表・紹介を行いました。
- カ 松本商工会議所や金融機関、大学等と協働で「地域の人事部」事業の自走化に取り組み、中小企業に対する人材確保支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

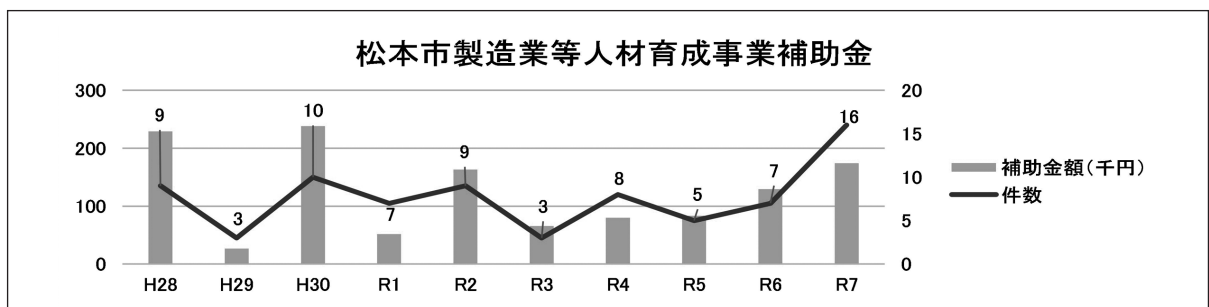
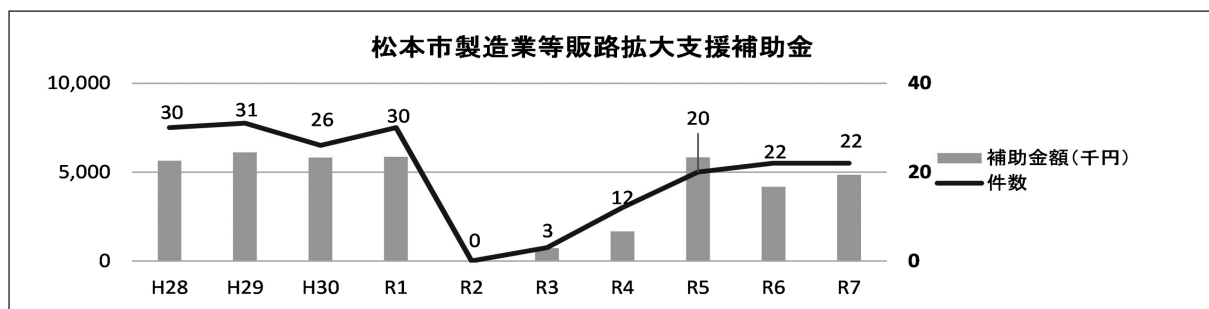
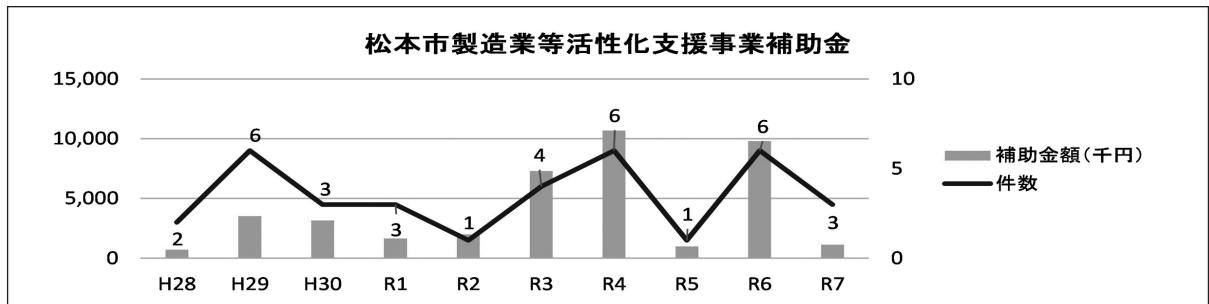
- ア 中間見直し後の工業ビジョンに基づき、重点的推進事項を中心にものづくり産業の持続的発展に向けた施策を展開します。（一社）松本ものづくり産業支援センターは現行組織体制で課題点の改善を図ることとなり、新たにデジタルシティ松本推進機構（DigiMAT）の事業をサザンガクに受け入れ、組織名称を「（一社）まつもと産業イノベーションセンター」に変更し、8月の移行へ準備を進めています。
- イ 「地域の人事部」事業について令和8年度から松本市も負担金を拠出し、地域に合った事業を進め、地域事業者の人材課題の改善に取り組んでいきます。
- ウ サザンガクを中心にデジタル活用人材の育成や企業のデジタル化支援等によりDX・デジタル化の推進を図るほか、コワーキングスペースにおける多様な人材の交流による産業創発の加速化、テレワークオフィスの地元企業からの受注拡大による新しい働き方の浸透等に取り組めます。
- エ 令和7年度から起業へ向けた機運醸成を図るため、サザンガクを拠点として新たにスタートアップ推進のための起業家育成事業を開始し、今後は地元企業との連携プログラムを進めます。
- オ 企業の用地需要に対応するため、新松本工業団地拡張及び地域未来投資促進法の活用による大規模開発について、いずれも民間主導で実施し、必要な法的調整や支援を行います。
- カ 各種補助金の活用による食料品・飲料製造分野の推進や、ネットワークの活用による産業用機械分野の推進等、重点産業を中心に工業振興を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 19 年度 松本地域の企業、行政、松本商工会議所等の支援機関や学識経験者により松本市工業ビジョン（計画期間：平成 20 年度～ 29 年度）を策定
- 20 年度 市内の中小企業者等が大学等との新商品・技術の実用化に向けた共同研究を行う際の経費を補助する「製造業等活性化支援事業助成金」を創設
- 21 年度 松本商工会議所、信州大学等と 8 機関で「まつもと工業支援センター」を松本ソフト開発センター内に開設
- 23 年度 工業高校と地域産業界との連携構築による人材育成に係る支援を実施
- 26 年度～ 29 年度 成長産業への誘導、海外市場を見据えた情報提供を推進
- 29 年度 企業、行政等支援機関、学識経験者等により、新たな松本市工業ビジョン（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）を策定
- 30 年度 （一財）松本ソフト開発センターとまつもと工業支援センターを統合し（一財）松本ものづくり産業支援センターを設置
- 令和 元 年度 サザンガクを大手 3-3-9 に開設
- 2 年度 地域中核企業支援事業補助金を創設
- 3 年度 経済産業省関東経済産業局との包括的連携協定を締結（2 年間）
- 4 年度 松本市工業ビジョン（計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度）の中間見直しを実施
- 5 年度 中小企業者社会変革対応促進事業補助金及び外部人材活用促進事業補助金を創設

イ 統計資料



2 地場産業・伝統産業の振興

産業振興部 商工課

(1) 目標

かつては地域経済を支えてきた地場産業も、大量生産品の出現による需要の減少や後継者不足等により伝承が困難な分野が数多くみられることから、松本ものづくり伝承塾実行委員会（平成18年10月4日設置）を中心に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直し、販路拡大や後継者の確保・育成、伝統技術を生かし現代のニーズにも対応する製品開発などの諸課題に取り組むものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 2つの伝統工芸について市民向けに体験講座を実施しました。
- イ 物産イベントの際、市ホームページで公開している「名工・名産品ガイドブック」の周知を行いました。
- ウ 事業者に対し、各種支援策の周知を行いました。
- エ 販路拡大・周知のため、県外の4イベントに出展し、2つの物産展を開催した他、市内の1つのイベントに出展、県内の1つのイベントに出展を行いました。
- オ 引続きイオンモール松本の展示スペースに、伝統工芸品の展示を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本の地場産業、伝統的産業により生み出された製品は高い評価を得る一方、購買層も高齢化が進んでおり、若年層の関心や需要を呼び起こし、技能の継承につなげられるかが課題となっています。
- イ 後継者の確保・育成のため、助成事業の周知を行います。
- ウ 知名度の向上と需要の確保のため、体験講座の開催やイベント出展を行い市内外での周知と販路の拡大を図ります。

(4) 現在までの経過

ア 2025 ふじさわ産業フェスタ	R 7. 5.24 ~ 25	於 藤沢市	出展
イ 第46回せたがやふるさと区民まつり	R 7. 8. 2 ~ 3	於 世田谷区	出展
ウ RKBカラフルフェス2025	R 7.10.11 ~ 12	於 福岡市	出展
エ 北前船寄港フォーラム	R 7.11.21	於 ホテルブエナビスタ	出展
オ 信州・松本の物産と観光展	R 7.11.28 ~ 29	於 世田谷区	開催
カ 信州・松本地域の物産と観光展	R 8. 1.17 ~ 18	於 名古屋市	開催
キ 第41回長野県伝統工芸品展	R 8. 1.21 ~ 26	於 山形村（個々の事業者が参加）	
ク GO!GO!信州まつもと空港	R 8. 3.13 ~ 14	於 札幌市	出展

ものづくり産業の活性化

3 ものづくり人材育成の推進

産業振興部 商工課

(1) 目標

平成 24 年 10 月に松本市を主会場として開催された「技能五輪全国大会」を契機に、次代につながる人材育成施策として、市内の学校、職業訓練校、経済関係団体、労働関係団体及び行政で構成する連絡会組織を設け、若年層の地元への就職や定着、産業に必要な人材の確保など総合的に人材育成を支援します。

(2) 令和 7 年度の実績と成果

- ア 松本市ものづくり人材育成連絡会を 2 回開催しました。
- イ 企業見学会、進路情報誌の製作を行いました。
- ウ 長野県松本技術専門校の技能奉仕活動の支援や、成人年齢引き下げによる労働トラブルを防止するため、市内高等学校にワークルールの周知啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

中学生の職場体験、就職面接会などの支援については、松本市ものづくり人材育成連絡会の構成団体相互間のネットワークを活かし、連携をとりながらより効果的な支援への展開が必要です。

また、技能奉仕活動では、市内公園のベンチ・藤棚等の補修作業のほか、市有施設等での作業を行うことにより、若年技能者に光を当てるとともに、若年者がものづくりに興味を持ってもらえる事業に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 25 年度 市内の大学、工業高校、高等学校校長会・中学校校長会、ものづくり関係団体、労働団体、松本市など 20 団体による「松本市ものづくり人材育成連絡会」を設立
松本工業高校インターンシップ体験報告会、出前講座、就職面接会、ものづくりフェア・学都フォーラムへの参加などを行う。
- 26 年度 上記事業に加え、中高生を対象とした諏訪圏工業メッセ見学ツアーの開催、中学生の職場体験をまとめた進路情報誌の製作等を実施
- 28 年度 上記事業に加え、長野県松本技術専門校の技能奉仕活動への支援を実施
- 令和 5 年度 中学生の職場体験をまとめた進路情報誌を電子媒体で配布

イ 統計資料

技能五輪全国大会出場選手数

年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
松本市	人数	5	3	3	4	2
	職種	5	3	3	4	2
長野県	人数	39	46	45	39	43
	職種	16	16	17	16	18

雇用対策と働き方改革の推進

1 (一財) 松本市勤労者共済会の支援

産業振興部 商工課

(1) 目標

市内の中小事業所に働く勤労者や自営業者の福利厚生の向上を図り、地域経済の発展を目指し活動する
(一財) 松本市勤労者共済会の運営及び事業の充実を支援します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 未加入事業所へのダイレクトメールを送付し、新規会員の加入促進に努めました。
- イ 令和7年度にリニューアルした新たなホームページを活用し、会報データの更新、事業の周知、募集など広く会員に情報提供しました。
- ウ 会報「共済会だより」を年間5回発行し、すべての会員に配布するとともに実施する事業等の情報提供に努めました。
- エ 会員証を提示することで、利用料金の割引等のサービスを受けられる提携施設や店舗を拡大するための契約促進活動を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 会員数は、ここ数年減少傾向にあり、後継者不足や少子高齢化等による事業所の減少が懸念されることから、会員の加入促進をより一層図ります。
- イ 市の推進する施策や、時代に即した事業を展開し、計画的に実行していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年度	松本市勤労者互助会設立（会長 松本市長）
平成2年度	松本市勤労者共済会に改称
17年度	法人の認可を受け、(財)松本市勤労者共済会として発足（理事長 松本市長）
24年度	民間出身者が理事長に就任
25年度	一般財団法人としてスタートする。健康関連事業、講座を実施
令和4年度	発足50周年記念事業を実施

イ 統計資料

加入事業所数及び会員数の推移

年 度	R 5	R 6	R 7
会 員 数	7,541 人	7,360 人	7,130 人
事業所数	1,381 所	1,337 所	1,289 所

雇用対策と働き方改革の推進

2 健康経営推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

企業等が、従業員の心身の健康を、経営に直結する資産と捉え、従業員の健康づくりへ積極的に投資する「健康経営」の普及により、若いうちから健康増進が図られるとともに、企業経営の生産性向上を目指すものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 市職員による企業訪問や健康経営セミナーを主体に、協会けんぽ「健康づくりチャレンジ宣言」や国の「健康経営優良法人」の実施を促しました。
- イ 「企業の健康経営の促進に関する連携協定」に基づき、関係団体が実施した事業との連携を図りました。
- ウ 健康経営の普及促進及び支援体制の拡充に向けた連携・協力体制の構築のため、健康経営推進に向けた研究を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康づくりチャレンジ宣言へのエントリー事業所数は徐々に増えています。令和7年度、市内取り組み事業所数は197所であり、令和6年度に比べ22所の増加となりました。
- イ 市職員による企業訪問を実施し、健康経営に具体的に取り組む企業を更に増やす必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成26年度 松本地域健康産業協議会分科会事業として松本市健康経営研究会設置
- 27年度 (一財)松本市勤労者共済会会員企業に対して健康経営に関するアンケートを実施
冊子「目指せ！健康経営の進め」を作成し、市内企業に配布(約6,000部)
- 28年度 松本商工会議所、(一財)松本市勤労者共済会、全国健康保険協会長野支部、松本大学、松本市の5者が「企業の健康経営の促進に関する連携協定」を締結
- 29年度 健康経営セミナーを開始
- 30年度 市の建設工事における総合評価落札方式の「価格以外の評価点」に「健康経営優良法人の認証」を追加
健康経営企業訪問を開始
- 令和元年度 健康経営の周知用リーフレット作成
- 5年度 健康づくりチャレンジ宣言事業所数が150社に到達

イ 統計資料

健康経営企業訪問数及び健康づくりチャレンジ宣言事業所数

年 度	R 5	R 6	R 7
企業訪問数	121 社	86 社	74 社
事業所数	157 所	175 所	197 所

雇用対策と働き方改革の推進

3 労働相談事業の推進

産業振興部 商工課

(1) 目標

複雑化、深刻化する雇用情勢の変化に対応し、地域の実情に即した労働、雇用対策に取り組み、安心して持続的に働ける労働環境の実現を目指します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 職場内での悩み、ストレスを抱える勤労者のため、産業カウンセラーなどが相談・助言を行う「勤労者心の健康相談」、若年未就労者やフリーター等を対象にキャリアカウンセラーによる「若者職業なんでも相談」を実施しました。
- イ 雇用、賃金、労働時間、労使間トラブルなどの解決を図るため、NPO法人に業務委託し、労働相談支援事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

労働環境の複雑化に伴い、労働相談や勤労者等を対象とした各種相談件数はここ数年高い水準で推移しています。

今後も労働相談等のニーズが高まる可能性があることから、引き続き関係機関等と連携を強化し、対応していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成9年度	労働相談コーナーを勤労者福祉センター1階事務室内に開設
14年度	勤労者心の相談室開設
15年度	適職発見探索ルーム開設
16年度	労働相談支援事業開始（NPO法人 ユニオンサポートセンターへ事業委託）
21年度	労働相談コーナーを労働相談室に改め、勤労者福祉センター2階に相談室を設置
24年度	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
令和元年度	職業・労働相談体制の見直しを実施
5年度	就職氷河期世代就労相談窓口を開設

イ 統計資料

事業内容	R5年度	R6年度	R7年度
職業・労働相談	102件	154件	169件
勤労者心の健康相談	118件	118件	138件
若者職業なんでも相談	91件	82件	72件
就職氷河期世代就労相談	17件	15件	0件
労働相談支援事業	3,031件	2,814件	2,574件

持続可能な農業経営基盤の確立

1 農業者支援・育成事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

新規就農者を確保するとともに、先端技術を活用したスマート農業の推進や農地の集約化により安定的かつ効率的な農業経営を推進し、持続可能な農業をめざします。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 松本新規就農者育成対策事業	移住就農希望者を含む新規就農候補者を対象とした3年間の実践的な研修及び、新規就農者へ住宅支援を実施し、地域への就農及び定着を推進しました。
イ 認定農業者への農地集積面積	離農者の増加に伴う農地を適正に管理するため、規模拡大を希望する認定農業者へ農地集積・集約を推進するものです。
ウ 未来を担う農業経営者支援事業	認定農業者、認定新規就農者、女性農業者が導入する機械・施設に対して補助を実施しました。
エ スマート農業推進事業	認定農業者等が導入するスマート農業機械等に対して補助を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいますが、新規就農者の確保に加え認定農業者等の中心経営体の育成・強化、農地の集積・集約を進めることで農業経営体の規模拡大が図られ、農業生産額は年々増加しています。担い手の減少傾向は今後も続くことが予想されることから、新規就農者の確保に加え、規模拡大、事業の省力化、精密化や高品質生産効率化に資するスマート農業等の導入を奨励し、併せて地域農業の将来方針を明確化する「地域計画」の策定に向けた話し合いを進めます。

(4) 統計資料

ア 松本新規就農者育成対策事業営農継続者数

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
45 人	48 人	40 人

イ 認定農業者への農地集積面積

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
2,911ha	2,928ha	3,050ha

ウ 未来を担う農業経営者支援事業申請件数

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
26 件	25 件	20 件

エ スマート農業推進事業申請件数

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
12 件	21 件	18 件

持続可能な農業経営基盤の確立

2 農畜産物生産基盤整備事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物価格の低迷や国内外産地との競争が農業経営に大きな影響を与えていることから、低コスト・省力化による効率的な生産、新品種・新技術の導入等による生産力・競争力の向上と環境に配慮した農業の取組みなどにより、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを進め農業所得の向上を図るものです。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 経営所得安定対策により農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を推進しました。
- イ 生産コストの低減や販売額の増加等の収益力向上に取り組む産地へ生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組みを支援しました。
- ウ 環境保全型農業の推進を図るため、有機農業など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 経営所得安定対策により、農業経営の安定と農業所得の向上を図ります。
- イ 収益力向上等に取り組む意欲ある農業者の基盤整備等へ国の事業を活用し次世代を担う施設整備や高収益作物・栽培体系への転換を図る取組みを支援します。
- ウ 環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の栽培方法等について環境保全を重視したものに転換する必要があります。

(4) 統計資料

ア 環境保全型農業直接支払事業

年度	対象者	取組面積 (a)	交付金額 (円)
R 5 年度	6 団体 24 名	2,818	1,769,600
R 6 年度	7 団体 28 名	4,310	2,880,400
R 7 年度	7 団体 28 名	3,698	2,901,380

イ J A松本ハイランドライスセンター再編事業

年度	事業内容	事業費 (千円)
R 7 年度	松本ハイランド農業協同組合管内施設 (島内島立 RC、広域 RC 和田) を再編集約	604,120

持続可能な農業経営基盤の確立

3 多面的機能支払交付金事業

産業振興部 耕地課

(1) 目標

農業・農村が持つ多面的機能を将来にわたって維持していくため、地域の共同活動に対して国、県、市が連携して支援し、地域が主体となった保全活動の推進を図るものです。

(2) 令和7年度の実績と成果

ア 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動（水路及び農道法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動）を46組織が実施しました。

イ 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を34組織が、また、施設の長寿命化のための活動を38組織が実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

農業者だけではなく、農業者と地域住民等で構成される組織によって共同活動が行われ、地域資源を適切に保管理する区域が増えています。今後は、新規地区への参画や施設の長寿命化を図る活動を含めて取組面積の拡大と現在活動している組織の存続に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

「多面的機能支払交付金制度」が開始されたH26年度時点では活動組織数41組織、対象農用地面積2,367haでしたが、令和6年度末では47組織、4,289haと拡大しました。しかし、令和7年度は交付金の目的外使用が確認された1組織を除いて46組織、農用地面積4,021haとなり活動が減少しました。

イ 統計資料

農地維持支払交付金					資源向上支払交付金									
基礎的な保全活動					質的向上を図る共同活動					施設の長寿命化のための活動				
交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)	交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)	交付対象農用地面積 (ha)				交付金額 (円)
田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計		田	畑	草地	合計	
2,679	1,320	22	4,021	105,675	2,225	493	0	2,718	44,229	2,541	1,296	20	3,857	112,094

交付金合計額 (円) 261,998

※補助率：国 1/2、県 1/4、市 1/4

※交付金額千円未満切捨て

異業種連携による食産業の振興

1 農畜産物販売促進事業

産業振興部 農政課

(1) 目標

農畜産物のブランド化や販売力強化を推進し農業所得向上と持続可能な農業の実現を図ります。デジタル化の推進によりインターネットで情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税制度による情報発信に取組み、付加価値の高い農産物をPRします。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア ふるさと納税返礼品は高品質な農産物をPRする絶好の機会となるとともに、テストマーケティングの機会となることから、農産物のふるさと納税返礼品の登録推進を図りました。
- イ 県から「信州の伝統野菜」の認定を受けている松本一本ねぎの栽培普及と技術向上のため、農業協同組合との協働により栽培講習会を開催しました。
- ウ 加工・流通業者、販売業者等との異業種連携や農商工連携を図り、関連産業の6次産業化を推進するために、異業種交流会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 農畜産物販売促進事業により、物産展等への出展を計画する、意欲ある農業者等への支援を行います。
- イ ふるさと納税返礼品登録を利用した販路拡大に意欲のある農業者に対し、説明会の開催や個別相談等を継続して実施する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 25 年度	6 次産業化支援事業開始
28 年度	作付拡大奨励事業開始（松本一本ねぎ）
30 年度	作付拡大奨励事業の対象追加（稲核菜他 2 品目）
	6 次産業化支援事業の補助限度額見直し等
令和 3 年度	6 次産業化支援事業の補助対象追加（EC サイト利用料、EC サイト構築費等）
4 年度	6 次産業化支援事業を農畜産物販売促進事業に名称変更
	作付拡大奨励事業廃止
7 年度	農畜産物販売促進事業の対象事業を見直し、商品開発、EC サイト構築等を廃止

イ 統計資料

年 度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
農畜産物販売促進事業採択件数	0 件	4 件	1 件
農畜産物のふるさと納税返礼品登録数	83 件	428 件	490 件

地域特性を活かした新産業の創出

1 松本ヘルス・ラボ推進事業

産業振興部 商工課

(1) 目標

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」の取組みを推進することで、ヘルスケア分野における新たな産業を創出して地域経済の好循環をもたらしとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、健康増進プログラム、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得を行い、また、LINEを導入しデジタル化を進めたことで、松本ヘルス・ラボの会員数が8,984人となりました。
- ウ 市の補助事業として、ヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本ヘルス・ラボの会員数は8,984人となりましたが、モニタリング事業を充実させるためには、健康への関心が低い子育て世代や現役世代、学生を中心にさらなる会員獲得が必要です。
- イ デジタルツールを活用した健康情報発信の充実を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、健康への関心が低い世代を含む市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

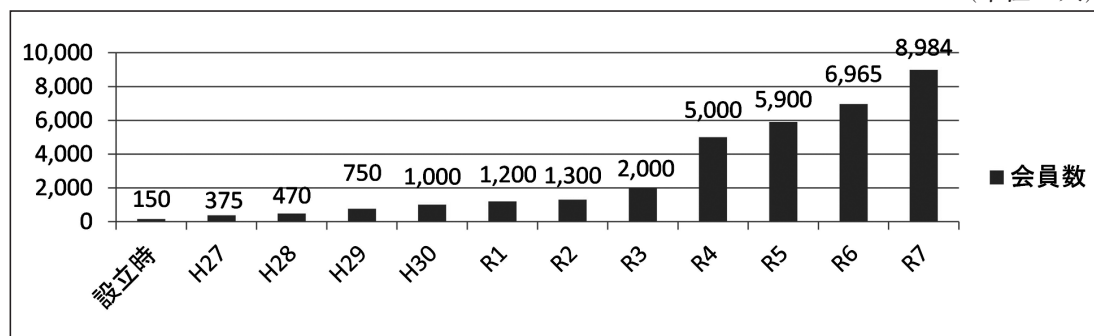
ア 経過

平成 23 年 7 月	松本地域健康産業推進協議会設立（設立時会員数 38 団体）
26 年 12 月	協議会事業として、松本ヘルス・ラボ事業を開始
27 年 9 月	任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
28 年 12 月	一般財団法人松本ヘルス・ラボ設立
29 年 3 月	松本ヘルス・ラボオフィスをMウイングに開設
令和 3 年 5 月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約 ※松本ヘルス・ラボにおける健康プログラム・モニタリング事業等を通年実施
4 年 2 月	松本ヘルス・ラボアプリ導入
6 年 5 月	LINEシステム導入

イ 統計資料

松本ヘルス・ラボ会員数の推移

(単位：人)



※ 法人会員従業員を含まない

豊かさを育む文化芸術の推進

1 文化芸術の振興

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境を整えることにより、市民の心の豊かさを育むとともに、まちの賑わいにつなげることを目指します。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 松本市文化芸術振興審議会において、文化芸術基本法（平成29年施行）に基づく「松本市文化芸術推進基本計画」の進捗状況を報告するとともに、国及び県の計画改定を踏まえ、計画の一部を改訂しました。
- イ 松本市文化芸術表彰として、功労賞2名、奨励賞1名2団体を顕彰しました。
- ウ 文化芸術に係る全国大会、国際大会に出場した18歳までの子ども（小中学生を除く）を対象とした祝金を40件交付しました。
- エ 第3回まつもと街なか大道芸 & ジャズフェスティバルを開催しました。関連イベントを含めると観覧者総数は約14,000人となりました。
- オ 日中韓の文化芸術による国際交流事業「東アジア文化都市2026松本」が1月から始まり、開幕イベントまでをブレ期間とし複数の事業を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア セイジ・オザワ松本フェスティバルや信州・まつもと大歌舞伎、草間彌生作品等優れた文化芸術を国内外へ発信している環境を活かし、文化芸術を一層暮らしの中に浸透させていく必要があります。
- イ 市民活動を支援するため、まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール等の施設整備を進めてきましたが、文化芸術に関わる人材の育成を進めることが必要です。
- ウ 松本市文化芸術推進基本計画に基づいた基本的施策を推進し、市民の誰もが自由に文化芸術に親しめる機会を提供することが必要です。

(4) 現在までの経過

- | | |
|------------|--|
| 平成15年9月26日 | 「松本市文化芸術振興条例」を制定 |
| 17年4月11日 | （財）松本市教育文化振興財団の事務局を、博物館から文化振興課に移管 |
| 18年1月24日 | 「松本市文化芸術振興基本方針」を策定 |
| 25年4月1日 | （財）松本市教育文化振興財団が（一財）松本市芸術文化振興財団に移行 |
| 27年4月1日 | 文化スポーツ部創設 |
| 28年10月28日 | 「松本市文化芸術振興基本方針」を改訂 |
| 令和2年4月1日 | 「松本市文化芸術振興条例」を「松本市文化芸術基本条例」に改正 |
| 3年4月1日 | 文化スポーツ部を文化観光部に組織改編 |
| 3年9月17日 | 「松本市文化芸術推進基本計画」を策定 |
| 5年3月30日 | 競技会・発表会出場祝金を見直し、「松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金」を創設 |
| 5年4月27日 | 松本まちなかアート project 実行委員会設立 |
| 5年7月27日 | 松本市文化芸術表彰の中に「文化芸術特別栄誉賞」を新設 |
| 7年2月6日 | 松本市文化芸術推進基本計画の一部を改訂 |
| 7年3月21日 | 東アジア文化都市2026松本市実行委委員会を設立 |
| 8年1月1日 | 東アジア文化都市2026松本開催 |
| 3月6日 | 松本市文化芸術推進基本計画の中間評価を実施 |

豊かさを育む文化芸術の推進

2 文化施設の管理運営

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

「多彩で特色ある自主事業」と「幅広い市民利用（貸館事業）」とのバランスをとりながら、管理運営の効率性を追求するとともに、市民に親しまれる館運営に努めます。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア まつもと市民芸術館、音楽文化ホール及び波田文化センターの一括管理を（一財）松本市芸術文化振興財団へ指定
イ 各施設で指定管理者による、施設の特徴を生かした多彩で特色のある自主事業を実施しました。
ウ まつもと市民芸術館の第2期大規模改修工事に着手しました。（令和8年度末まで）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア まつもと市民芸術館、音楽文化ホール、波田文化センター及び鈴木鎮一記念館の各施設は、文化芸術の拠点としての機能維持及び施設の延命を図るため、計画的に施設設備の改修・更新を行うことが必要です。
イ 管理運営について、指定管理者のノウハウを生かし、適正かつ効率的な運用を図るとともに、各施設の自主事業等について積極的にPRを行い、より市民に親しまれる施設となるよう工夫していくことが必要です。

(4) 統計資料

- 【まつもと市民芸術館】指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
【音楽文化ホール】指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用
【鈴木鎮一記念館】指定管理者：（公社）才能教育研究会 R4～R8委託料方式
【波田文化センター】指定管理者：（一財）松本市芸術文化振興財団 R5～R9利用料金・委託料併用

区分			R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
まつもと市民芸術館	利用者(人)		184,988	172,313	134,056
	自主事業	鑑賞者数(人)	51,583	38,104	28,715
		事業数、公演数	32事業、79公演	37事業、88公演	27事業、42公演
	登録会員数等		ボランティア登録:76人	ボランティア登録:72人	ボランティア登録:82人
			DM会員:1,078人 メルマガ会員:15,261人	DM会員:1,442人 メルマガ会員:19,067人	DM会員:1,394人 メルマガ会員:19,396人
音楽文化ホール	利用者(人)		67,970	69,210	85,672
	自主事業	鑑賞者数(人)	7,587	9,598	13,600
		事業数、公演数	23事業、26公演	26事業、33公演	29事業、36公演
	登録会員数等		登録:46団体	登録:46団体	登録:46団体
			メイト会員:1,055	メイト会員:1,667	メイト会員:975
鈴木鎮一記念館	利用者(人)		2,228	2,530	2,046
	自主事業	鑑賞者数(人)	880	823	465
		事業数、公演数	3事業	5事業	4事業
波田文化センター	利用者(人)		13,081	14,893	13,020人
	自主事業	鑑賞者数(人)	1,303	1,412	1,464人
		事業数、公演数	8事業15公演	7事業18公演	7事業18公演
	登録団体数		3団体	1団体	1団体

豊かさを育む文化芸術の推進

3 2025 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの開催

文化観光部 国際音楽祭推進課

(1) 目標

平成4年度から毎年開催されている、セイジ・オザワ 松本フェスティバル（OMF）の共催、関連事業の実施によりこれを積極的に支援し、音楽文化を活かしたまちづくりを図るものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

公式公演としてオーケストラ2プログラム3公演、オペラ3公演、室内楽2公演、室内楽勉強会1公演の計9公演を開催しました。共催、関連事業等も併せて実施し、総鑑賞者数は65,874人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 創設者である世界的指揮者、小澤征爾永世総監督のスピリットを引き継いだサイトウ・キネン・オーケストラを中心に、国際的な音楽祭を開催し、優れた音楽芸術を国内外へ発信するとともに、まちの賑わいや子ども達の情操教育、音楽ファンの裾野の拡大に寄与しています。

イ フェスティバルの継続開催と発展には、支援体制の充実と開催都市にふさわしい環境づくりや主催団体であるサイトウ・キネン財団、OMF実行委員会の財政基盤の確立などが必要です。

(4) 現在までの経過

平成3年11月15日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」の松本開催が正式決定
4年4月15日	松本市教育委員会内に国際音楽祭推進室（本部扱い）を設置
5月1日	財団法人サイトウ・キネン財団の設立が文化庁から許可
11日	「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」実行委員会が発足
7月6日	松本市国際音楽祭推進団体協議会が発足
9月5～15日	第1回「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」を開催
	※以降毎年開催。海外公演、冬の特別公演の開催
	・ヨーロッパ公演 平成6年8月、平成9年4月、平成16年5月
	・冬の特別公演 平成11年12月、平成12年12月、平成29年1月、平成31年1月
	・アメリカ公演 平成13年1月、平成22年12月（ニューヨーク公演）
	・中国公演 平成23年9月
16年7月1日	国際音楽祭推進課が教育委員会から市長部局へ移管
27年4月1日	「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称を変更（以降、毎年開催）
令和2・3年度	新型コロナウイルス感染症拡大により中止
4年11月25・26日	30周年記念特別公演
6年8～9月	令和6年2月に逝去した小澤征爾総監督に感謝の気持ちを表すとともに、その功績を称え、振り返るメモリアル事業を開催

豊かさを育む文化芸術の推進

4 発表の場の提供

文化観光部 美術館

(1) 目標

市民の創造活動の発表や展示できる快適な環境を提供し、市民の主体的、継続的な美術活動の促進を図ることを目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

市民ギャラリー、多目的ホール等を貸し出し、市民・団体等の芸術活動の発表の場を提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 利用者数は前年度比 88.2%でしたが、美術に関する展示、催事、ワークショップなどに市民・団体等が各施設を活用しました。
- イ 照明器具や音響機械等の設備も令和3年度の大規模改修時に更新され、利便性が向上していることから、より利用者が安全で快適に使用できるよう、今後も、施設、設備の適切な維持管理を継続していきます。

(4) 統計資料

施設利用者数

年 度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	前年度比較	前年度比
市民ギャラリー	64,369 人	79,485 人	69,853 人	-9,632 人	87.9%
その他施設	9,411 人	5,299 人	4,924 人	-375 人	92.9%
合 計	73,780 人	84,784 人	74,777 人	-10,007 人	88.2%

※ その他施設…多目的ホール、こども創作館、市民アトリエ、講座室等

※ サンリオ展開催中、多目的ホールは特設ショップとして利用

5 教育普及事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

子どもから大人まで、それぞれの年代に向けた学習プログラムを提供し、市民の学習意欲に応えるとともに、将来の美術の担い手となる人材を育成することを目標とします。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 企画展でのギャラリートークや講演会、展示会に因んだワークショップ、未就学児向け講座等を実施し、再び美術館へ足を運んでもらうきっかけづくりとすることができました。
- イ 「館長講座」を実施し、多くの参加者に好評を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 学習プログラムの継続や見直しを検討し、各世代がより美術に親しむきっかけとなる事業の実施に取り組めます。
- イ 小中学校、高校との連携を図り、学校教育における美術館の活用を促進します。
- ウ 講座開催のほか、鑑賞教材を活用した教育普及プログラムを実施します。

(4) 統計資料

ア 教育普及事業の実施状況

講座総数	参加総数	内訳		
		分類	講座数	参加人数
44	4,441 人	親子・子ども対象	3	47 人
		一般対象	26	4,303 人
		学校連携	15	91 人

イ アのうち出前講座の実施状況

対象	主な講座	講座数	参加人数
一般	草間彌生の芸術	2	81 人
一般・子ども	アートカード	2	27 人

豊かさを育む文化芸術の推進

6 展覧会事業の実施

文化観光部 美術館

(1) 目標

国内外の優れた作品展や郷土に密着したテーマの企画展・コレクション展示を開催し、多くの市民が気軽に美術に親しむ機会・鑑賞の場の創出を目標とします。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 企画展

「第10回老いるほど若くなる」、「ロイヤルコペンハーゲンと北欧デザインの煌めき アール・ヌーヴォーからモダンへ」、「石井柏亭展」、「サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史」の4本を開催し、いずれも目標値を上回る来場者数となりました。

イ コレクション展示（常設展）

昨年に引き続き、草間彌生の拡大特集展示を行いました。

各記念展示室においては年4回の展示替えを行い、記念展示室作家のほか主要な所蔵品や新収蔵作品を公開しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア マスコミ等とも連携しながら国内外の魅力ある企画展を開催します。

イ 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団との連携による円滑な顕彰活動を継続するとともに、引き続き拡大展示を開催しながら「草間生誕の地・松本」を国内外に発信します。

(4) 統計資料

ア 企画展開催状況

展覧会名	会 期	観覧人数
第10回老いるほど若くなる	令和7年4月26日（土）～6月1日（日）	12,871人 （目標 10,000人）
ロイヤルコペンハーゲンと 北欧デザインの煌めき アール・ヌーヴォーからモダンへ	令和7年7月12日（土）～9月23日（火・祝）	30,631人 （目標 20,000人）
石井柏亭展	令和7年10月11日（土）～12月7日（日）	13,384人 （目標 12,000人）
サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史	令和8年1月21日（水）～3月29日（日）	73,229人 （目標 30,000人）
令和7年度合計 （ロートレック展 令和7年4月1日～4月6日分の観覧者数3,269人は除く）		130,115人

イ コレクション展示開催状況

(ア) コレクション展示室ABC

特集展示「草間彌生 - 魂のおきどころ -」 令和4年4月21日（木）～

(イ) 上條信山記念展示室・田村一男記念展示室・池上百竹亭コレクション展示室

第1期 令和7年5月13日（火）～8月3日（日）

第2期 令和7年8月5日（火）～11月3日（月・祝）

第3期 令和7年11月5日（水）～令和8年2月1日（日）

第4期 令和8年2月3日（火）～5月31日（日）

(ウ) 観覧者数

158,396人（前年度比 110.4%）

7 美術資料の収集・保存管理

文化観光部 美術館

(1) 目標

美術資料の計画的な収集及び適正な保存・管理に努め、コレクションの充実を図るとともに、多くの市民が美術に親しむ機会・鑑賞の場の充実を図ることを目標とします。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 美術資料の収集方針に基づき、購入1点、寄贈6点を新たに収集しました。
イ 収蔵作品の今後を見据え、展示や適正な保存管理のため、10点を修復、5点を額装しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コレクションの充実に向け、収集方針に基づいて調査・研究、情報収集に努めます。
イ 作品の公開に向け、修復計画に沿って修復や額装作業を進めてまいります。

(4) 統計資料

ア 美術資料収集

(単位：点)

区分	日本画	日本画 以外の 絵画	版画	彫刻 ・ 立体	工芸	書	草間 彌生 作品	上條 信山 作品	田村 一男 作品	池上 百竹亭 コレクション	合計
点数	297	659	35	42	14	123	409	388	395	221	2,583

- 【備考】 1) その他に、石井鶴三資料一式
2) 日本画以外の絵画の区分には、油彩、水彩、デッサン、ミクストメディアを含む
3) 上條信山には、宮島詠士、張廉卿の作品を含む

イ 保存管理

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
修復	書画 10 点	書画 3 点、油彩画 4 点、水彩画 1 点	書画 3 点、油彩画 6 点、水彩画 1 点
額装	油彩画、日本画 4 点	水彩画 4 点	水彩画 2 点、油彩画 3 点

歴史・文化遺産の継承

1 松本城の公開と活用

文化観光部 松本城管理課

(1) 目標

松本市を代表する歴史・文化資産である国宝松本城天守や総合公園である松本城公園を適切に管理及び公開し、市民の学ぶ機会と地域への愛着を高める機運を醸成するとともに、文化観光施設として、観光誘客やまちづくりに最大限活用するものです。

(2) 令和7年度取組みと成果

- ア 令和3年度に制定した「松本城の日」の浸透を図り観光誘客を促進するため、毎年11月3日から10日までの「国宝松本城 Week」期間中に松本城を中心にさまざまなイベントを実施しています。令和7年度は太鼓門耐震対策工事の竣工に伴い、7年ぶりとなる太鼓門特別公開を実施しました。
- イ 旧博物館解体工事の竣工に伴い、周辺の安全環境及び美観整備として、地元地区から提供の竹を使った竹柵設置工事及び足元灯設置工事を実施しました。
- ウ 令和10年度にかけて松本城周辺トイレ（6か所）の改修を計画的に進めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 南・西外堀復元事業、天守耐震対策事業等の大規模整備事業が予定されているため、担当部局と連携し、安全な観覧環境の確保と事業の進捗状況に応じた公開方法について検討が必要です。
- イ 歴史・文化資産としての保護と落ち着いた観覧環境を守りつつ、新たな魅力の創出、街への回遊性や経済の好循環につながる活用を、バランス良く推進する必要があります。
- ウ 世界に向けた情報発信の強化・充実を図るとともに、天守や公園内の案内表示の見直し、緊急時の安全確保等、受け入れ態勢の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 天守耐震診断結果を受け、安全管理と避難誘導のための警備員を天守内に配置
- 令和3年度 松本城管理事務所の業務を、総合戦略局お城まちなみ創造本部、文化観光部松本城管理課、教育委員会文化財課城郭整備担当に再編
- 6年度 入場の日時指定ができる電子チケットのオンライン販売を開始
- 7年度 4月に、観覧料を一般700円から1,200円（電子）、小中学生300円から400円に引き上げ、他施設との電子共通券の販売を開始

イ 統計資料

主な行事

行事名	開催期間	実施主体
国宝松本城夜桜会	令和7年4月4日～4月13日	松本城管理課
国宝松本城雅楽公演	令和7年5月10日	松本城管理課
国宝松本城古流砲術演武	令和7年5月18日	松本城管理課
国宝松本城薪能（観世流）	令和7年8月8日	松本城管理課
国宝松本城 Week	令和7年11月3日～10日	松本城管理課
新春祝賀特別公開	令和8年1月1日～3日	松本城管理課
プロジェクションマッピング	令和7年12月13日～令和8年2月15日	観光ブランド課

2 松本城の整備等

文化観光部 松本城整備課

(1) 目標

史跡松本城保存活用計画、史跡松本城整備基本計画及び国宝松本城天守保存活用計画に基づき、整備に必要な調査・研究の成果を踏まえ、史跡松本城整備委員会、国宝松本城天守耐震対策専門委員会や国、県などの指導・助言を仰ぎながら、史跡松本城および国宝松本城天守の整備を進めるものです。なお、整備にあたっては、史跡松本城整備基本計画に基づき順次進めます。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 南・西外堀復元事業

- (ア) 事業用地（9,283.17㎡）取得完了
- (イ) 堀の範囲及び形状を確認するための発掘調査を実施し、復元形状や整備手法を検討
- (ウ) 「水をたたえたお堀」とするための課題解決に向けた調査・研究の実施
- (エ) 南外堀復元整備に向けた基本設計に着手

イ 堀浄化対策事業

松本城の堀に適した工法による浚渫（堆積物除去）を実施（内堀南西部）

ウ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

太鼓門耐震事業完了、報告書刊行

エ 松本城天守耐震対策事業

- (ア) 天守及び天守台石垣の耐震対策の基本設計に着手
- (イ) 耐震補強（案）を国宝松本城天守耐震対策専門委員会及び史跡松本城整備委員会で検討

オ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

松本城や松本藩に関連する歴史資料の収集や保存・研究と、松本城に関する学びの機会の提供

カ サイン・動線計画策定事業

史跡松本城整備基本計画に基づく、サイン・動線計画の策定に着手（1年目）

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 南・西外堀復元事業

復元整備に必要な発掘調査及び、水をたたえた堀の復元に向けた調査研究の成果を反映しながら、基本設計を推進します。

イ 堀浄化対策事業

堀浚渫事業は、令和11年度完了を目標に、内堀・外堀・総堀の浚渫を実施します。令和8年度から9年度は、東外堀を太鼓門土橋の北側と南側に分けて実施します。

ウ 国宝松本城天守耐震対策事業

天守台等発掘調査結果に基づき、史跡の遺構の残存状況を踏まえた耐震補強案を検討し、令和11年度以降の耐震工事着手に向け、基本設計及び実施設計を進めます。

エ 松本城黒門・太鼓門耐震事業

耐震対策工事が完了した太鼓門に続き、黒門の耐震対策を進めます。また、耐震対策に必要な石垣の現状を把握するための調査を令和8年度から着手します。

オ 松本城歴史資料保存事業・学びと研究事業

整備事業に必要な調査・研究を継続的に実施し、その成果を広く周知します。
これまでの調査研究等の成果を、小学生の副読本として活用している「わたしたちの松本城」に反映させるため、全面改訂を行います。

カ サイン・動線計画策定事業

令和8年度中の計画策定完了を目指し、その後は、計画に沿ったサイン等の設置を進めます。

キ 石垣カルテ作成事業

石垣の現状の姿を測量、写真等により記録し、今後の修理に向けた基礎資料となる石垣カルテを作成します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 南・西外堀復元事業

- 昭和 51 年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
 平成 11 年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
 22 年度 地元説明会を開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示
 23 年度 地元の対応窓口として松本城周辺整備課を設置。松本城南・西外堀復元に係る事業計画策定
 24 年度 松本城周辺整備課を本部体制にして城下町整備本部を設置
 文部科学大臣による南・西外堀民有地部分の史跡松本城への追加指定開始
 25 年度 事業用地取得に着手
 29 年度 史跡松本城への追加指定完了
 復元に向けた発掘調査に着手、事業用地内の土壌汚染調査実施
 30 年度 事業用地内の土壌汚染調査の結果、基準値を超過する土壌汚染を確認したことを踏まえて、事業方針を堀復元から平面整備に変更
 令和 元 年度 整備のあり方について検討する庁内組織を設置
 2 年度～ 水をたたえたお堀の実現に向けた調査・研究を開始
 3 年度 新たに設置されたお城まちなみ創造本部が南・西外堀復元事業を主管
 5 年度 「史跡松本城整備基本計画」を策定し、南・西外堀復元事業の基本的な考え方を整理
 6 年度 堀の範囲及び形状確認を確認するための発掘調査を実施
 7 年度 事業用地取得を完了、南・西外堀復元工事の基本設計に着手

(イ) 堀浄化対策事業

- 平成 25 年度 内堀の一部で浚渫工事を実施
 30 年度～令和 2 年度 松本城堀総合調査を実施
 令和 2 年度～令和 3 年度 浚渫工法選定のための実証実験（浚渫工事）を実施（3工法／900㎡）し、工法を決定
 4 年度 浚渫業務の実施設計
 5 年度 浚渫業務に着手し、内堀東部の 3,480㎡を浚渫
 6 年度～令和 7 年度 内堀南西部（8,242㎡）を浚渫

(ウ) 黒門・太鼓門耐震対策事業

- 平成 30 年度 黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
 令和 2 年度～令和 3 年度 黒門・太鼓門耐震対策基本計画を策定、太鼓門実施設計
 4 年度～令和 7 年度 太鼓門耐震対策工事を実施
 7 年度 太鼓門耐震対策工事報告書を刊行

(エ) 国宝松本城天守耐震対策事業

- 平成 26 年度～28 年度 国宝松本城天守耐震診断を実施し、大地震動時の耐震性能が不足していることが判明
 26 年度～令和 6 年度 国宝松本城天守耐震補強（案）について検討し、基本計画を作成
 令和 2 年度 天守台内部地盤や石垣の調査実施
 4 年度 天守台石垣の調査結果に基づく石垣の耐震対策の検討
 5 年度 耐震補強（案）について、市議会経済文教委員協議会へ報告
 6 年度 検討のため天守台等発掘調査を実施、
 7 年度 耐震対策工事の基本設計に着手

(オ) サイン・動線計画策定事業

- 令和 7 年度 史跡松本城サイン・動線計画の策定に着手

イ 統計資料

資料の収集・保存及び調査研究の成果数

年度	古文書複写数	寄附受入件数	調査した資料・文書	整理した資料 (角 2 型中性紙封筒保存)
R 7	0 枚	0 件	800 点	約 670 袋分

主な学びの機会

主な行事名（回数）	開催時期	備考
歩いて再発見！松本城下こども探検隊（1 回）	令和 7 年 11 月 1 日（土）	
動画（You Tube）配信（2 本）	令和 7 年 3 月 14 日～	「浚渫」、「松本城」（松江城で公開）
松本城講座（1 回）	令和 7 年 7 月 26 日（土）	
南・西外堀復元に伴う発掘見学会（1 回）	令和 7 年 10 月 26 日（月・休）	
浚渫見学会（2 回）	令和 7 年 4 月 13 日（日） 令和 7 年 5 月 23 日（金）	
学校・企業等への出前講座（83 件）	通年	
おもしろ！城郭つうしん（2 回）	通年	

3 文化財の保存と管理

文化観光部 文化財課

(1) 目標

市民が地域の文化財に触れ、身近に感じることができるよう、文化財の積極的な整備と活用を進め、地域の歴史・文化への理解をととして郷土愛を育み、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 新たに兎川寺文書、神宮寺文書、石川康長朱印状（今井家文書中）、正行寺文書が松本市重要文化財に指定され、上條産婦人科医院が国登録有形文化財に登録され、市内の文化財件数は389件となりました。
- イ 市が管理する史跡弘法山古墳の遊歩道階段補修と桜剪定、県史跡針塚古墳の支障木伐採、県宝橋倉家住宅の支障枝剪定、市重要文化財松澤家長屋門の支障木伐採と、市特別天然記念物伊和神社のケヤキ群など指定文化財2件の説明看板の改修等を行いました。
- ウ 県宝里山辺お船祭のお船（下金井）、市重要有形民俗文化財の松本城下町の舞台（飯田町1丁目）の保存管理事業に補助金を交付しました。
- エ 地区史等発行事業（山辺地区）に補助金を交付しました。
- オ 市重要無形民俗文化財「奈川獅子」の保存伝承活動を行う「奈川獅子舞保存会」など、計9件の文化財保存等活動団体等に補助金を交付し、保存活動を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市には多くの文化財が先人たちの努力で残されてきましたが、社会変化や災害等により文化財を継承する環境は年々厳しさを増しています。
- イ 市所管の文化財の適切かつ計画的な維持管理に努めるとともに、文化財所有者の保護に係る経済的負担を軽減するため、文化財指定の推進と保存管理事業への補助を行います。
- ウ 松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、一層の文化財の保存活用を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和31年4月 松本市文化財保護条例制定
- 33年3月 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則制定
- 57年7月 松本市文化財保護事業補助金交付要綱制定

イ 統計資料

市内指定・登録文化財件数（令和8年3月31日現在）

（単位：件）

	国	県	市	合計
有形文化財（建造物、彫刻、歴史資料等）	20	20	136	176
無形文化財	0	0	0	0
民俗文化財（有形、無形）	3	1	30	34
記念物（史跡、名勝、天然記念物）	6	15	69	90
登録有形文化財	79		7	86
選択無形民俗文化財	2	1		3
合 計	110	37	242	389

※ 国有有形文化財は重要美術品2件を含む。

4 埋蔵文化財保護事業

文化観光部 文化財課

(1) 目標

文化財保護法に基づき、主に開発事業により破壊される埋蔵文化財について発掘調査による記録保存を行うとともに、郷土の歴史・文化資産として活用することにより、地域に誇りや愛着の持てるまちづくりを目指します。

(2) 令和7年度の実施状況と成果

- ア 開発事業等にもなう埋蔵文化財保護協議を 614 件行いました。
- イ 遺跡の分布や範囲、性格等を確認するための試掘調査を 33 件（353㎡）実施しました。
- ウ 現地発掘調査として、市単独事業 5 件、受託事業 2 件、松本城南・西外堀復元事業に伴う調査を 1 件実施しました（5,099㎡）。遺物等の整理作業は 4 件実施し、調査報告書を 1 冊刊行しました。
- エ 会場開催による発掘報告会と速報展を開催し、140 人の参加者がありました。また報告会の内容を編集し 5 件の動画を配信しました。速報展は、考古博物館で開催し、開催期間中の入館者数は 577 人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 古くから政治や文化の中心だった松本には、745 か所の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。
- イ 今後も大型開発事業に係る発掘調査の予定があるため、適切に対応できるよう調査体制の確保に努めていきます。
- ウ 限られた経費と期間で最大限の成果が上げられるよう、発掘調査技術の継承も含め職員の資質向上を図る研修を継続して実施します。
- エ 埋蔵文化財に対する市民の理解を深めるため、発掘調査の現地説明会や発掘報告会、遺物等の速報展示のほか、動画配信や SNS 等による周知に引き続き取り組んでいきます。

(4) 統計資料

年度	調査件数		事業費 (千円)	発掘調査			報告書	
	発掘 (件)	整理 (件)		調査面積 (㎡)	調査延日数 (日)	遺物量 (箱)	冊数 (冊)	総頁数 (頁)
R 2 年度	7	7	103,850	5,104	660	64	2	56
R 3 年度	7	8	73,030	3,391	507	68	2	146
R 4 年度	5	7	84,890	3,324	635	49	1	120
R 5 年度	2	5	78,830	672	242	11	1	48
R 6 年度	4	8	55,280	2,959	767	23	3	368
R 7 年度	8	4	72,820	5,099	1,030	43	1	280

※ 松本城南・西外堀発掘調査分を含む

5 殿村遺跡史跡整備事業

文化観光部 文化財課

(1) 目標

現地での保存が決定し、虚空蔵山を中心とする中世の宗教的遺跡と推定されている殿村遺跡について、発掘調査のほか周辺一帯の総合調査を実施し、遺跡の全容を明らかにした上で史跡整備を実施するものです。

(2) 令和7年度の実施と成果

史跡指定に向けたステップとして、文化庁が作成する「指定相当の埋蔵文化財」リストへの掲載を目指し、遺跡の価値付けについて長野県（担当：県民文化部文化振興課）から助言を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合調査により明らかとなった文化財的な価値付けを踏まえ、史跡指定に向けた調整を調査指導委員会及び文化庁と進めます。
- イ 遺跡を将来的な地域づくりの資源として活かしていくため、調査成果を分かりやすく市民に伝え、大人から子どもまで誰もが関心を高められるよう普及公開事業を継続していく必要があります。
- ウ 史跡指定後は保存活用計画を策定し、地域のまちづくりに繋がる活用を検討していきます。

(4) 現在までの経過

平成 20 年 9 月	統合小学校建設に伴う発掘調査により 15 世紀に築造された石垣や造成跡が出土
21 年 7 月	教育委員会が遺跡の現地保存を決定し、市長が四賀地区連合町会長会に対し回答
22 年度	殿村遺跡調査指導委員会設置、調査計画策定、第 2 次発掘調査
23 ～ 29 年度	発掘調査（殿村遺跡第 3 ～ 9 次・虚空蔵山城跡第 1 ～ 3 次）、所蔵資料調査（絵図・古文書）、中世石造物調査、講演会等普及公開事業を毎年実施
30 年度	虚空蔵山岩屋神社詳細測量、調査成果整理作業、報告会・講演会等を実施
令和 元 年度	殿村遺跡（第 1 ・ 9 次・総括）・虚空蔵山城跡の調査報告書を刊行
2 年度	総合調査報告書を刊行
4 年度	文化庁から「指定相当の埋蔵文化財」リスト掲載候補遺跡として通知

6 小笠原氏城館群史跡整備事業

文化観光部 文化財課

(1) 目標

松本城につながる小笠原氏の城館群である井川城跡、林城跡（大城・小城）の3城跡について、一層の保存活用を図るため、必要な調査を実施し国史跡の指定を受けた上で、史跡整備を行うものです。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、今後の具体的な史跡整備の内容を定めた「史跡小笠原氏城跡整備基本計画」をもとに、水文調査、支障木伐採、石垣三次元測定の整備事業を行いました。
- イ 史跡の遺構の状況を確認するための発掘調査を、井川城跡及び林城跡（大城）で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 史跡小笠原氏城跡の保存活用を図るため、整備基本計画に基づき段階的に史跡整備に取り組む必要があります。
- イ 県史跡桐原城・山家城・埴原城をはじめ、市域には保存状況が良好で特徴的な山城が数多く存在しており、これらについても広域での群指定も視野に史跡として保存活用を図っていく必要があります。
- ウ 近年の戦国ブームにより山城に対する市民の関心が高まっており、積極的な普及公開事業の推進が求められています。

(4) 現在までの経過

- | | |
|----------|--|
| 平成 24 年度 | 中条保育園建設予定地が井川城跡隣接地に決定 |
| 25 年度 | 井川城跡第1次発掘調査
県史跡5城（林大城・小城・桐原城・山家城・埴原城）の国史跡指定要望（地元3町会） |
| 26 年度 | 井川城跡と県史跡5城の一体的な保存方針を示す。井川城跡第2次発掘調査 |
| 27 年度 | 文化庁と協議した結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに、指定対象を井川城跡・林城跡（大城・小城）の3城に絞る。学術調査報告書刊行 |
| 28 年度 | 井川城跡と林城跡（大城）が国史跡小笠原氏城跡として指定
林城跡（小城）の試掘調査・石垣測量を実施 |
| 29 年度 | 林城跡（小城）の縄張調査を実施し調査報告書を刊行、井川城跡の一部用地を取得 |
| 30 年度 | 林城跡（小城）が国史跡小笠原氏城跡に追加指定 |
| 令和 元 年度 | 国史跡指定記念事業（講演会、企画展示、講座等）を実施（参加者約3,000名） |
| 2 年度 | 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定に着手、井川城跡の一部用地を取得 |
| 3 年度 | 史跡小笠原氏城跡保存活用計画を策定 |
| 5 年度 | 史跡小笠原氏城跡整備基本計画を策定 |
| 6 年度 | 整備基本計画に基づく整備事業に着手、林城跡（大城）第2次発掘調査 |
| 7 年度 | 井川城跡第4次発掘調査、林城跡（大城）第3次発掘調査、井川城跡の一部用地を取得 |

歴史・文化遺産の継承

7 まつもと文化遺産活用事業

文化観光部 文化財課

(1) 目標

松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存活用を図るとともに、住民の皆さんが地域の文化財を主体的に活用し、文化財を核とした地域の活性化を図るものです。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を2回開催しました。また、3団体に補助金を交付しました。
- イ 認定遺産候補の地区に対してまつもと文化遺産認定制度を周知し、相談・助言の支援を行いました。
- ウ SNSを活用し、「まつもとの文化財」の継続的な情報発信を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市文化財保存活用地域計画に基づき、具体的な保存活用の施策を検討し、市民と行政の協働による文化財保護と、歴史や文化を活かしたまちづくりを推進します。
- イ 引き続き「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、「まつもと文化遺産」の認定を行うとともに、文化財の保存活用の施策を検討します。
- ウ 文化財をより広く多世代に周知するため、SNSや動画による情報発信を継続します。

(4) 現在までの経過

- | | |
|-----------------|---|
| 平成 23 年 6 月 8 日 | 松本市歴史的風致維持向上計画を国土交通大臣が認定 |
| 25 年度 | 松本市歴史文化基本構想の策定に着手 |
| 30 年 2 月 | 松本市歴史文化基本構想を策定 |
| 30 年 7 月 20 日 | 第1回まつもと文化遺産保存活用協議会を開催 |
| 31 年 2 月 | 松本市文化財保存活用地域計画を策定 |
| | 「古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂～」(沢村地区)及び「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」(今井地区)の2件を「まつもと文化遺産」に認定 |
| 令和 元 年 7 月 19 日 | 松本市文化財保存活用地域計画が全国初の国の認定を受ける |
| 2 年 3 月 | 「嶋之内の成立と発展～平瀬城&犬甘城 街道と水～」(島内地区)及び「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」(安原地区)の2件を認定 |
| 3 年 3 月 | 「野麦街道と集落と集落を結ぶ里道～交通の要衝として発展を遂げたあたらしの郷～」(新村地区)を認定 |
| | Facebook による情報発信を開始 |
| 4 年 6 月 | Instagram による情報発信を開始 |
| 4 年 11 月 | 「城下町から商都へ 町民の信仰と祈り 暮らしの中のお祭」(第二地区)、「四ヶ堰と芳川地区の生活を支えた用水路(堰)」(芳川地区)の2件を認定 |
| 5 年 11 月 | 「貞享騒動の記憶」(義民塚を守る会)を認定 |
| 7 年 3 月 | 「虚空蔵山と善光寺街道～祈りの道～」(四賀文化財保護協会)を認定 |

8 史跡弘法山古墳再整備事業

文化観光部 文化財課

(1) 目標

3世紀前半から半ばに築造された東日本最古級の古墳として知られる史跡弘法山古墳について、規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査を行い、保存活用計画を策定します。保存活用計画策定後、古墳の再整備事業に移行します。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 令和元～5年度に実施した史跡弘法山古墳及び周辺古墳群の調査成果と、昭和49年第1次弘法山古墳発掘調査成果の再検討によって、『史跡弘法山古墳発掘調査報告書』を刊行しました。
- イ これまで、弘法山古墳は、松本平や信濃の古墳時代の始まりを告げる古墳として位置づけられていました。新たに得られた調査成果により、東日本さらには全国の古墳時代の始まりを考える上で、欠かせない古墳であることが明らかになりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 弘法山古墳は、昭和56・57年度に実施した整備箇所の盛土流出に伴う古墳の保存への悪影響、植生の適切な維持管理、史跡の本質的価値の把握や周知が不十分であるなどの保存活用上の課題があります。
- イ 令和元～7年度に、弘法山古墳及び周辺古墳群の調査事業を実施し、史跡の本質的価値の明確化、保存活用上の課題の整理等に取り組んできました。この成果を踏まえ、保存活用の基本方針等を定め、史跡の適切な保存活用を図るため、令和8年度から保存活用計画の策定に取り組めます。

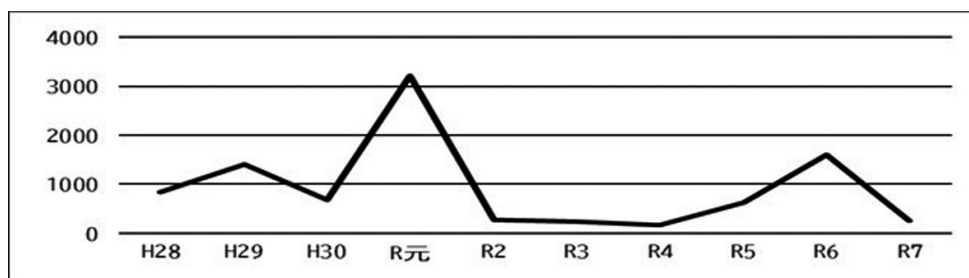
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和49年	発掘調査により東日本最古級の前方後方墳であることが判明
51年	国の史跡に指定
56・57年度	墳頂部などの史跡整備を実施
平成9年度	駐車場及びトイレの整備を実施
24～26年度	古墳北側斜面裾部整備（崩落防止のための擁壁設置）
令和元年度	弘法山古墳及び周辺古墳群の測量調査に着手
元～5年度	大学との連携による周辺古墳群の測量調査及び発掘調査を実施
2～5年度	弘法山古墳の規模や形状を確認するための発掘調査を実施
6年度	調査報告書刊行のための整理作業に着手
7年度	『史跡弘法山古墳第2～4次・棺護山古墳群・中山北尾根古墳群発掘調査報告書』を刊行

イ 統計資料

市民公開の状況（史跡弘法山古墳、小笠原氏城跡、殿村遺跡に係る講座等の参加人数）（単位：人）



9 国宝旧開智学校校舎の保存活用

文化観光部 博物館

(1) 目標

近代学校建築として初めて国宝に指定された建築物を博物館分館として公開するとともに、その価値を広く情報発信し多くの人に知っていただき、永く後世に伝えるため適切な調査、研究及び保存管理に努めます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 開智小学校児童の地域学習活動の一環として、旧開智学校校舎内外にて学習成果発表展示、各種催しが開催されました。
- イ 「松本国宝の架け橋プロジェクト」が実施した「国宝の架け橋リビング」と連携して、明治の授業体験等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 保存活用計画の方針に基づいた保存と活用を進めます。
- イ 国宝松本城等の文化財や地域住民活動との連携、学校学習活動への協力に取り組みます。

(4) 現在までの経過

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 昭和 36 年 | 国の重要文化財に指定 |
| 39 年 | 松本市本町から松本市開智の現在地に復元・竣工 |
| 40 年 | 教育博物館として開館 |
| 62 年 | 重要文化財開明学校校舎（愛媛県西予市）と姉妹館提携 |
| 平成 17 年 | 重要文化財旧岩科学校校舎（静岡県賀茂郡松崎町）と姉妹館連携 |
| 令和 元 年 | 国宝に指定 |
| 3 年 | 耐震対策工事に着手し、臨時休館 |
| 4 年 | 防災設備整備工事に着手 |
| 6 年 | 耐震対策及び防災設備整備工事が完了し、再開館 |

10 伝統的建造物の保存活用の推進

文化観光部 博物館

(1) 目標

松本まると博物館構想の理念に基づき、現地で保存する指定文化財建造物を博物館の分館として活用しています。文化財建造物の価値を明らかにするための調査研究を行い、その価値を広く情報発信し多くの人に知っていただくとともに、永く後世に伝えるため適切な保存管理に努めます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

複数の文化財建造物を有する松本市歴史の里について、保存活用計画策定に着手し、主に県と計画の内容について相談を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市歴史の里の保存活用計画について、計画策定の前提として通常の維持管理体制を強化し、その上で計画を作成するよう県から指導があったため、継続して検討していきます。
- イ 慎重な保存管理が必要な伝統的建造物は、関係機関と調整し適切に管理すると共に、活用について継続して検討していきます。

(4) 現在までの経過

- | | |
|----------|---|
| 昭和 44 年度 | 中田家の庭園と住宅が市重要文化財に指定 |
| 52 年度 | 長野地方裁判所松本支部が丸の内へ移転 |
| 54 年度 | 中田氏庭園が長野県名勝に指定され、住宅部分が市重要文化財中田家住宅と改称 |
| 57 年度 | 旧松本区裁判所庁舎が島立へ移築復元完了、日本司法博物館として開館 |
| 平成 13 年度 | 日本司法博物館所有の建物は無償、土地は有償で日本司法博物館から松本市へ譲渡 |
| 14 年度 | 松本市歴史の里 開館（旧松本区裁判所庁舎、旧松本少年刑務所独居舎房、市重要文化財工女宿宝来屋、旧昭和興業製糸場、木下尚江生家） |
| 16 年度 | 市重要文化財高橋家住宅が松本市に寄贈 |
| 28 年度 | 松本市歴史の里に隣接する日本浮世絵博物館との連携開始（観覧料割引制度） |
| 29 年度 | 旧松本区裁判所庁舎が国の重要文化財に指定 |
| 令和 元 年度 | 旧昭和興業製糸場（歴史の里）が国の登録有形文化財に登録 |
| 4 年度 | 市重要文化財中田家住宅が松本市に寄贈 |
| 6 年度 | 松本市はかり資料館（旧竹内度量衡店店舗兼主屋西棟、東棟、蔵座敷）が市登録文化財に登録 |

11 旧市立博物館解体事業

文化観光部 博物館

(1) 目標

史跡松本城保存活用計画、松本城及びその周辺整備計画、松本市歴史的風致維持向上計画に基づき、史跡松本城の歴史的景観の保存のため、市立博物館移転後の旧博物館及び重要有形文化財収蔵庫を解体・除却します。

(2) 令和7年度の実施と成果

建物の解体を完了しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

令和7年度に解体を完了し、跡地は砂利敷きの広場になりました。

(4) 現在までの経過

- 令和4年度 文化庁現地指導による試掘調査を実施
- 5年度 解体工事設計
- 6年度 廃棄物処理、解体工事着手
- 7年度 解体工事完了

12 松本城の世界遺産登録の推進

文化観光部 文化振興課

(1) 目標

国宝松本城を保護、保存し、次世代へ継承するため、松本城の世界文化遺産登録を目指しています。世界遺産に登録されるためには、国内暫定一覧表に記載されることが必要であるため、関係団体と連携して一覧表見直しに向けた提案書の作成等に取り組むとともに、市民及び観光客等にも広く理解を求めています。

(2) 令和7年度取組と成果

- ア 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会は、世界遺産登録に関する普及活動として、「松本城の日」記念事業（光谷拓実氏（奈良文化財研究所名誉研究員）・麓和善氏（名古屋工業大学名誉教授）による講演会、新聞全面広告等）を実施しました。
- イ 国宝5城による「近世城郭の天守群」登録に向け、第6回3市市民交流会を松江市で開催しました。
- ウ 「近世城郭の天守群」提案書（改訂版）を文化庁へ提出しました。
- エ 韓国から世界遺産専門家を招聘し、松本城・犬山城・松江城の視察及び東京での国際専門家意見交換会を開催しました。
- オ 金沢市で開催された城塞軍事遺産国際学術委員会（ICOFORT）ワークショップに参加しました。
- カ 文化庁文化審議会世界遺産部会委員1名に天守群の取組みについて説明を行い、理解を得ました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会と連携して世界遺産登録推進事業を実施し、多数の市民の参加がありますが、若者の参加が少ないことが課題となっています。
- イ 令和3年3月に文化庁から暫定一覧表見直しについて方向性が示され、令和6年4月には文化庁文化審議会世界遺産部会に暫定一覧表追加資産検討に係るワーキンググループが設置されたことから、見直し実施に向けて準備を進める必要があります。
- ウ 国宝5城等による「近世城郭の天守群」のシリアル・ノミネーション（連続する資産）での登録を目指して、関係市との連携を進めていますが、県を含めた推進体制の整備が必要となります。

(4) 現在までの経過

- 平成13年度 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会を設立、市民アピールを採択
- 18年度 暫定リスト登録をめざし文化庁へ提案書を提出（継続審議）
- 19年度 再提案書と検討状況報告書を文化庁へ提出
- 20年度 文化庁から審議結果（カテゴリーⅠb）
彦根市、犬山市と国宝四城近世城郭群研究会を設置し、担当者レベルで研究を開始
- 23年度 松本市、犬山市及び彦根市の3市で、（仮称）国宝四城世界遺産登録推進会議準備会を設立
- 24年度 同準備会に専門家によるワーキンググループを設置、開催
- 27年度 文化スポーツ部文化振興課に世界遺産推進担当を設置
長野県教育委員会事務局と（仮称）松本城世界遺産調査研究に係る連絡会議を開催
- 28年度 同準備会を近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会（松本市、犬山市、松江市）に移行
- 令和元年度 文化庁の「我が国における世界文化遺産の現状と課題に関する調査」について長野県と回答
- 3年度 長野県、松本市が共同で「近世城郭の天守群」提案書を文化庁へ初提出
- 4年度 3市長が姫路市長を表敬訪問し、国宝5城による世界遺産登録への理解を求めた。
- 5年度 姫路市及び彦根市担当者と意見交換を実施し、天守群の取組みについて理解を得た。
- 6年度 長野県、松本市が共同で「近世城郭の天守群」提案書（令和6年6月版）を文化庁へ提出
- 7年度 長野県、3市準備会が共同で「近世城郭の天守群」提案書（令和7年10月版）を文化庁へ提出

スポーツを楽しむ環境の充実

スポーツ部 スポーツ事業推進課
国スポ・全障スポ企画課

1 スポーツ振興事業

(1) 目標

生涯にわたりスポーツに親しみ活動することで、健康増進や交流人口の拡大を図り、活力あるまちの実現を目指します。

(2) 令和7年度取組みと成果

ア 第2次松本市スポーツ推進計画を策定し、市民が日常的にスポーツに楽しみ、その力を生かしてより豊かな暮らしの実現を目指すため、「～『スポーツ楽都』松本を目指して～」をキャッチフレーズに掲げ、具体的な取組みの方向性を示しました。

イ スポーツ教室等の開催

親子体操教室やシニア健康教室などを開催し、幅広い世代に対して日常的に体を動かす習慣の定着を図りました。また、障がいの有無にかかわらず参加できるパラスポーツ体験教室を開催し、市民の相互理解の促進と参加機会の充実を図りました。

ウ プロスポーツ団体との連携事業

各競技のプロスポーツ団体と連携し、「松本市民デー」や「ホームタウンデー」を実施することで、交流人口の増加促進及び市施策のPRを図りました。

エ 中学校休日部活動の地域展開への取組み

中学校休日部活動の段階的な地域展開に向け、教育委員会と連携し、地域クラブの創設及び活動支援を推進しました。また、指導者の確保と生徒の参加促進を一体的に進め、地域におけるスポーツ環境の充実を図りました。

オ 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催推進事業

2028年に開催される信州やまなみ国スポ・全障スポ大会に向け、松本市実行委員会を設立し、開催準備に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形で楽しく参画し、「豊かさ」と「幸せ」を実感できるまちの実現を目指しています。こうした中、市民が日常的にスポーツに親しむための具体的な方策及び効果的な周知方法の確立が課題となっています。

イ プロスポーツ団体との連携事業は、交流人口の増加や地域経済の活性化に寄与していることから、今後も継続的に事業を展開し、取組みを推進していく必要があります。

ウ 令和8年度末の中学校部活動の完全廃止に向け、地域の受け皿づくりや指導者の育成・確保が課題となっています。このため、教育委員会をはじめ、スポーツ協会や地域の競技団体等と密接に連携し、取組みを推進していく必要があります。

エ 信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の開催に向け、市民の機運醸成が求められています。また、来訪する選手や関係者に対し、松本市の魅力を十分に発信する取組みを推進する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年度	東京 2020 オリンピック聖火リレー 全日本女子野球連盟から女子野球タウンに認定 東京 2020 パラリンピック事前合宿（フランス・パラサイクリング） プロスポーツ出前コーチング事業開始（令和 5 年度終了） パラスポーツ普及啓発事業開始 V C 長野トライデントと連携協定を締結
4 年度	松本マラソン 2022 開催 休日部活動の地域移行プロジェクトチーム会議設置
5 年度	2023 年日中友好都市中学生卓球交流大会開催 第 1 回松本ローズカップ開催 松本マラソン 2023 開催
6 年度	第 2 回松本ローズカップ開催 松本マラソン 2024 開催 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会設立
7 年度	第 3 回松本ローズカップ開催 松本マラソン 2025 中止 松本マラソンの終了を決定 ドミニカ共和国スポーツ交流事業実施 松本市準備委員会を信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会へ改組

イ 統計資料

(ア) 各スポーツ教室等の参加者数（延べ人数）

項目	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
親子対象	754 人	1,032 人	986 人
成人対象	2,491 人	2,788 人	2,079 人
パラスポーツ	835 人 （うちパラスポフェス 135 人）	455 人 （うちパラスポフェス 81 人）	521 人（うちファミリースポーツ カーニバル 202 人）
合計	4,080 人	4,275 人	3,586 人

体験種目一例：パラ卓球、ボッチャ、吹矢、車いすスラローム、シッティングバレー、車いすテニス、車いすポートボール、車いすダンス、車いすラグビー、車いすソフトボール、フロアバレーボール、フロアホッケー、車いすハンドボール、フライングディスク、ダンス、ブラインドサッカー、ウォーキングサッカー、車いすバスケットボール

(イ) 中学校部活動地域展開の取組

事業名	R 6 年度	R 7 年度
公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金	10 件	4 件
地域クラブ創設支援補助金	12 件	19 件
プロスポーツ連携事業（派遣コーチング）	16 回・438 人	16 回・360 人
プロスポーツ連携事業（指導者研修）	8 回・95 人	8 回・93 人
スポーツ医学に基づいた指導者研修	—	2 回・29 人

2 スポーツ施設管理運営

スポーツ部 スポーツ施設整備課

(1) 目標

市民のニーズや利用状況等を踏まえ、将来を見据えたスポーツ施設の整備及び複合・集約化等を進めます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 改修
 - 今井体育館劣化度調査
- イ 移転
 - (ア) 波田中央運動広場移設整備事業
用地取得、解体工事
 - (イ) 波田扇子田運動公園移設整備事業
令和7年10月に移設整備が完了し、11月から全面利用再開
- ウ 国民スポーツ大会関係施設改修事業
 - 四賀ゲートボール場人工芝新設工事、野球場外トイレ改修工事
 - 浅間温泉庭球公園人工芝張替・照明機器LED化工事・駐車場用地取得
- エ ネーミングライツ導入
 - (ア) 柔剣道場（愛称：テスコム・エレコム武道場）
 - (イ) 浅間温泉庭球公園（愛称：オムニコート浅間温泉テニスパーク）
 - (ウ) 波田扇子田運動公園（愛称：タカサワ通商 SENSUDA Park）
- オ 指定管理（更新）
 - 期間：令和8～12年度 松本市民プール外2施設

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア すべての利用者が安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化や昨今の気候変動による熱中症や落雷のリスクへの環境整備が求められています。また、更衣室やトイレの設計においては、ジェンダー平等の視点にも配慮した整備が重要です。
- イ 施設の老朽化や多様化する市民ニーズを踏まえ、計画的かつ長期的な改修・整備を確実に進めるとともに、アーバンスポーツなどに対応した施設整備や施設の集約・複合化についても検討が必要です。
- ウ 住民サービスの向上と経費削減を両立するため、指定管理者制度を活用した効率的な運営を進めるとともに、誰もが使いやすい運営体制の構築に積極的に取り組みます。

(4) 現在までの経過

- ア 社会体育館大規模改修事業
 - 令和3年度 非構造部材耐震化工事（波田B&G、南部屋内運動場、四賀屋内ゲートボール場）
 - 4年度 非構造部材耐震化工事（今井体育館・島立体育館・庄内屋内プール）
 - 6年度 非構造部材耐震化及び大規模改修工事（梓川体育館）
- イ 総合体育館改修事業
 - 平成25年度着手 令和6年度事業完了

変化する時代の観光戦略

1 時代の変化に沿った観光の振興

文化観光部 観光ブランド課

(1) 目標

松本市観光ビジョンに基づき、本市の特色を活かし、コロナ後のニーズの変化に対応した、国内外へのプロモーション、公式観光情報サイトによる情報発信、広域観光ルートの整備促進や訪日外国人旅行者受入環境整備、ロケ・コンベンションの誘致支援等の事業を推進し観光誘客を図ります。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

ア	国内誘客宣伝	デジタルツールや交通広告等を活用した国内広告宣伝、旅行博への出展
イ	海外誘客宣伝	広告宣伝、台湾及びタイの旅行博出展、海外旅行会社との商談会・セールス、アドベンチャーツーリズムガイド育成、食の多様性対応受入環境整備
ウ	広域観光の推進	日本アルプス観光連盟、3つ星街道観光協議会及び松本・白馬・長野インバウンド観光連携等によるプロモーションの実施
エ	受入体制の整備	松本駅～松本城エリアの公衆無線LAN環境の面的整備
オ	情報発信事業	公式観光ホームページ「新まつもと物語」の運営とリニューアル
カ	冬季誘客促進事業	イルミネーション等の冬季イベントを連動させたプロモーションの実施
キ	高付加価値事業	高付加価値旅行者誘致に向けた各種調査及び実証事業の実施
⇒本市の入込数は前年比 21.3%増、外国人宿泊数は 742.6%の増となりました。		

(3) 現状の分析と今後の課題

ア	少子高齢化による生産年齢人口の減少に加え、アフターコロナ以降、大きく変化した旅行者の価値観や需要に対応した取組が必要です。
イ	令和5年度に策定した「松本市観光ビジョン」に基づき、消費額増加、周遊・滞在の促進につながる施策の推進とプロモーションが必要です。
ウ	観光ビジョンに基づく役割分担のもと、市と松本観光コンベンション協会が連携し、観光事業者とともに、持続可能な観光地づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 18 年度	「誘客宣伝」「受入態勢整備」「情報発信」を柱にした観光戦略を策定
30 年度	「国際観光都市」「山岳観光都市」「文化観光都市」を観光の目指す姿とした、新たな「松本市観光ビジョン」を策定
令和 4 年度	「松本市観光ビジョン」見直しに向けて、観光データ調査分析事業を実施
5 年度	データ分析、地域事業者向けワークショップ、有識者会議、パブリックコメントを実施し、その結果を反映した新たな「松本市観光ビジョン」を策定
6 年度	観光ブランディングロゴ及びキャッチコピー「SOUNDS MATSUMOTO」の制作

イ 統計資料

観光地利用者数

(各年1月～12月、単位：人)

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
総数	4,974,149	2,546,241	2,628,196	3,771,482	4,573,328	4,941,225	4,968,377
国宝松本城	912,449	377,901	384,796	664,482	885,028	986,225	911,087
美ヶ原高原	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500	421,200	398,890
上高地	1,240,600	427,200	517,100	813,400	1,327,200	1,530,200	1,666,800

変化する時代の観光戦略

2 信州まつもと空港の利用促進

文化観光部 観光ブランド課

(1) 目標

信州まつもと空港の利用促進を図るため、本市に事務局を置く「信州まつもと空港地元利用促進協議会」を通じて、長野県や運航会社、旅行代理店等と連携を密にしながら、就航路線（札幌新千歳線、札幌丘珠線、福岡線、神戸線、大阪線）のPR・宣伝事業を展開します。

(2) 令和7年度の実施と成果

ア 信州まつもと空港地元利用促進協議会による取組状況

- (ア) 県と連携した利用促進の取組の実施（就航先都市でのイベント出展等）
- (イ) 安定した利用率確保のためのテレビ・ラジオ・WEB広告等による運航会社支援
- (ウ) 協議会加盟市町村住民等を対象とした地元からの空港利用を促進する施策の実施（冬期利用促進助成金交付、地元旅行事業者への商品造成に対する助成金交付）

イ 松本市による取組状況

就航先都市の旅行事業者への営業訪問や商品造成に対する助成金交付

ウ 取組結果

定期便利用率は75.5%、利用者数は248,963人と令和6年度に続き好調でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県内唯一の空の玄関口として、県及び地元地域が連携して利用促進することにより、交流人口の拡大や地域の活性化などを目指します。

イ 12月から2月の冬期間の利用率が落ち込むため、効果的な冬期利用促進策の実施が必要です。

ウ 神戸線の再復便化に向けた利用促進、札幌丘珠線の認知度向上のためのプロモーションが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年	ジェット化開港（札幌新千歳線、福岡線、大阪線運航）
11 年	地元地区（松本市・塩尻市等）が中心となり、「信州まつもと空港地元利用促進協議会」（事務局：松本市観光温泉課）を設立
22 年	JALが撤退しFDAが就航（札幌新千歳線、福岡線を各路線1日1往復運航）
26 年	JALが大阪線を夏季節運航として再開（8月1日～31日）
27 年	FDAが福岡線を1日1往復から2往復に複便化（3月29日～）
30 年	FDAが札幌丘珠線を期間限定の定期便として新規開設（8月8日～31日）
令和 元年	FDAが神戸線を通年運航の定期便として新規開設（10月27日～）
3 年	FDAが神戸線を1日1往復から2往復に複便化（8月27日～）
4 年	FDAが札幌丘珠線の夏ダイヤ化による運航期間拡大（3月27日～）
7 年	FDAが神戸線を冬ダイヤから1日1往復に減便（10月26日～）

イ 統計資料

信州まつもと空港定期便利用状況

（各年4月～3月、利用者数単位：人、利用率：%）

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
利用者数	144,498	72,975	125,625	220,276	251,406	247,963	248,963
利 用 率	68.6	41.6	46.7	66.1	72.5	71.4	75.5

※ FDA 就航 平成22年6月～

世界に冠たる山岳リゾートの実現

総合戦略局

アルプスリゾート整備本部

1 アルプスリゾートブランディング事業

(1) 目標

市民の認知度向上はもちろんのこと、旅行者の満足度を高めてリピート化や滞在型に繋げるため、岳都・松本が持つ魅力の磨き上げとシンカを図り、世界水準の上質な山岳リゾートの実現を目指します。

そのため、松本高山 Big Bridge 構想に連動し、アルプス山岳郷エリアにおけるブランディングを推進するものです。

(2) 令和7年度 of 取組みと成果

- ア 山岳郷エリアの市場価値を高め、認知度向上だけでなく来訪・再訪につながる取組みを通じて、交流人口拡大・地域消費の増加を目指すために、各種メディア発信やデジタルプロモーション実施、WEBサイト運用を行いました。
- イ 山や自然が持つ様々な魅力や価値を共有し、すべての世代にその魅力や価値の浸透を図るため、登山の安全啓発、アウトドアの楽しみ方、自然体験を組み込んだプログラムを通年で実施しました。
- ウ 乗鞍高原内の持続可能な観光地域づくりと脱プラ・脱炭素推進の住民理解のため普及啓発事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 各媒体によるプロモーションに合わせ効果検証を実施し、より効果的なプロモーションが実施できるようPDCAサイクルを推し進めます。
- イ より多くの交流人口を得られるよう、山岳エリアへの来訪を促すプログラムを開設し、山岳観光地利用者のリピーター増加を目指します。
- ウ ゼロカーボンを観光に結び付けて誘客に繋げるよう、地域と地元観光団体と一体となり、乗鞍高原のサステナブルツーリズムを推し進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン2014」を策定
令和2年2月	白骨温泉まちづくり委員会が「白骨温泉まちづくり委員会 事業推進計画」を策定
3年3月	乗鞍高原の地域ビジョンである「のりくら高原ミライズ」を策定
4年2月	さわんど温泉つなぐプロジェクトにて「さわんど温泉未来構想図」を作成
4月	乗鞍高原が脱炭素先行地域の採択を受ける。
5年3月	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地の採択を受ける。
7年7月	松本（信州）と高山（飛騨）を結ぶ全長117kmのトレイル「信飛トレイル」がオープン

イ 統計資料

安曇・奈川地区の観光客の延べ利用者数

平成29年度：2,063,400人、平成30年度：2,049,300人、令和元年度：2,053,300人

令和2年度：962,700人、令和3年度：978,400人、令和4年度：1,483,400人

令和5年度：1,865,540人、令和6年度：2,182,900人、令和7年度：2,318,700人

世界に冠たる山岳リゾートの実現

2 東山地域等観光施設事業

文化観光部 観光ブランド課

(1) 目標

多様化する観光ニーズや時代の変化を的確かつ柔軟に捉え、豊富な地域資源を生かし、訪れる観光客に配慮した観光施設の維持管理を行います。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

ア 東山地域等の観光施設の維持管理

ふれあい山辺館非常用照明器具取替工事、松香寮浴室系統塩素滅菌器及びバルブ修繕工事、竜島温泉配管設備改修工事、美鈴湖東側トイレ洋式化、美ヶ原駐車場売店排水管ドレンバルブ改修工事など

イ 遊歩道・登山道の維持管理

倒木撤去、松枯れ木伐採工事、登山道補修工事

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 設置から年数が経過した観光施設が多く、計画的な大規模改修及び解体を視野に入れた取り組みや、指定管理者との調整が必要です。

イ 突発的な故障が発生した場合は早急な対応が必要となるため、利用者や指定管理者に不便が生じないように維持管理を行うことが必要となってきます。

ウ 施設の計画的な維持管理に加えて、指定管理者と連携し、施設の魅力発信の充実に努める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

三城いこいの広場（昭和58年建設）、梓川地域休養施設（松香寮）（昭和61年建設）、浅間温泉会館（昭和62年建設）、梓水苑（平成5年建設）、竜島温泉施設（平成12年建設）、ふれあい山辺館（平成15年建設）
東山の遊歩道・登山道の維持管理

イ 統計資料

観光地利用者概数

（各年1月～12月、単位：人）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
美ヶ原温泉	515,700	326,900	328,000	404,300	451,900	445,300	445,000
浅間温泉	596,000	350,200	410,000	544,800	575,600	614,400	601,300
美ヶ原高原	492,100	295,300	300,600	395,700	382,500	421,200	398,890
美鈴湖	61,900	46,000	26,600	52,200	53,100	53,800	51,300

世界に冠たる山岳リゾートの実現

3 美ヶ原エリア

文化観光部 観光ブランド課

(1) 目標

これまでの自然豊かな美ヶ原高原の魅力に加え、今までと違った新たな魅力を整備・発信するとともに、浅間温泉や美ヶ原温泉、三城等の周辺地域と一体的にプロモーションすることで、日本に誇る高原観光地を目指します。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 除草や倒木撤去等、東山一帯の遊歩道・登山道ルートの維持管理を行い、ササ刈り等の自然再生事業を実施しました。
- イ 美ヶ原高原へのアクセス向上として、松本駅から美ヶ原高原間の直行バス（1日2往復）を運行し、二次交通を確保するとともに、PRに努めました。
- ウ 「松本市美ヶ原再生計画」（令和4年12月策定）に基づき、林道美ヶ原線の改良、植生調査、Wi-Fiスポット・ライブカメラの運用等に取り組みました。また、「松本市美ヶ原高原魅力向上事業構想会議」を開催し、美ヶ原駐車場売店及び三城いこいの広場の再整備に向けた事業構想案の検討を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成27年度からロングトレイル踏破証の発行を開始するなどPRに努めていますが、今後は美ヶ原高原の魅力を感じて滞在、リピートにつなげる取り組みが必要です。
- イ ロングトレイルの魅力を市民や観光客に広く周知することで利用の推進を図る必要があります。
- ウ コロナ禍後のアウトドア観光の需要を確認しながら、誘客の推進を図ります。
- エ 再生計画に基づき、東山地域の豊かな自然環境の再生と施設の再整備等による新たな魅力の創出に継続して取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過（登山道・遊歩道等の整備経過等）

平成20年度	三城登山コース	測量、道標設置
21年度	アルプス展望コース	測量、道標設置、土留め他工事
22年度	茶臼山～三峰山コース 袴越コース	測量、道標設置、整備他工事
	烏帽子岩～武石峰コース	
23年度	美ヶ原台上コース	公衆便所設置、道標設置
24年度	美ヶ原高原ロングトレイル完成	道標設置
令和4年度	松本市側の美ヶ原における様々な課題を解決するための方針を定め魅力向上に取り組むために「松本市美ヶ原再生計画」を策定	
7年度	施設の再整備に向けた具体的な検討を進めるため、外部有識者、地元関係者等と交えた「松本市美ヶ原高原魅力向上事業構想会議」を開催	

イ 統計資料

美ヶ原高原直行バスの運行状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乗車人数（人）	2,156	1,228	1,631	2,472	4,218	4,626	6,822
運行日数（日）	73	72	71	73	69	72	76
運行便数（本）	290	288	284	292	276	288	304

4 奈川観光施設事業の推進

(1) 目標

市民等のウインタースポーツの振興や地域の活性化、雇用の創出を図るため、野麦峠スキー場の利用促進に取り組みます。

(2) 令和7年度の実績と成果

- ア 安全で快適に利用いただくため、故障している7台の降雪機の内1台を更新しました。
- イ 指定管理者や「野麦峠スキー場盛りあげ隊」と共に地域が一体となり、イベントの開催や誘客活動に取り組み、利用促進を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 近年のスキー人口の減少や雪不足により、スキー場の経営は不振が続いています。令和7年度シーズンにおいても、小雪の影響により特に営業開始月（12月）及び営業終了月（3月）の客足が乏しく、利用者数は前年比16.1パーセントの減となっています。なお、施設や設備及び備品の老朽化が進んでいるため、引き続き計画的な修繕、更新が必要です。
- イ 今後も地域一体となり、野麦峠スキー場を冬の拠点とした奈川地区への誘客活動を展開するとともに、一層の利用促進を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和56年12月	供用開始
59年	第5ペアリフト新設
60年	第6ペアリフト新設
62年	第7スカイライナーリフト（4人乗り高速リフト）新設
平成4年	第8スカイラビットリフト（2人乗り高速リフト）新設
8年	第1ペアリフト新設
18年	第6ペアリフト廃止
20年9月	管理運営にあたり、指定管理者制度を導入
30年9月	指定管理者 契約更新
令和6年	第7スカイライナー・第8スカイラビットリフト改修 除雪用タイヤドーザーの更新
7年	降雪機（スノーマシン）1台の更新

イ 統計資料

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用者 (単位：人)	27,724	25,523	31,249	25,768	21,818	30,827	25,871
リフト収入 (単位：千円)	41,772	37,443	47,437	40,457	34,722	49,496	44,495

5 上高地対策事業

(1) 目標

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ、災害対策や管理用道路の再整備等に取り組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(2) 令和7年度の実施と成果

- ア 管理用道路の整備や松本市上高地電力施設の拡張等について、工事を進めました。
- イ これら工事を内容とする「上高地「再生と安全プロジェクト」」について、梓川の自然な流れの再生と安全な利用環境整備の両立を目的とすることなどの情報発信を実施しました。
- ウ ふるさと納税制度を活用した寄附の募集及び受入れを行いました。
- エ 中部山岳国立公園上高地連絡協議会において、上高地における河床上昇への対応について、進捗状況や課題の共有を行うとともに、上高地ビジョン改定に向けた検討を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア プロジェクトに関する情報発信や、ふるさと納税制度等を活用した財源確保を継続します。
- イ 環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災が両立した河床上昇対策に向け、調整を図ります。
- ウ 焼岳火山防災対策や上高地孤立対策を進めるとともに、本市が文化財としての上高地の管理団体に指定を受けたことを契機に、保存と活用が調和した管理を進めるなど、関連事業の実施を本格化させます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	中部山岳国立公園上高地連絡協議会が「上高地ビジョン2014」を策定 「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定 国土交通省松本砂防事務所が土砂移動のモニタリング調査を開始
27年度	管理用道路整備に係る調査、検討に着手
令和2年度	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認
3年度	管理用道路整備の一部工事に着手 中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ
4年度	クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を開始 中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手
5年度	新村橋架け替え工事に着手
7年度	上高地電力供給施設拡張工事に着手

イ 統計資料

上高地の観光客の延べ利用者数

令和2年度： 426,900人、令和3年度： 517,100人、令和4年度： 873,400人

令和5年度： 1,327,200人、令和6年度： 1,530,200人、令和7年度： 1,666,800人

6 上高地観光施設事業の推進

(1) 目標

上高地を訪れる観光客の満足度を高め、リピーターや長期滞在者の増加を図るため、優秀な人材の確保や定着に向けて従業員満足度の向上に取り組みます。

(2) 令和7年度の実施計画と成果

- ア 上高地アルペンホテルについては、手数料がかからない自社サイトによる予約受付を伸ばす取り組みとして、自社サイトを利用した予約が最安値となる料金設定とすることはもちろん、リアルエージェント等に提供している予約枠を減らすことによって手数料削減に努めました。
- イ 従業員の居住環境改善及び従業員確保の一環として、従業員部屋の間仕切りや居住用コンテナハウスの設置を行うことで個室化を推進しました。
- ウ 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、上高地観光施設事業の経営戦略を改定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 情報発信・外客誘致等を更に強化していくとともに、付加価値の高いサービスを提供することで利用者の満足度を高めます。
- イ 専門的なコンサルティングによる経費削減や就労環境の見直し等により、経営の安定化に努めます。
- ウ 上高地の在り方の検討に合わせて、地域の宿泊事業者等との関係を密にし、公営企業の役割と経営の在り方を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年	徳沢ロッジ大規模改修工事完了
28 年	上高地食堂にキャッシュレス決済導入
29 年	上高地アルペンホテル大規模改修工事完了
令和 元 年	上高地アルペンホテル・上高地食堂に Free Wi-Fi を整備
2 年	徳沢ロッジに Free Wi-Fi を整備
5 年	上高地食堂売店にてコロンビア商品の販売を開始

イ 統計資料

(単位：人)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
上高地アルペンホテル	4,284	4,286	8,216	9,971	9,973	9,779
上高地食堂	39,642	48,589	79,262	117,121	137,886	145,840
徳沢ロッジ	2,058	3,148	4,294	5,051	5,105	5,427
焼岳小屋	263	297	124	450	227	420